

此の爻下に在るを以て趾とす、之れを賁るものは二なり、二は離の中畫、文明の在る所、初爻最も二に近し、故に其の趾を賁ると云ふ、互卦坎を車と爲す、車は六二を指して言ふ、此の爻、四に應じて二に比せず、故に車を舍つと云ふ、艮に變ずれば止と爲す、舍つるの象なり、徒は歩行なり、六二の文は、初九の受けざる所なり、故に義六二の車に乗らず、徒歩して上行し、以て六四に合ふ、紛華を慕はず、淡泊にして自ら甘んずるの象なり、象傳の意、凡そ車に升る者は必ず上に在りて方に乘るべし、初九は下に在れば、乗るの理なし、故に不乗と云ふ、初の四に應ずるは正なり、二に従ふは不正なり、正しければ則ち義、正しからざれば則ち不義なり、君子の取舍する所、一に義に決するを謂ふなり、

六二賁其須。○象傳曰。賁其須。與上興也。

須は面の毛なり、此の卦三四五上頤の卦に似たり、六二頤の下に在るを以て須と曰ふ、變じて免と爲る、免を口と爲す、口旁の文なるもの、須に若くはなし、凡そ頂の髪ある、口の須ある、耳鼻の毫ある、皆陰血の形、柔を以て剛を文るものなり、然れども陰柔にして自ら動くこと能はず、必ず陽に附麗す、須、美なりと雖も必ず頤に附

くが如し、六二既に自ら賁り、又九三に附きて九三の賁りと爲すなり、象傳の意、須は頤に隨ひて動くものなれば、附く所に繋り、上と同じく興るを謂ふなり

九三賁如濡如。永貞吉。○象傳曰。永貞之吉。終莫之陵也。

此の爻、一剛を以て二柔の間に介し、錯雜して文を爲し、又離艮相連なり、兩卦相賁る賁の盛んなるものなり、故に賁如と曰ふ、如は助辭なり、濡如とは、此の爻、互坎の中畫、坎を水と爲す、濡の象なり、飾る所の文采鮮澤なるを謂ふ、然れども之れを濡と謂へば、亦陷るの義なり、既未濟に首を濡し尾を濡すと云ふ、皆濡ほして陷るものなり、此の爻、物の飾りを受け、物も爲めに溺れんことを恐る、故に之を戒めて、永貞なれば吉と云ふ、其の文の過ぎんことを戒むるなり、象傳凌とは、陷溺の謂なり、九三剛正を以て自から持し、陰に溺れざれば濡ふが如しと雖も、之れを凌ぐものなきを謂ふなり、

六四賁如皤如。白馬翰如。匪寇婚媾。○象傳曰。六四當位疑也。匪寇婚媾。終无尤也。

三四二爻剛柔相錯はる、故に賁如と云ふ、皤は白なり、良を石と爲す、石の色白きは

蹄の象、中爻震を駟足と爲す、駟は白足の馬なり、白馬の象、翰如は馬の行くこと、翰の飛ぶが如きなり、寇は三を指し、媾は初を指す、九三五坎の中畫四と相比して、四惟初に應ず、故に白馬の翰如たるものは、三の寇に比するに非ず、乃ち其初の婚媾を求むるのみ、象傳の意、六四疑ふべきの位に當るものは、三に近きを以てなり、六二其文を以て初九を賁るも、初九潔きを全くして之れを受けず、初九の潔きを全くするものは、四の爲めにするなり、六四正を守り、三を以て寇と爲して、之れに媾するなければ、三之れを求むること能はずして、終に過尤なきと謂ふなり、

六五賁于丘園。束帛戔々。吝終吉。○象傳曰。六五之吉。有喜也。

此の爻、下に應なくして、密に上九剛陽の賢に比し、賁りを上九に受たるものなり、丘園は上を指す、上は陽剛にして外に處る、乃ち賢人丘園に隱るゝの象、丘園に賁るとは、猶飾りを丘園に受くと云ふかごとし、束帛は賢者を聘するに用ゐる禮物なり、戔々は剪裁分裂の狀にして、淺小の意なり、六五は岩穴に在るの賢士を求め、束帛戔々として、其の爲す所吝なるが如し、其の儀文薄しと雖も、末俗を挽回するの機、實に是に在り、故に上九と志を合せて吉なるなり、象傳喜ありとは、上九の

賢者を得て事を共にし喜びあるを謂ふなり、

上九白賁。无咎。○象傳曰。白賁无咎。上得志也。

賁は君子の樂む所に非ず、故に之れに終るに白賁を以てす、白は上九を指す、其の賁る所のものは四五にして、上九自ら白を以て賁りとするに非ず、此の爻、卦の上艮止の終りに居り、全體文なきの賁にして、即ち彖傳文明以止の止の字なり、上九白色を以て、下二柔を賁る、大凡そ文極れば必ず弊る、艮の篤實ありて、以て其の終りを敦厚にすれば、則ち弊に至らず、此の爻、賁の極、物極れば則ち變ず、故に色あれば色なきに復す、此れ白賁の義、文勝ちて質に反る、何の咎か之れあらん、象傳上得志也とは、此の爻、賁の極に居り、繁文縟禮を以て、一切に掃ひ去り、只本色上より、其陵替を反して、以て淳朴に歸せんとす、此れ賁道の咎なき所以、白賁の志を得るを謂ふなり、



艮上 坤下

序卦傳に曰はく、賁者飾也、致飾然後亨、則盡矣、故受之以剝、剝、文飾甚だ過ぐれば、則ち亨の極と爲す、亨極まれば、則ち文盛んにして實衰ふ、亨れば則ち盡くるなり、故

に貴の卦に次ぐに剝を以てするなり、夫れ造化の理、文勝てば必ず傲る、朝華の草、夕へにして零落す、天の道なり、貴は飾りて之れを増し、剝を褫ひて之れを去る、新として故ならざるなく、芳として萎まざるなし、此の卦、坤を下にし、艮を上にし、一陽上に在りて、五陰並び進む、陽道將に終らんとす、故に剝と曰ふ、事に在りては、禍亂已に成るとし、死亡將に近づかんとし、天時、人事物理皆然らざるなし、然れども天下の事、善く變ずるものは、禍を轉じて福と爲し、善く變ぜざるものは、吉を化して凶と爲す、故に剝は始め凶にして、終り凶ならず、復は始め吉にして、終り凶、此れ二卦往來順逆の占なり、

剝不利有攸往。

剝の字、刀に从ひ、录に从ふ、剝は刻割なり、故に剝を裂とす、刀を以て割き削りて之れを去るなり、此の卦、九月の卦にしに、萬物を剝落す、又五陰方に盛んにして一陽を剝す、故に往く攸あるに利しからずと云ふ、

彖傳曰、剝剝也、柔變剛也、不利有攸往、小人長也、順而止之、觀象也、君子尙消息盈虛、天行也。

剝は剝也とは、陰の陽を剝するを謂ふ、五陰上り進みて、上の一陽を變せんとするなり、往く所有るに利しからずとは、卦體を以て言ふ、小人長ずるなりとは、陰邪の勢方に張るを謂ふ、君子坤下艮上の象を觀、順止の義を得、蓋し姤より觀に至るまで、皆陰進の卦なりと雖も、未だ五を剝するに及ばず、五は君位なり、君心未だ剝せざれば、則ち轉移すること機あり、陽道猶行ふ可し、此に至れば、則ち君心を併せて之れを剝すればなり、凡そ卦畫皆象にして觀るべし、剝に於て獨り之れを言ふものは、變に處する君子の爲めに之れを言ふなり、消息は盈虛の方に始まるなり、盈虛は消息の已に成るなり、消息盈虛の四字、皆陽を以て言ふ、復は陽の息なり、剝は陽の消して將に虛ならんとするの時なり、天行は天道自然の運なり、天運の流行する、消すれば必ず息あり、盈つれば必ず虚しきあり、君子之れを尙ひ、天時に順ひて行ふ、故に剝の時に處ると雖も、憂ひて其の守る所を變ずるに至らず、大凡そ物既に其の盛を極むれば、則ち必らず衰ふ、自ら以て順止すべきの理あればなり、

象傳曰、山附于地、剝上以厚下安宅。

山は高く地上に聳ゆるものなり、今山の下址、朽蝕して銷圯すれば、則ち陷下して

地に歸着す、剝の象なり、君子此象を見て、上以て下を厚くし、宅を安くす、上とは一陽上に在るの象を取りて言ふ、下を厚くするは、坤の象、宅を安くするは、艮の象、下は上の本、未だ本固くして能く剝するものならず、故に上の剝は必ず下よりす、下剝すれば、則ち上危し、上に居るもの、此の理を知れば、則ち其下を厚くす、乃ち己れの宅を安くする所以なり、艮體一陽上に覆ふ、宅舎の象あり、故に宅を以て言ふなり、陽を君と爲し、又君子と爲す、陰を民と爲し、又小人と爲す、民生厚ければ、則ち邦本自ら固きなり。

初六、剝牀以足。蔑貞凶。○象傳曰、剝牀以滅下也。

牀と貞とは君子を指し、剝と蔑と凶とは小人を指す、牀は座臥して人の身を安んずるものなり、此の卦、上實下虚にして、牀も亦上實下虚なり、故に取りて以て象となす、剝の初六は、則ち姤の初六なり、陰の陽を消する、下より始まり、姤の一陰始めて一陽を下に消す、猶牀を剝して先づ其の足に及ぶがごとし、蔑は猶削のごとし、小人の君子を剝せんとする、先づ忽せにして搖かし易き所より、之れを中傷し、漸く陷溺に至らしむ、例へば其牀下に侍り、密かに牀の足よりして之れを剝き落さ

んとするが如きを謂ふ、蔑貞とは人の權勢を剝せんとするに、先づ其の爪牙股肱たるものを逐ひ斥くるが如し、象傳の意、先づ下より剝して、漸々上に及ぶを言ふなり。

六二、剝牀以辨。貞凶。○象傳曰、剝牀以辨。未有與也。

辨とは牀身の下、牀足の上、牀身と分辨するの處を謂ふ、剝の六二は、則ち遯の六二、陽を剝して下卦の中畫に至る、猶牀足より剝して幹に至るがごとく、其の毒益深く、孽ひ益重く、蔑貞の凶、知るべし、象傳の意、與は及なり、此の爻中にあり、群陰と心を同じくして、上九の君子を剝せんとするに、其の居る所卑下なるを以て、其の害未だ上九の躬に及ばざるを言ふなり。

六三、剝之无咎。○象傳曰、剝之无咎。失上下也。

剝の六三は、則ち否の六三、陽を剝して己に三に及ぶ、三は牀の上なり、牀を剝すと云ふ、其の辭、初六六二六四に比すれば、差や緩なり、陽を剝して三に及ぶものは、陰長するの勢に乗じて、此に至る、専ら三の罪に非ず、三、陽を剝するの位に居ると雖も、獨り上九の一陽と應ずるが故に、陽を害するの

心なし、故に聖人特に其の辭を異にし、以て初二四の三陰に別つなり、象傳失上下也とは、此の爻、四陰の中に居り、之れと黨せずして、獨り上の一陽に應ずるは、上下の陰を失ひて、上九の陽を得、四小人を失ふは、一君子を得る所以、故に各なきを謂ふなり。

六四 剥牀以膚。凶。○象傳曰。剥牀以膚。切近災也。

膚は薦席なり、獸の皮毛あるが如し、既に牀を剝し盡して、次ぎに其の膚に及ぶ、陰長ずること已に盛んにして、陽の剝すること已に甚だし、貞の道已に消す、故に蔑貞と云はずして、直ちに凶と云ふ、小人君子を剝することを計ると雖も、其の實自ら剝することを知らざるなり、象傳の意、牀を剝して膚に及び、災身に近きを謂ふなり。

六五 貫魚以宮人寵。无不利。○象傳曰。以宮人寵。終无尤也。

易中魚と言ふものは、皆巽を指す、中孚の豚魚、井の鮒、姤の有魚、无魚の類、見るべし、乾の初爻より遞に變じて四に至る、每爻皆巽の象あり、五陰に至り剝と爲れば、則ち巽初めて亡ぶ、故に貫魚と曰ふ、此の卦、一陽上に在り、五陰之れを戴きて主とす

るを以て、上を王の象と爲し、五を以て王后と爲す、亦變例なり、艮に體す、艮を門闕と爲す、宮の象、王后五に居るを以て、之れを推せば、四を夫人と爲し、三を九嬪と爲し、二を世婦と爲し、初を御妻と爲す、皆后を佐くるものなり、故に四より以下、總て名つけて宮人と爲し、皆陰爻を以て象を取る、以て之れを將るるなり、五、上の剛と相親む、故に寵を獲るの象あり、后を宮人の主と爲す、五の群陰を統ふるは、後の衆妾を統ふるが如く、衆陰陽を戴くは、後の衆妾を將るて進御し、均しく王に寵愛せらるゝが如し、剝して四に至るは凶なり、此れを過ぐれば、聖人言ふに忍びず、故に特に此の義を發し、以て天下の母儀を示す、其の陽を剝して凶に至らんよりは、次を以て陽に承くるの利たるに若かんや、凡そ卦五陰にして一陽なれば、則ち一陽之れが主たり、三の上下を失ひ、獨り一爻を以て上に歸するも、猶能く各なし、六五衆陰を統べて内附す、其の功尤大なり、宜く天寵を承けて利しからざるることなかるべし、豈特り各なきのみならんや、之れを勉むるなり、聖人陽を扶け陰を抑ふるの意、見るべし、象傳の意、五本と陰を以て陽を剝す、今群陰を率るて、以て寵を陽に受くれば、則ち制を陽に受くるを以て尤なしと云ふなり、夫れ小人にして君子あり

るを知れば、則ち君子亦且之れが爲めに過ちを補ふの門を開き、終に剝を爲さしめず、是れ所謂下を厚くするなり、

上九碩果不食。君子得輿。小人剝廬。○象傳曰。君子得輿。民所載也。小人剝廬。終不可用也。

碩果は碩大の果なり、陽は大なれば碩の象とす、衆陽皆變じ、上九の一陽巋然として獨り存す、猶碩大の果、高枝に在りて、幸に人に食はれざるかぞとし、食はざれば則ち爲に復生するの理あらんとす、蓋陽は陰の能く盡く剝する所に非ず、故に碩果食はれずと云ふ、君子は一陽を謂ふ、坤を輿と爲す、五陰上九の一陽を承載す、人の車上に在るが如し、故に輿を得るに象とる、小人は上九變じて柔と爲るを謂ふ、一陽上より五陰を覆ふ、廬の象なり、奇變じて偶と爲れば、則ち廬の破壊するが如し、言ふこゝろは、君子能く小人を覆ひ、小人必ず君子に頼りて以て其身を保つ、今小人君子を剝せんと欲すれば、則ち君子亡びて小人亦其の身を容るゝ所なく、自ら其の廬を剝するが如し、故に君子輿を得、小人廬を剝するの二義、並び行はれず、二占並び用るず、若し君子輿を得れば、則ち小人も亦其の廬を得、若し小人廬を剝

せば、則ち君子も亦其の輿を失ふ、此の爻、剝の終りに當り、吉凶未だ定らず、故に吉凶を謂はざるなり、象傳の意、民は五陰を謂ふ、君子輿を得れば、則ち衆陰小人を以て稱せず、故に民の載する所と云ふ、廬は頼りて以て身を安んずる所のものなり、今既に剝す、身爲に何に由りて庇はん、小人の爲に計るに、此の術終に用う可らずとなり、



震上坤下

序卦傳に曰はく、物不可以終盡、剝窮上反下、故受之以復と、夫れ物剝盡するの理なし、陰極まれば則ち陽生ず、陽の剝せらるゝこと、上に極まりて、復下に生ず、上に窮まりて下に反るなり、故に剝の卦に次ぐに復を以てするなり、易の卦、皆反復對待して、以て造化人事往來に象とる、而して否泰剝復、尤も明切と爲す、宇宙間、万事万物往きて復らざるなし、但四時寒暑節候のみならず、四時寒暑は、占ふを俟たずして知るべし、聖人卦を畫し、物を開き務めを成す、人道を立つるなり、復は順動なり、天下の道、皆順動に外ならざるなり、

復。亨。出入无疾。朋來无咎。反復其道。七日來復。利有攸往。

此の卦、剝上に往きて、復下に反る、復の象、又震を反生と爲す、反りて坤地の下に生ず、又坤を母と爲し、震の長男始めて生ず、又震は大塗、坤は大地、皆往くべきもの、往く者は必ず復る、皆復の象なり、

周

陰氣陽を侵し、陽其の位を失ふ、此に至りて始めて反り、初に起る、故に之れを復と謂ふ、按ずるに、卦陽の生ずるを復と爲し、陰の生ずるを姤と爲す、須らく二卦の義を取る、何れよりすること、明かにすべし、六合の氣、天は陽氣なり、初めて生ずるを以て主と爲す、地は陰氣なり、後に凝るを以て客と爲す、陽は子月に生ず、已に至りて極まり、陰は午月に生じ、亥に至りて極まる、復は主其の宅に在るなり、姤は客驟かにして至るなり、此れ復姤の二卦、名を命ずるの本意なり、陽反りて復ず、生々の氣、此れより萌動す、故に亨と曰ふ、疾は遠迫の義なり、出入无疾以下、皆初九の一爻を主として言ふ、出は剛長ずるなり、入は剛反るなり、一陽始めて生じてより、漸く進みて六陽の乾と爲る、臨に在りては九二となり、泰に在りては九三と爲り、大壯に在りては九四と爲り、夬に在りては九五と爲り、乾に在りては上九と爲る、凡そ六辟卦の主たるもの、皆此一陽なり、復に至り、一陽始めて生じ、陽次を以て消す、

易

周

而して此の一陽先づ見えざるなり、其の後、五陽消し盡きて、此の一陽始めて下に復り生ず、是れ出よりして入、絶えて急迫なることなし、故に出入无疾と曰ふ、朋は同類なり、一陽生ずれば、則ち諸陽漸を以て生ず、故に朋來と云ふ、无咎とは一陽事に先きだち、動きて順行すれば、衆陽亦各其の序に依りて至るが故に凌ぎ逼るの患なきを謂ふ、反は往きて還るなり、來は還りて至るなり、反復其道とは、反りて以て其の道に復るを謂ふ、卦畫下より起る、震を大塗と爲す、道を行くの象あり、其の道は則ち復より臨、而して泰、而して大壯、而して夬、而して乾に至るの道、復の初爻は、乃ち其の行の發する所、故に復と曰ふ、然れども反は尙途に在るを以て言ふ、復とは歸りて本位に就くなり、七五とは則ち其の反りて來る期なり、乾よりして姤の一陰始めて生じ、乾上九の陽擯せられて卦外に在り、反の始めなり、而して遯、而して否、而して觀、而して剝、而して坤、一陽未だ至らず、復に至り始めて見はるゝは、即ち七卦を歴るなり、故に七日と曰ふ、卦を以て月に配すれば、建午より建子に至るを七月と爲す、日と言ふものは、古人月を呼びて日と爲す、豳風の詩に、一之日、二之日と云へる、是なり、月は日を紀する所以なり、七日にして來復し、一陽方に來る、

易

其の數此くの如なれば、往く所有るに利し、即ち又一陽の長じて漸く進み、以て乾に至るを言ふなり、

彖傳曰、復亨。剛反、動而以順行。是以出入无疾、朋來无咎。反復其道。七日來復。天行也。利有攸往。剛長也。復其見天地之心乎。

剛反るとは、剝の剛上に窮り、下に反りて復と爲るを謂ふ、復の字を釋して、亨るの意自ら其の中に在り、剛既に反れば、則ち日に長じ日に盛んにして亨る、此の卦、卦徳を以て言へば、下動き、上順ふ、震動坤順の中に行はる、順は其動を善くする所以なり、是を以て出よりして入、凌遽の病なく、其の終るや、衆陽類を引きて進み、壯罔の愆なし、陰生じてより、陽復るに至るまで、凡そ七日、此れ天道の行、自然にして然るなり、一陽微なりと雖も、其の勢則ち長ず、五陰衆しと雖も、其の勢則ち消す、故に往く所あるに利しきは剛長ずるなりと云ふ、六十四卦、天地の心寓する所に非ざるなし、而して此卦に於て、獨り天地の心を見ると云ふものは、一陽始めて動くの際に於て、天地物を生ずるの心を見るを謂ふなり、天地物を生ずるの心、固より未だ嘗て息まず、端倪見るべきなけれども、惟一陽の動く、生意始めて發するを以て、

其の端緒を見るべきなり、

象傳曰、雷在地中復。先王以至日閉關、商旅不行、后不省方。

陽氣出で、雷と爲る、秋よりして冬に至り、陽氣消して能く雷と爲るものなし、今一陽復地中に還り、未だ雷と爲ること能はずと雖も、春時の雷は、則ち此れ復還する一陽の爲る所なり、故に雷地中に在りと云ふ、商は行商なり、旅は旅人なり、后は君なり、省方とは、巡狩とて國中を巡行することなり、一陽始めて生じ、微なりと雖も、安靜にして長ず、先王天道に順ひ、冬至の日、一陽の生ずるに當り、安靜にして之れを養ひ、此の日は關門を閉ぢて開かず、商旅の通行を止め、外に在る者は、内に入らしめず、又人君は他方を巡行せずして、内に在る者外に出でず、蓋し地上をして安靜ならしめ、以て地下初動の陽氣を養はんと欲するなり、商旅は其の尤も動く者を擧げ、方を省するは、其の最も大なるものを擧げ、以て其餘を該ぬるなり、至口は震一陽の象、戸を闔るを坤と爲す、一陽下に横はるは、關を閉るの象、震を大塗と爲し、坤を衆と爲す、商旅の象、震を君と爲す、后の象、坤を國土と爲す、方の象、君、五爻の位に居らずして、初爻に居るは、深宮に居て方を省せざるの象なり、

初九不遠復。无祗悔。元吉。○象傳曰。不遠之復。以修身也。

此の卦象辭は専ら氣數を以て言ひ、爻辭は専ら人事を以て言ふ、上體は乃ち坤にして靜かなるの時、下體乃ち震にして動くの始め、初九は又復りて反るの機なり、此の爻、一陽を以て五陰の主と爲り、動きて復るは、遠からずして復るなり、人の心一たび動きて道を失ふことありと雖も、遠からずして其の本心に復るときは、悔に抵ることなし、故に元吉と云ひ、象傳にも身を修むると謂ふなり、

六二休復。吉。○象傳曰。休復之吉。以下仁也。

休は美なり、此の爻、位を得て中に處る、初爻の陽に比し、初爻を以て仁を輔くるの友と爲し、往きて之れに依り、以て善に復す、故に休復と曰ふ、象傳仁に下るとは、下仁人に就くを謂ふなり、易六十四卦、未だ嘗て仁を言はず、僅に此に見はる、遠からずして復るは、則ち是れ仁なるを知るべし、

六三頻復。厲无咎。○象傳曰。頻復之厲。義无咎也。

此の爻、震の終りに居り、剛に變ずれば、互體坎と爲り、水に阻られ、進むこと能はずして後に復るものなり、頻復と言へば、則ち其の頻りに失ふを知るべし、唯其の復

るが故に、厲しと雖も、咎なきを得るなり、象傳の意、厲うきありと雖も、復れば則ち能く過ちを補ふを以て、義に於て咎なしとするなり、

六四中行獨復。○象傳曰。中行獨復。以從道也。

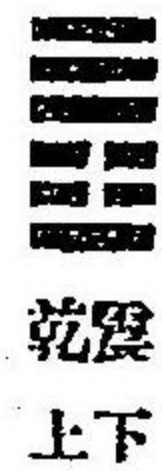
此の爻、上下に二陰ありて、厥の中に居り、其の類に従はずして、獨り初爻に應ず、故に中行獨り復ると云ふ、象傳の意、此の爻、衆陰の中に居り、惟道に従ひ、衆に従はざるを謂ふ、其の獨り從ふを美するなり、

六五敦復。无悔。○象傳曰。敦復无悔。中以自考也。

此の爻、柔中の徳ありて、君位に居る、成卦の主にして、復の道に篤きの君とす、然れども比なく應なし、故に事を過つも他の力を假らず、自ら其の非を知りて、之れを改むるに吝なることなし、力足らずと雖も、志は則ち厚し、故に復るに敦し、悔なしと云ふ、象傳自から考すとは、人に資らず、自から反省して其の徳を成すを謂ふ、考は成なり、

上六迷復。凶。有災眚。用行師。終有大敗。以其國君凶。至于十年弗克征。○象傳曰。迷復之凶。反君道也。

復るに迷ふとは賢師良友ありと雖も其の言を用るず不其の心を以て自から是
 とすることなり災は天災にして外より來るもの管は己れの過ちよりして起る
 ものなり此の卦六爻共に道に復るの遲速を以て辭を設く初爻は陽を以て陽に
 居り道に復るの速かなるものなり又此の爻は陰を以て陰に居り卦の終りに居
 れば道に迷ふこと遠く且深くして其の身を終るまで復ることを知らざるもの
 なり是れを以て初九とは其の義相反し初九は速かに復るを以て元吉と曰ひ此
 の爻は復るに迷ふを以て凶と曰ひ大敗と曰ひ十年征する能はずと曰ひ深く復
 るに迷ふの罪を責むるなり而して災管ありとは災害並ひ至るの義なり復るに
 迷ふの尤も甚しきものは兵を窮め武を黷すに過ぐるなし故に天意を以て言へ
 ば其の凶は災管に見はれ人事を以て言へば其凶は師を行るに見はる終に大敗
 ありとは其始め未だ必ず勝たざるに非ざれども終には其の師大に敗れ管に兵
 卒を失ふのみならず其殃延きて國君に及び身死し國亡ぶるを謂ふなり十年は
 數の終りなり日を積み歳を累ぬるも終に軍功を成すこと能はず仇終に報ゆ可
 らず國終に復す可らざるを謂ふなり此の卦坤を衆と爲す艮に變ずれば大象は



離なり離を戈兵と爲す下震を大塗と爲す衆人戈兵を以て大塗に動く師を行る
 の象なり卦の全體師に似て下坎と爲らず師敗るゝの象十は坤の終りを以て言
 ふ屯の十年頤の十年皆互卦に坤あり坤數十に窮るなり象傳の意陽剛は即ち君
 道にして坤陰之れを滅するを以て君道に反すと云ふなり

序卦傳に曰はく復則不妄矣故受之以无妄と无妄は誠なり復は誠に反るを求む
 る所以なり復なれば則ち无妄なり故に復の卦に次々に无妄を以てするなり又
 雜卦傳に大畜時也无妄災也とあり時とは當に然るべくして然るもの災とは當
 に然るべからずして然るもの時と災と相反するなり卦天雷を取るのは万理
 天に原づき天命一に成る一は生氣の始め震體一陽乾の初なり乾一索して震を
 生じ爰に始めて衷を降す人能く失はざれば即ち是れ共由の路なり夫れ心なけ
 れば自得し意あれば則ち私と爲る但能く惡を去れば別に善あるなし苟も能く
 妄なければ即ち至誠に同じ妄と无妄と毫忽の間千里の差なり有无倏忽の間の
 み疾なしと雖も藥を舍つる能はず牛を覓めずと雖も尙耕耨を問ふ无妄は易道

の至妙たる所以なり、
无妄元亨利貞其匪正有眚不利有攸往。

无妄は誠なり此の卦乾上震下動くに天を以てす故に名つけて无妄と曰ふ誠は
天の道なり故に元亨利貞の四徳あること乾と同じ誠本と正しからざるなし其
とは別に戒めを設くる辭なり正しければ則ち動きて利しからざるなし其の正
しきに非ずして往く所有らんと欲するは是れ人欲の爲めに使はるゝ所に於て
妄動なれば管あることを免れず故に往く所あるに利しからざるなり、

象傳曰无妄剛自外來而爲主於內動而健剛中而應大亨以正天之
命也其匪正有眚不利有攸往无妄之往何之矣天命不佑行矣哉。

此の卦震初の一剛乾より來りて内卦の主と爲る此くの如くして動くは天動に
して人動に非ず故に无妄と曰ふ下剛にして動き上剛にして健私欲作らず柔邪
の心自ら消す五剛を以て中正に居り二復中正を以て相應ず故に其の道大に亨
通して真正此れ天の賦與する本然の命人にして天なるものなり然るに若し无
妄に止らずして更に往く攸有らんと欲すれば是れ无妄の中よりして妄を生ず

るなり故に天の補助せざるところと爲る行矣哉とは行く可きや否行く可らず
と云ふ意なり、

象傳曰天下雷行物與无妄先王以茂對時育萬物。

天の下に雷行くとば雷徧く天下を行きて一處の雷を聞かざるなきなり物與の
二字上に屬す與は猶從のごとし雷行き物應ずるの義なり言ふこゝろは雷聲の
動く物として及ばざるなく凡そ物の整するもの雷に従て驚起せざるなし雷私
に震ふことなく物私に應ずることなし故に以て无妄の象と爲す先王此の象を
觀て以て盛に天時に對し萬物を養育し萬物に順ひて萬物に逆はず天下を養ひ
て天下に私しせず能く其の无妄を全くするなり、

初九无妄往吉○象傳曰无妄之往得志也。

此の爻陽を以て陽に居り内卦の主たり震陽始めて生じ誠一未だ分れず動かん
と欲して未だ動かず天命を待つものなり故に苟も動けば必ず天に應ず是を以
て中に存するもの一念の誠ならざるなく外に見はるゝもの一事の誠ならざる
なし誠實无妄此くの如くなれば何れの處に往き何れの事を爲すも何の吉なら

ざることあらん故に无妄往けば吉と云ふ象傳の意无妄を以て往けば則ち身を修め人を治め往く所として其の志を得ざるなきを謂ふなり

六二不耕穫不菑畚則利有攸往。○象傳曰不耕穫未富也。

耕は田を反すなり穫は穀物を穫るなり菑は田の一成墾して方に成るもの畚は三成墾して己に熟するものなり夫れ人の妄ある期望に在り未だ耕さずして穫るを望み未だ菑せずして畚を望む意欲日に廣し妄に非ずと謂はんか此の爻中正にして五に應ず本と自から往くに利し然るに无妄の卦中獨り應を取らず其の繫着する所あるを慮るなり故に之れに告げて曰はく不耕穫不菑畚則利有攸往と不耕穫とは耕すに方りて其の穫ること有るを望まざるなり不菑畚とは菑するに方りて其の畚を成すことを望まざるなり人の妄心を除きて事ある所當に此くの如くなるべし故に往く攸有るに利しと云ふ必ず此くの如くにして後に利しきなり初爻を地位と爲し二爻を田と爲す震を耒耜と爲し禾稼と爲し互艮を手と爲す耒耜手に在るは耕の象禾稼手に在るは穫るの象なり象傳富は陽實を謂ふ此の爻陰虛にして富まざ其の五に應ずるを以て妄求の心あるを慮る

不耕穫を以て戒めを示すなり

六三无妄之災或繫之牛行人之得邑人之災。○象傳曰行人得牛邑人災也。

此の爻不中不正にして无妄の時に當り故なくして災に遭ふの象あり凡そ禍の意外に出るものを災と爲す牛は六三の有する所此の爻變すれば離と爲る牝牛の象或は之れを繫ぐとは上九之れを繫ぐ上九六三と應ずればなり行人邑人は皆六三を指す三を人位と爲すが故なり行きて路に在れば行人と爲す震は大塗なり足なり行人の象居て邑に在れば邑人と爲す巽を市邑と爲し艮を止と爲す邑人の象なり蓋し上九六三を繫がんとするも六三必ず上九に應ず可らず何んとなれば无妄の八卦皆繫應を以て妄と爲す况や三と上との不中不正なるものをや故に聖人六三に告げて曰はく今汝牛あり上九將に來りて汝が牛を繫がんとす汝若し他に行き上九と應ぜざれば則ち牛仍ほ汝の有なり汝若し止りて行かず上九に應ずれば則ち牛上九に得られ汝の有に非ざるなり夫れ己れの所有を以て忽ち之れを他人に屬す災に非ずして何ぞ象傳の意若し邑中に止るとき

九四可貞无咎。○象傳曰。可貞无咎。固有之也。

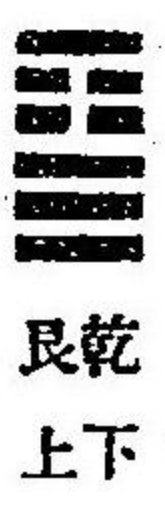
此の爻剛陽を以て乾に體す、後應與なし、本と自ら无妄なるものなり、固く此れを守れば咎なきなり、初九の往けば吉は、其の當に行くべき所に行くものなり、此の爻の貞す可し咎なしは、其の當に止まるべき所に止まるものなり、象傳固有とは、天徳は吾が性の固有する所なるを謂ふなり。

九五无妄之疾。勿藥有喜。○象傳曰。无妄之藥。不可試也。

此の爻中正を以て尊位に居り、二、中正を以て之れに應ず、應じて應に害なし、太虚の雲影、自ら去り自ら來るが如く、病むに足るものなし、若し之れを治むれば、卻りて妄を生ずるなり、故に藥を用るずして病自ら去る、因て藥するなくして喜びありと云ふ、凡そ疾より憂ひを生じ、憂ひ亦疾を生ず、疾去るを喜びありと云ふなり、互體變ずれば坎、坎を心病と爲す、疾の象、中爻巽木、艮石は藥の象なり、象傳試む可らずとは、藥を嘗むることを戒むるなり。

上九无妄行。有眚。无攸利。○象傳曰。无妄之行。窮之災也。

此の爻乾の終りに居る、其の六三震足と應ずるを以て、行くの意あり、但前に往くべきの地なし、退き下りて應ずる所に就くに過ぎず、然るに三上皆不中不正なるを以て、行けば必ず眚あり、象に所謂る匪正有眚、不利有攸往とは、正に此の爻を指すなり、象傳の意、此の爻、卦の終りに居り、時位已に窮極に至り、九を以て上に居り、處る所其の正を得ざるが故に、行く可らざるを謂ふなり。



乾上 艮下

序卦傳に曰はく、有无妄、然後可畜、故受之以大畜、と、无妄に非ずして畜ふるは、偽りを畜ふるなり、无妄の眞種子ありて、聖賢の萌蘗と爲り、然る後以て畜へて大に至るべし、故に无妄の卦に次ぐに大畜を以てするなり、夫れ人の人たる所以は、无妄なり、子曰はく、人として信なければ、車の軌輓なきが如しと、畜ふ可らざるの謂ひなり、乾、无妄に在りては、天徳と爲し、大畜に在りては、賢才と爲す、天徳ありて然る後、賢才たるべし、士、惟乾に體して後に才徳備はる、士、大に畜はへて、而して後に大に用ゐられ、人、主大に士を畜はへて、而して後に大賢を得、大畜たる所以なり。

大畜利貞。不家食。吉利涉大川。

畜を止と爲し、又蓋畜の義と爲す、小畜の畜と同じ、卦たる艮上乾下、艮の乾を畜るに取れば、畜止と爲し、天、山中に在る象を取れば、則ち蓋畜と爲す、止めて後に積むことあり、理自から相通ず、畜は貞靜を以て主とす、艮陽上に在りて、乾の三陽の上進するを養畜す、而して健始めて過ぎず、故に利貞と曰ふ、畜極まりて通ずれば、則ち當に君の祿を食みて家に食せざるべし、上九何天之衢なるもの、是れなり、大川を渉るに利しとは、出で、天下の險を濟ふべきを謂ふなり、艮を門闕と爲す、家の象、中爻兌口は食の象、上九畜極まりて通ずれば、艮家變じて坤國と爲る、故に家に食はずして、國に食ふの象あり、又乾健を以て兌澤を渉り、中爻震木、兌の前に在り、舟行きて前む、大川を渉るの象なり、

象傳曰、大畜剛健篤實輝光日新其德剛上而尚賢能止賢大正也。不家食吉養賢也利涉大川應乎天也。

乾は剛健にして、艮は篤實なり、朝旦を輝と爲し、日中を光と爲し、艮を光明と爲す、而して乾の行なり、日に一周して皆輝光日新の象あり、輝光日新の四字、句と爲し、其徳の二字、下に屬すべし、剛上は上九を指す、尚は孚契の意なり、上九剛徳を以て、

自から一卦の上は返き、爻より下卦の三陽を嘉尚す、同徳の故なり、能く健を止むは、乃ち其の之れを尙ぶの實を著はせるなり、三陽の尙ぶべきは、其の健なるが故なり、然れども健にして止まることを知らざれば、未だ健に過ぐることを免れず、能く健を止むるは、是れ發揚するもの太猛に戒め、精進するもの太鋭に戒め、健にして過ぎず、乃ち其の正を得るなり、家食せず吉とは、人君三陽の賢者を養ふを謂ひ、天に應ずとは、乾に應ずるを謂ひ、專ら一爻を指して、言はず、上下の卦、兩體相應するの義に取りて言ふなり、

象傳曰、天在山中大畜君子以多識前言往行以畜其徳。

山には元氣を含む、地よりして上は皆氣なり、則ち皆天なり、山は特に氣の聚りて形を成し、而して物の大を爲すものなり、其の地上に峙つや、磅礴蔽虧、四畔環合、天を其の中に蓋して、之れを有せんとするもの、如し、大畜の象なり、前言往行は、著見の謂なり、猶山のごとし、徳の體は、玄默清虛、猶天のごとし、天は山中に在り、徳は言行の中に在り、山は乃ち天中の物、原と以て天を域するに足らず、言行は乃ち徳の餘、亦豈以て徳を域するに足らんや、蓋し前言往行、俱に是れ古人心を用うるの

處にして、其の言に因りて、其の言ふ所以を默識し、其の行ひに因りて、其の行ふ所以を默識すれば、則ち吾が心の徳、實に是れに外ならず、譬へば山中の天と、山外の天と、二天なきが如し、中爻震足は行の象、兌口は言の象なり。

初九有厲利已。○象傳曰。有厲利已。不犯災也。

他の卦に在りては、陰陽相應ずるを取れども、此の卦は、相畜むるを取る、内卦は畜を受け、自ら止まるを以て養と爲す、外卦能く止む、之れを畜むるを以て義と爲す、故に他卦に在りては、相應ずれば、則ち相援くれども、大畜の應あるは、乃ち其の敵なり、此の爻、健にして乾の初に居り、正に潜龍の時なり、若し銳を恃みて行き、應と敵すれば、災あるを以て、已むに利しと云ふ、厲は災なり、已は止むなり、其の上の畜を受け、徳を晦きに養ひ、以て時を俟たんと欲するなり、蓋し大畜の乾を制するは、之れを制せんと欲するに非ず、抑へて之れを成就せしめんと欲すればなり、象傳災を犯さずとは、艮山の阻を言ふなり。

九二輿說輹。○象傳曰。輿說輹。中无尤也。

輹は車上の伏兔にして、輪を承くるものなり、此の爻、正を失ひ、上、五に應ず、五は上に在るの勢に據り、柔を以て剛を畜む、是を以て二其の犯す可らざるを知り、車の輹を脱して暫く留り、時を待ちて進まんとす、能く自ら畜へて價を待つものなり、輹を説くは、獨り仕進を以て言はず、一切の勝心、英氣、意識、見解を擧げて、悉く之れを脱するの謂なり、互卦兌を毀折と爲す、此の爻變すれば、坎輿にして、其の下畫を毀ふは、是れ輿下の輹を脱去するなり、象傳中无尤也とは、尤は人を尤むるの尤なり、言ふこゝろは、九二下卦の中に在りて、上、六、五大君の畜を受く、君を以て臣を畜め、上を以て下を畜む、其の輹を脱するや、中心願ふ所なり、故に人を尤むることなきを謂ふなり。

九三良馬逐利艱貞。○象傳曰。利有攸往。上合志也。

此の卦、初剛は四柔の爲めに畜められ、二剛は五柔の爲めに畜めらる、三上に至りては、陽剛同徳にして、皆上進の物なれば、以て行くべきなり、然るに踟躕して敢てせざるものは、畜の極なればなり、乾を良馬と爲す、三陽並び進む、良馬馳せ逐ふの象あり、然れども二柔之れを前に止む、未だ輕く進むべからず、故に告ぐるに艱貞

に利しきを以てす、艱は其の思慮を艱難にし、其の太易に失はんとことを恐るゝなり、貞はその作爲を貞固にし、其の助長に失はんとことを恐るゝなり、曰は自ら嘆ずるの辭、閑は習なり、曰はく輿衛を開ふとは、自ら其の當に輿衛を習ふべきを嘆ずるなり、時乃ち往く攸有るに利しと、此れ上九の畜を受くること深きを以て、徳を養ふの邊きこと、此の如し、此の爻變すれば、坤と爲る、坤を車と爲す、輿の象、互體震あるは、警衛の象、君子多く前言往行を識り、其の剛健篤實の徳を畜へ、忠信以て甲冑と爲し、仁義以て干櫓と爲し、未だ用ゐざるの時に涵養し、時を待ちて動くは、此れ輿衛を開ふの意なり、象傳合志也とは、上之れを畜めて、以て其の徳を成さんと欲し、三亦自ら畜まるを喜び、志を合せ、畜極まりて通ずるを謂ふなり、

六四童牛之牯元吉。○象傳曰。六四之吉有喜也。

牯は牛馬の圖にして、其の奔逸を防ぐ所以のものなり、此の卦成卦の體、原と二陰を以て三陽を畜むるなれば、九三一爻も亦四五の爲めに畜めらる、他卦の應與を論ずるが如きに非ず、故に童牛之牯、獾豕之牙、四字須らく連讀すべし、蓋し象を牯と牙とに取るのみ、此の爻變すれば、離と爲る、故に牛と稱す、艮を小男と爲す、故に

童と稱す、三より上に至るまで、外實にして中虛、牯の象あり、四五皆艮體なれば、牯と牙とを以て象を取る、三陽は馬なり、其の馳驟の時に方り、牛牯豕牙ありて、其の前に當るが故に、自ら止まりて進まず、吉は則ち下卦三陽の吉なり、舊說初爻を以て童牛と爲せども、初に童牛の象なし、象傳の意、四の陽を畜むるは、四の喜びと雖も亦三陽の喜ぶ所あるを以て、喜ありと云ふなり、

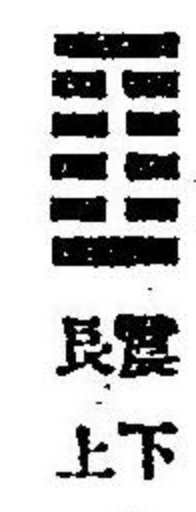
六五獾豕之牙吉。○象傳曰。六五之吉有慶也。

獾は豕の勢を去るものなり、牙は獾豕を畜ふ所の棧なり、獾豕の牙は、四爻童牛の牯と一例、坎を豕と爲す、上九六五坎體半は見はる、故に獾豕と稱す、先づ陽を畜むるものは四なり、六五特に之れを助くるものなり、故に但吉と言ひて、元吉と云はざるなり、象傳の意、六五君位に居り、天下の人才を造就するを以て慶と爲すなり、

上九何天之衢亨。○象傳曰。何天之衢道大行也。

何は擔なり、負なり、衢は四達の路なり、小畜陰を以て陽を畜め、上九に至りて既に雨ふり既に處る、大畜陽を以て陽を畜む、極まりて通せざることあらんや、畜の大なるものは、則ち其の發散も亦大、天下の重きに任じて、以て天衢に翱翔し、之れと

共に天下の險を濟へば、則ち川を渉るの功成る、之れを三陽に觀るに、初は有厲を以て之れを戒め、二は之れに申ぬるに説鞭を以てし、三は之れを守るに艱貞を以てす、才邊に逞くせしめず、健邊かに試みしめず、然る後以て大任に當りて懼れざるに足るべし、是れ豈一日の積ならんや、人為さざるありて而して後に爲すあるべしと、此の謂ひなり、象傳の意、世に達するは道なり、天衢を何ひ、措施する所は道のみ、道大に行はるゝを謂ふ、象に所謂家食せず吉にして、大川を渉るに利しきものは、此れなり。



震上
艮下

序卦傳に曰はく、物畜然後可養、故受之以頤、頤者養也と、畜は止なり、聚なり、既に之れを畜ふれば、以て養ふことなかる可らず、故に大畜の卦に次ぐに頤を以てす、頤の言たる養なり、雜卦傳に、頤、養正也、大過、顛也とあり、頤は下動きて上止まる、故に正し、大過は下風にして上澤、故に顛なり、夫れ物を畜へて之れを養ふことなければ、其の畜必ず散ず、人一日養ひを失へば、則ち饑也、天下養はざるなし、而して人始めて養ひに溺る、其の口腹を以て、其の心志を喪ふ、故に聖人人に頤を觀ることを

頤、貞吉、觀、頤、自求、口實。

教ふ、頤を觀れば、則ち養ふ所を思ひ、養ふ所を思へば、則ち節することを知り、嗜慾省く可く、廉耻立つ可く、心志寧かる可く、生を養ひ、徳を養ふこと、其の中に在るなり、此の卦、震、下に動き、艮、上に止まる、口車動き、上輔に因り、物を嚼みて人を養ふの象、故に名づけて頤と曰ふ、又輔は上九の象、車は初九の象、中四陰は衆齒の象、上覆ひ、下承接、衆齒森然として、全頤の象見はる、下動き、上止まり、中虚にして物なく、虚に止まり、欲に動かず、故に貞吉と曰ふ、本卦大象は離、離を目と爲す、故に觀るの象あり、頤中物あるを口實と曰ふ、二より五に至るまで、坤あり、坤地の上、人の食ふ所の物、皆存す、其の食ふべきの物を求るを見れば、貪廉の情別つべし、蓋し養ふ所の正不正を觀て、吉凶判るべし、頤の吉凶、己れより之れを求めざるものなし、故に自ら口實を求むと云ふなり。

彖傳曰、頤、貞吉、養正則吉也、觀、頤、觀其所養也、自求、口實、觀其自養也、天地養萬物、聖人養賢、以及萬民、頤之時大矣哉。

人は養ひを需て生じ、願を需て養ふものなり、之れを養ふの道、正しきを以てすれば則ち吉なり、願を觀る者、其の養の得失を觀、正しければ則ち吉、否れば則ち凶、而して養ふ所の得失、一に口實の自ら求むるに在り、故に其の養ふ所を觀ると云ふ、喫緊自の一字に在り、願の道、我れ欲なくして民自ら清く、我れ正を得て民自ら正し、即ち天地の萬物を養ふ所以、聖賢の萬民を養ふ所以の道、此れに外ならざるなり、天地无心にして化を成し、聖賢養ふことありて私なし、萬物の生と養と、時を以て大なりとす、天地の萬物を養ふ、必ず其の時を以てす、聖人の賢を養ひ、以て萬民に及ぶ、之れを養ふ、亦必ず其の時を以てす、時に應じて動き、時に非ざれば則ち止む、正を養ふ所以なり、故に願之時、大夫哉と云ふなり。

象傳曰、山下有雷願、君子以慎言語、節飲食。

此の卦、艮と震とを合せて成る、上止まり下動く、願頤の象、卦形を以て言へば、外實し内虚し、頤口の象、人の言語を開發し、飲食を咀嚼する、皆願を動かすの事なり、言語一たび出で、復入る可らず、君子之れを慎む、徳を養ふ所以なり、飲食一たび入りて復出づ可らず、君子之れを節す、身を養ふ所以なり、言語飲食は動の象、慎と曰

ひ節と曰ふは、止の象なり。

初九、舍爾靈龜、觀我朵頤、凶。○象傳曰、觀我朵頤、亦不足貴也。

此の卦、大象は離、離を龜と爲す、龜の物たる、氣を咽みて食はず、中虚の象、虚能く靈を生ず、故に龜に靈徳あり、故に靈龜と曰ふ、我とは應位の六四自ら稱するなり、爾は初九なり、六四より初九に告げて曰はく、爾自ら靈龜の徳を捨て、反りて我に向ひ、頤を朶れ口を開きて、其の養ひを求む、靈龜の徳、安くに在るや、龜は食はざるを以て靈とす、其の頤を朶るゝに至りては、靈とするに足らずと、蓋し初九剛明にして正を得ると雖も、震に體するを以て、震發動し、應爻六四の高位に居て權勢あるを羨み、其の分に安んぜず、情を動かし、欲に迷ひ、陽實を以て陰虚に向ひ、却りて其の養ひを求むるが故なり、象傳亦不足貴也とは、人にして靈龜に如かず、徒らに飲食の人たるを謂ふなり。

六二、顛頤、拂經、于丘頤、征凶。○象傳曰、六二征凶、行失類也。

此の爻、陰を以て陰に居る、陰は虚なるを以て、陽實に資りて、養ひを成すものなり、然るに此の卦、陽は初上のみなり、此の爻、初九と近比すと雖も、正應に非ず、若し下

りて養ひを初九に求るときは、則ち顛倒して其の常理に違ふ、更に進みて養ひを上九に求むれば、則ち其勢益遠くして、其の族類に非ず、妄りに往きて之れに求むれば、必ず辱を取り凶を得るなり、艮を山と爲す、上九外に在りて高し、丘の象あり、蓋し此の爻、震に體し、動を好み、既に下に求め、復上に求む、物を聚むること愈多く、害を爲すこと彌甚だし、往きて止まざれば、益不祥を生ずべし、故に之れを戒めて、顛きに願はる、經に拂る、丘に于て願はる、征けば凶と云ふ、象傳類を失ふとは、初九に従ふは、已に經に拂る、若し征きて上九に従へば、則ち比に非ず、應に非ず、更に類を失ふとの義なり、

六三、拂、願、貞、凶。十年勿用。无攸利。○象傳曰：十年勿用，道大悖也。

此の爻、陰を以て陽位に居り、震動の極に居る、尤も凶なり、願の貞に拂るとは、願養の正道に反するを言ふなり、上九と應ずと雖も、上九は理を以て止まり、六三は欲を以て動く、判して相入らず、斯れを以て養ひを求むるときは、豈唯一時行ふ可らざるのみならん、即ち十年の久きに至るも、猶用う可らず、必ず上九に棄てらるなり、十は坤數、互體約象皆坤なるを以て言ふ、象傳道とは正を養ふの道なり、六三

六四、顛、頤、吉。虎視眈々。其欲逐々。无咎。○象傳曰：顛頤之吉，上施光也。

顛頤の義、六二と同じ、六二は上卦の五と應位なれども、反りて初九に従ふは、顛倒して下るなり、此の爻、初九と應位なれども、反りて上九に従ふは、顛倒して上るなり、六四の顛頤、六二と同じくして、拂るの嫌なく、吉と言ふものは何ぞと云ふに、二人に狗ひて己れを喪ふものなり、四は己れを捨て、人に従ふものなり、蓋し初の徳は動なり、上の徳は止なり、動止の分を以て、理欲判るゝなり、况や四と上と同體にして、上は卦主たり、四其の應を捨て、主に従ふ、能く理を以て自ら持して、欲に動かざるもの、吉孰れか之れに如かん、大象離にして、此の爻變ずるも亦離なり、故に虎と曰ふ、眈々とは、虎の下視する貌なり、離を目と爲す、故に能く視る、虎は項なく、行くとき常に首を垂れて、下地を視るものなり、初爻を地位とす、故に四爻より初爻を視ることを以て、虎の地を視る象に取る、中爻四陰、欲を主とす、人欲相疊なり、逐々たるの象あり、此の爻、本と初爻に應ずるを以て、眈々と下視し、涎を垂るゝの意あり、其の欲心逐々として、頤を染るゝが如し、然れども終に應爻に繋らず

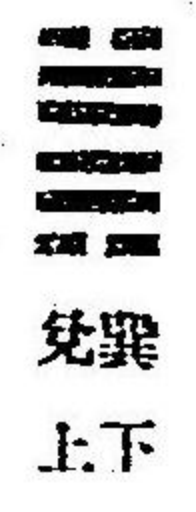
して、上九に従ふ、故に其の要否なし、蓋し理を以て欲に勝つものなり、象傳上は上九を謂ふ、光を施すとは、之れを養ふに光明の徳を以てするなり、良を光明と爲す、離に變ずるも日にして、亦光の象あればなり、

六五拂經居貞吉不可涉大川。○象傳曰居貞之吉順以從上也。

二五相應ずるは經常の道なり、然るに此卦二は五に應せずして初に従ひ、五は二に應せずして上に従ひ、應を捨て、比に従ふ、其の經に非ず、故に經に拂ると云ふ、居は本爻を指して言ふ、貞は上九を指して言ふ、六五其の相應ずるの經に拂りて、上九に従へば吉なるを謂ふ、大川を渉る可らずとは、此の卦四爻空洞にして中に在り、但饑渴の害を受けざるものなり、養道未だ盛大ならず、必ず上九の剛實上に在るが如くにして、然る後柔者之れを養ひて以て充に至り、弱者之れを養ひて以て絶に至り、始めて大川を渉るべきなり、象傳順は坤の象、上に従ふを以て、貞に居ることを解し、貞とは上九を指すことを明かにす、此爻變すれば巽と爲る、巽に亦從ふの義あるなり、

上九由頤厲吉利涉大川。○象傳曰由頤厲吉大有慶也。

山頤とは卦中の衆陰皆此の上九に由りて頤はるゝを謂ふ、此の爻成卦の主爻爻に在りては、人を養ふの主にして、其責尤も重く、且陽剛の才を以て、危疑の地に居る、少しく驕肆怠惰の行ひあれば、君疑ひ、衆怨む、故に人臣の此の任に當る者、常に危厲の念を懷けば、則ち其の吉を保つべきを以て厲吉と云ふ、其厲なるは中正ならざるを以てなり、然れども頤の時に當り、陽剛の徳を以て、天下群陰の貧虚不足を助け、加之才力を盡して、天下の艱危を濟ひ、天下の治安を成すを以て、大川を渉るに利しと云ふ、象傳の意、大は陽を謂ふ、上九一陽を得て以て由頤の功を爲し、天地聖人の養道と並び美にして福慶あるを謂ふなり、



巽上下

序卦傳に曰はく、不養則不可動、故受之以大過と、凡そ物養ひて後に能く成る、成れば則ち能く動く、動けば則ち過ぐるごとあり、故に頤の卦に次々に大過を以てするなり、大過は陽大實して運動すること能はざるの象、人養ひを得て生ずれば則ち動く、養ひを失ひて動くこと能はざれば則ち死す、大過は時過ぎ養ひ終り、往きて反らざるの名なり、大過頤に次々ものは、頤は口食を求む、饑孳の象あり、大過は

澤中の棺槨溝壑に死するの象あり、順は虚なり、故に養ふ、大過は實なり、故に死な

大過棟撓利有攸往亨。

大は陽なり、過は不及の對なり、每卦六畫、陰陽各三なれば、則ち均平と爲す、此の卦、陽畫四にして、陰畫二なり、陽の數、陰に倍す、大なるもの過ぐるなり、故に大過と曰ふ、二陰四陽の上下に在り、中の四陽は、木の強に象どる、初上の二陰は、木の本末弱きに象どる、此の木を以て屋棟とすれば、則ち衆材輻輳し、其の重きに勝へずして撓むなり、故に棟撓むと云ふ、然れども此の時に當り、有餘を損し、不足を補ひ、嘿運轉移の術ありて、扶抑の功を爲せば、則ち過きて過こさず、亨るべきの道あり、苟も其の大勢を忽せにして、往く所に迷へば、外に棟を支ふるものなく、棟弊れ且折れて頽るゝに至らん、何の亨ることか之れあらん、惟大過なるを以て、棟撓む、唯棟撓むを以て、往く攸有るに利し、唯往く攸有り、故に亨るなり、

象傳曰。大過大者過也。棟撓本末弱也。剛過而中。巽而說行。利有攸往。乃亨。大過之時大矣哉。

此の卦特り剛の柔に過ぐるのみならず、且中に居て之れに過ぐ、故に大過を以て之れに名づく、既に大過と曰ふ、棟宜しく隆かるべし、而して反りて撓むは何ぞや、剛過ぎて始めて本末の弱を致す、本末既に弱ければ、剛も亦獨り支ふること能はず、下承籍するものなく、上寄附する所なし、夫れ棟安んぞ撓まざることを得んや、本末弱きは、棟の由りて撓む所なり、剛過ぎて中は、九二を以て言ひ、巽にして悦ひて行ふは、九二九四を指して言ふ、巽兌二卦、皆陰を以て卦主と爲り、剛の恃むに足らざるを知りて、柔道を以て之れを行ひ、其の剛を迹なきに泯ぼし、過ぐと雖も過ぎざらしむ、四陽爻を觀るに、陽に居るもの、皆利しからずして、陰に居るもの、皆利しければ、則ち其の柔を用うるを貴ぶと知るべし、往く攸は、即ち爻の所謂過ぎて以て相與にするもの、亨るは、即ち爻の所謂棟隆きもの、大過の時に當り、最處し難きものなり、大矣哉とは、其の時に駭くに非ずして、其の徳を難しとするなり、剛柔相濟ふの徳なければ、則ち以て中強の弊を抑へ、本末の弱を扶くことなし、非常の涵養ありて、即ち非常の設施あり、大、豈言ひ易からんや、

象傳曰。澤滅木。大過。君子以獨立不懼。遯世无悶。

巽の卦なる他の卦に在りては風と爲す、惟澤地水火の中に在れば、皆木と爲す、澤は卑く、木は高し、澤の水は本と木を滋養するものなり、今澤水漲溢して、木杪を過ぐれば、則ち其の木を滅没す、君子此の象を用ひ、獨立して懼れず、舉世之れを非として顧みず、木の水中に在り、挺特して傾倚せざるが如く、世を懸れて悶することなく、舉世之れを知らずして悔いず、水の木杪を過ぎ、淹没して呈露せざるが如し、是れ君子大過の時に處するの道なり、

初六、藉用白茅、无咎。○象傳曰、藉用白茅、柔在下也。

藉は地に鋪くなり、白茅は潔白なるもの、古へ祭祀に之れを藉く、牲を薦め、黍稷を薦む、茅は巽の象、白亦巽の象、此の爻、柔を以て下に在り、剛を承くるは、茅の柔物を藉きて物を受くるの象なり、乃ち剛を犯さずして、能く剛を承け、賤位に安居して敬慎に過ぐるものなり、故に咎なしと云ふ、象傳柔は茅の象、藉は下の象なるを示すなり、

九二、枯楊生稊、老夫得其女妻、无不利。○象傳曰、老夫女妻、過以相與也。

楊は澤木なり、木、水中に在れば必ず發る、唯楊のみ生すべし、故に二五皆象を楊に取る、枯楊とは、四陽の剛、皆同じく木と爲す、但二五本木の弱に近し、故に楊と曰ふ、枯は時を過ぐるの義に取る、柔に變じ、中空しきも亦枯の象、三四乾の堅剛なるに至りては、則ち棟と言ふ、稊はひこばえなり、稊を生ずるは、初の陰下に在るに取る、九は陽にして夫の象、六は陰にして妻の象、九二は初六の上に在りて、初六より老いたり、故に二を老夫と爲して、初を女妻と爲す、九五は上六の下に在りて、上六より少し、故に上を老婦と爲して、五を士夫と爲す、各比する所の爻に就きて、自ら老少を爲す、此の爻、大過の初に當り、中を得て柔に居り、初爻と密比して相與す、初已に二に比し、二復上に應なし、其相與することしるべし、故に老夫女妻を得るに譬ふ、老夫の女妻ある、枯楊の稊を生ずるが如く、生意猶存す、故に利しからざるなきなり、象傳の意、大過の時に當り、剛柔相濟ひ、生育の功を成すを謂ふ、衰へたるを上

九三、棟撓凶。○象傳曰、棟撓之凶、不可以有輔也。

三四二爻卦の中に居る、故に變ずれば棟と爲す、木に於けるや、堅くして心多しと爲す、故に皆棟の象を取る、而して彖辭に棟撓むと云ひ、爻の三四皆撓む處に當る、故に九三の爻辭、彖辭と同じ、九四も亦撓む處に當れども、撓むと曰はずして隆と曰ふものは、此れ又兩爻の義、同じからざるあるに因り、其の象を畢へて、戒を寓するなり、夫れ棟の撓むもの、別に木を用ゐて之れを輔くれば、則ち以て平を取りて撓まざるべし、九三剛を以て剛に居り、強悍にして人の益を受けず、故に補救の術、施す所なくして、撓むもの、自若たり、九四は剛を以て柔に居り、謙抑して能く人の益を受く、故に剛柔終に均きを得て、棟の撓むもの、隆然として起つなり、大槩陽過ぐるの時、剛の剛に居るものを惡む、其の自ら恃むを惡むなり、剛の柔に居るものを喜む、其の以て相濟ふあるを喜むなり、是を以て三に凶と云ひ、四に吉と云ふ、象傳の意、三の剛愎にして輔く可らず、故に凶なるを謂ふなり、

九四棟隆吉有它吝。○象傳曰、棟隆之吉、不撓乎下也。
隆は高く起つなり、三四皆棟、四は外卦に居り、陰虛上に在り、三の陰虛下に在るが如き、非ず、下卦は上實して下弱し、下弱なれば、則ち上傾く、故に三下卦の上は居

て棟撓むと曰ふ、上卦は上弱くして下實す、下實すれば、即ち載すべし、故に四、上卦の下に居るを以て、棟隆しと曰ふ、况や剛を以て柔に居り、剛柔相濟ひ、之れを行ふに説を以てす、衆翕然として之れを戴く、吉なる所以なり、它是三を指す、它あれば吝とは、四若し三に比すれば、其剛に過ぎて折るゝに至らんことを恐る、故に吝と曰ふなり、象傳の意、下の弱きに因りて撓むに至らざるを謂ふなり、

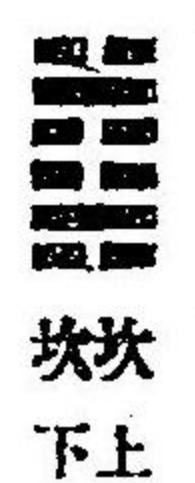
九五枯楊生華。老婦得其士夫。无咎无譽。○象傳曰、枯楊生華、何可久也。老婦士夫、亦可醜也。
枯楊の義上に見ゆ、華を生ずとは、華上に生ずるなり、上一柔あるは華の象、穉を生ずるときは、則ち生機方に長ず、華を生ずるに至りては、則ち視れ且つ竭く、四陽を以て此に至りて極まる、而して此の卦、二五皆正應なくして、過ぎて以て陰に與みするものなり、二の與みする所のは、初、初は本なり、又巽の主爻にして、木と爲し、長と爲し、高と爲す、木已に過ぎて復芳あり、又長じ且つ高し、故に往き亨るの理あり、五の與みする所のは、上、上は未なり、又兌の主爻にして、剛鹵と爲し、毀折と爲し、附決と爲す、皆木の宜しき所に非ず、木已に過ぎて華を生じ、又毀れ且つ折

る、久しく生ずるの理なし、老婦士夫の義、亦上に見ゆ、五、剛を以て剛に居る、則ち剛の極なり、故に士夫と爲す、上、柔を以て柔に居る、則ち柔の極なり、故に老婦と爲す、剛柔相濟ふこと能はず、其の撓むこと知るべし、而して咎なしと曰ふものは、猶孤陽にして配偶なきものに勝るが爲めなり、然れども終に生育の功を成すこと能はず、故に譽れなしと云ふ、象傳の意、盛極りて爲めに枯れんとし、又華を生ず、自ら耗竭して久しきこと能はず、二は剛を以て柔に居り、初は柔を以て剛に居る、此れ未だ甚だ過ぎざるものなり、又卦初に在り、故に過ぎて相與みし、生育の功を爲すべしと雖も、五は剛を以て剛に居り、上は柔を以て柔に居り、皆過ぐるものなり、又卦終に在る故に、陰陽相比す、祇に以て醜と爲す、其の相反すること、此くの如きを謂ふなり。

上九過涉滅頂凶无咎。○象傳曰過涉之凶不可咎也。

此の卦、大象は坎、上又兌澤と爲す、乾に變ずれば首と爲す、五に比し、三に應ず、人の水を涉り、淺處より深き處に至り、愈趨き愈下りて、其の頂を没するが如し、故に過ぎて渉る頂を滅すと云ふ、四陽過盛にして、初は柔にして下に在り、陽に従ひて逸

めば、猶自ら存すべし、上は柔にして上に在り、陽に偪らる、三本と應なりと雖も、剛暴にして輔く可らず、五は比なりと雖も、剛柔相濟はず、是れ棟將に壓せんとして、撓むの甚だしきなり、故に雜卦傳に、大過顛也と云ひて、大厦の顛る、一木の能く支ふる所に非ず、上交の勢、頂を滅するに至らざれば已まず、是れ上交値ふ所の凶なりと雖も、然れども其の咎を尸どる者あり、剛實に之を爲すなり、柔に於て何の罪あらん、故に凶无咎と云ふ、象傳の意、咎を陽に歸すべきを謂ふなり。



坎下上

序卦傳に曰はく、物不可以終過、故受之以坎、坎者陷也、過ぐるること極まれば必ず陷る、坎は一陽を以て二陰の中に陷る、故に大過の卦に次々に坎を以てするなり、雜卦傳に、離上而坎下也とあり、離の火は炎上して、坎の水は潤下すればなり、蓋し頤と大過と、人世生死の象、坎と離と、天地晝夜の象なり、晝夜の道、生死の説同じ、故に頤は離に似て、離中互卦に大過あり、大過は坎に似て、坎中互卦に頤あり、自然の象なり。

習坎有孚維心亨行有尙。

習は重なり、險を鑿りて物を陷しいるゝを坎と曰ふ、乃ち水の行く所、水と訓ずるに非ず、重卦の序、坎の卦、六子の先きに在り、故に習の字を加へて以て後の例を起す、離震艮巽兌、皆當に重習を以て義を起すべく、他の卦と同じからざることを示すなり、但乾の卦、首に在れども、乾に習の字を加へざるものは、乾坤二卦は、只是れ一爻、二より以上、皆習と爲す、習の義、爻に在りて重卦に在らず、六子に至りて後、重と單と異なればなり、孚は信なり、二五陽實中に在るは孚あるの象、維は繫なり、中剛心に象どり、二柔外に絡ふは、心を繫ぐの象なり、亨は通なり、人、安樂に處れば則ち心涣散し、憂患に居れば、則ち心沈凝す、八卦の中、惟坎を憂患の卦と爲す、兩坎相遇ふ、之れに處する尤も難し、惟逆境を以て我れを苦むと爲さず、之れを借りて其の心を繫げば、則ち坎險の中に處すと雖も、自ら亨通の道あり、何ぞ險の出づ可らざるを思へん、行有尙とは、貴ぶ所は惟行に在ることを言ひ、一步を進めて言ふなり、坎は能く出づるを以て功と爲す、必ず動きて後に險出づべし、若し止まりて行かざれば、則ち坎に終ればなり、

彖傳曰、習坎重險也。水流而不盈。行險而不失其信。維心亨。乃以剛中。

也。行有尙。往有功也。天險不可升也。地險山川丘陵也。王公設險以守其國。險之時用大矣哉。

習坎重險也とは、習坎の名義を釋し、水流而不盈とは、坎の字を釋し、行險而不失其信とは、彖辭有孚を釋す、坎を水と爲す、流水なり、兌は澤と爲す、止水なり、兌は陰卦、陰は靜かなり、故に止まる、坎は陽卦、陽は動く、故に流るゝが故に盈たず、若し盈つるを待ちて後に流れば、則ち止水なり、水の物たる、陰陷の中を行くと雖も、其の常あるの信を失はず、科に循ひて行き、必ず此れに由りて後に彼れに達す、此れ其の孚ありとする所以なり、水の至柔にして能く物に勝つものは、力を以て争はずして、心を以て通ずるなり、爻に在りては、則ち二五是れなり、故に維心亨るは、乃ち剛中を以てなりと云ふ、夫れ水停まりて行かざれば、則ち滿つ、滿つれば、則ち終に坎に陷る、惟流る、故に滔々として百折海に入るの勢あり、然らば、則ち人の險中に在るもの、行くことを以て貴しとせざらんや、行きて尙往けば、則ち能く險を出で、功あり、人、險に處するを以て不幸と爲すことなかるべし、苟も其の時用の大を明かにせば、則ち惟吾が病と爲すに足らざるのみならず、且吾が助けと爲すに

足る王公外侮の來らんことを恐れ、天に升る可らざるの險あるを觀、地に山川丘陵の險あるを觀る、是に於て城郭溝池の險を作爲して、以て其の國を守る、正に險を以て險を御するなり、然らば則ち險の用たる、此くの如く大なり、六爻を見れば、三上を天位とし、主爻二五に在りて、險升る可らざるの象あり、中爻艮は止まり守るの象、坤土中空しきは國の象、險の用たる、上天を極め、下地を極め、中、人を極む、故に大矣哉を以て之れを贊するなり、

象傳曰。水洊至。習坎。君子以常德行。習教事。

洊は再なり、下卦の坎を水已に至ると爲し、上卦の坎を水再び至ると爲す、是れ習坎の象なり、水の流行して間斷なきに由りて、其の常あるを見、水の科に盈ちて進むに由りて、又其の重習を見る、此れ坎水の常に流れて、水終に坎に陥らざる所以なり、君子此の象を見て、以て常に其の德行を久くし、其の教事を習熟す、蓋し己れを治め人を治むる、皆必ず重習し、然る後熟して之れに安んずるなり、

初六。習坎入于坎窞。凶。○象傳曰。習坎入坎。失道凶也。

窞は坎中の小坎なり、此の爻、下坎の下に入り、坎中又小坎あり、坎窞に入るの象と

す、坎の時に當り、往けば則ち功あり、然るに出づることを求めず、又且自ら坎窞に入る、亦凶ならずや、初六の力弱くして自ら抜くこと能はず、故に其の象此くの如し、此の爻變すれば兌と爲る、川墜りて澤なり、象傳の意、剛中は陰を出づるの道なれども、今陰を以て重陰の下に居る、則ち剛中と相反し、陰を出づるの道を失ふ、凶なる所以を言ふなり、

九二。坎有險。求小得。○象傳曰。求小得。未出中也。

此の爻已に坎中に在りて、又前に險あり、故に坎有險と云ふ、小は六三を指して言ふ、陰を小と爲せばなり、坎卦六爻相値ふ、共に應援なし、但陰陽相比するを以て養と爲す、此の爻上に應なしと雖も、下卦の中に居り、三を承けて之れと相得、陰に據りて實あり、故に求めて小得ると云ふなり、象傳の意、此の爻中に居て三に比す、三の體柔弱、未だ以て大援を爲すに足らず、求めて小得ると雖も、尙未だ險中を出づること能はざるを謂ふなり、

六三。來之坎坎。險且枕。入于坎窞。勿用。○象傳曰。來之坎坎。終无功也。

此の爻上卦の下に居るは、來るに象どり、下卦の上に居るは、之くに象どる、下來る

も亦坎上往くも亦坎二坎の間に處るを以て坎坎と曰ふ險は九二を指す六爻唯九二のみ險ありと云ふ故に之れを知る中爻震木内に横たはりて艮水動かず枕の象險且枕とは下に九二の險ありて己れ且其上に枕するを謂ふなり三陽位に居り奮て險を出でんことを圖る奈何せん才剛ならず位正しからず往來皆坎にして亦終に坎窟に入るのみ勞するも功なし故に勿用と云ふ蓋し其の別に險を出づるの路を求めて靜かに之れを需たんことを欲するなり象傳の意險は人の出でんと欲する所なれども必ず其の道を得て能く出づべし勞して功なければ益なきを謂ふなり

六四尊酒簋貳用缶納約自牖終无咎○象傳曰尊酒簋貳剛柔際也

簋は黍稷を盛る器貳は副なり牖は壁を穿ち木を以て交窓とするなり約は言語を以て結ぶことなり此の卦内卦は位を失ひて險に居り上卦三爻俱に位を得然れども上は險の極に居り剛に乗りて罪に陷る惟四五の二爻位に當りて相得四柔正を以て上五の剛中を承け正應に非ずと雖も險難の世君の臣を求むること急なれば六四は此の樽簋缶の物を牖より納れて九五に要結す戸に由らずして

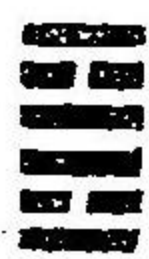
牖よりするは平時由りて出づるの所に非ず是れ正應に非ず此近を以て相得るが故なり世故艱み多く但君の臣を擇むのみならず臣亦君を擇む繁文の設けなしと雖も義に於て各なきなり坎を玄水と爲す酒の象互卦變すれば巽と爲る巽を木と爲し又互震を木と爲し足と爲す坎酒上に在り亦樽酒の象震を竹と爲す簋の象此の爻變すれば互卦離あり離の中虚なるは缶の象二より五に至る中虚は牖の象此の爻變すれば兌と爲る兌は説なり坎の世に當り君臣相説ぶ其の象此くの如し象傳の意剛は五を指し柔は四を指す際は接なり六四下體を離れて五に附き險を出でんと欲す真情相向ふ縵禮を待たざるを謂ふなり

九五坎不盈祗既平无咎○象傳曰坎不盈中未大也

此の爻象傳に所謂る水流れて盈たざるものなり其の祗に平かにして盈たざるは容なき所以なり象傳の意中とは上卦の中に在るを謂ひ大ならずとは剛中を以て險に居るも上に一陰畫の在るあるが爲めに未だ大に功あること能はざるを謂ふなり互卦艮を止と爲す水流盈たざるの象なり

上六繫用徽纆寘于叢棘三歲不得凶○象傳曰上六失道凶三歲也

繫は拘なり、徽は三股の繩なり、纏は兩股の繩なり、叢棘とは獄外に九棘を種うるを以て言ふ、此の爻、陰暗を以て坎險の極に居り、下九五に乗る、陽を陷しいるゝに意ありて、姦邪の途に走り、罪戾を得るものとす、故に其の象、徽纏を以て之れを縛し、叢棘の中に實く取る、而して其の久しく之れを繫ぐものは、罪を悔い、過ちを思ひ、以て險を出づるの道を得せしめんが爲めなり、然れども、應爻の助けなければ、三歳の久しきを経ると雖も、尙免るゝことを得ず、故に三歳不得凶と云ふ、象傳の意、上六の凶なる、其の本を推し究むれば、全く道を失ふの甚だしきより之れを取ると謂ふなり、



離上下

序卦傳に曰く、坎者陷也、陷必有、所麗、故受之以離、離者麗也、險中に陥れば、則ち必ず麗く所あるを思ふて、後に險出づべし、故に坎の卦に次ぐに離を以てするなり、蓋し坎離同體、一氣初めて分れ、元陽中亘して坎と爲り、陽氣發越、陰虛内に合ふて離に變ず、坎中の奇は即ち天一の眞陽、離中の偶は即ち陽洩の虛陰、陽施せば則ち陰闕き、陽見はるれば則ち陰藏る、内外賓主の道なり、離魂坎魄、離開坎閉、離南坎

北、二卦一體、互に其の宅に藏る、乾坤の中氣、三才の妙用なり、坎を晦息と爲し、離を

晝作と爲す、故に坎の六爻、幽潛隱伏の象あり、離の六爻、精明奮作の象あるなり、

離、利、貞、亨、畜、牝、牛、吉。

此の卦、中の一陰、上下二陽に麗くに取り、其の象を火と爲す、火の物たる、自ら見はるゝこと能はず、物に麗きて明かなり、二離相重なる、明にして又明、然れども必ず正しきに利くして亨る、察々を以て明と爲さるなり、又牝牛を畜へば吉とは、牛は順物にして、牝牛は順の至りなり、其の柔順の徳を養ふは、炎上の燥性を消する所以、故に吉なるを言ふ、此れ皆下卦六二の一爻を主として言ふ、坤を牛と爲して、

離の中畫は、坤の中畫なり、六二陰を以て陰に居る、故に牝牛と爲すなり、

象傳曰、離、麗也、日月麗乎天、百穀草木麗乎土、重明以麗乎正、乃化成天下、柔麗乎中正、故亨、是以畜牝牛、吉也。

離の象は火なり、火に常の形なし、物に麗きて形あり、故に離は麗なりと云ふ、人の生けるや、氣聚まりて、形有に成り、其の分るゝや、氣散じて神既に泯ぶ、精は形を成す所以にして、神は形に麗くものなり、日月天に麗き、百穀草木土に麗く、其の神の

發見して見るべきものなり、此の二句、物の相麗くものを擧げて、離の象亦此くの如きを示す、重明以て正に麗くと云ひ、此の以の字、同人の文明以健、賁の文明以止の如く、上下兩卦を論ずるなり、上卦を重明と爲し、下卦三爻皆正に麗く、上に重明の君あり、下に麗正の臣あり、故に能く天下を照臨して、文明の化を成す、六二柔順にして中に居り、正を得、是れ其の亨る所以、牝牛の柔順にして吉を得るなり、
象傳曰、明兩作麗、大人以繼明照于四方。

上卦の離は、上に明かにして日の象あり、下卦の離は、下に明かにして火の象あり、是れ明兩つ作るなり、日は晝に照し、火は夜に照す、繼續して絶えず、六五の大人、六二に資りて以て其の明を繼續し、四方を照すなり、

初九履錯然、敬之无咎。○象傳曰、履錯之敬、以辟咎也。

此の爻、離の初めに居り、才剛にして妄りに動き、謙淺くして未だ明かならず、其の履行する所、紛錯して未だ當を得ず、咎あるを免れざるなり、唯敬以て内を直くすれば、則ち能く明を生じて妄動に至らず、方に咎を免るべし、之れを敬するは、亦牝牛を畜ふの意、此の爻變すれば良と爲る、明にして能く止まり、其の明を敬めて用

みず、之れを敬するの象あり、象傳咎を辟くとは、之れを危ぶむの辭なり、

六二黃離元吉。○象傳曰、黃離元吉、得中道也。

黄は地の中色、此の爻、中道に麗く、故に黃離と曰ふ、此の爻、大臣の位に居り、文明の徳なければ、其の君を佐けて以て天下を化成する能はず、文明にして或は過ぐれば、又君に逼るの嫌あり、六二文明にして中正、文以て天下を経するに足りて、質を稱し、明以て天下を鑑みるに足りて、晦きに養ふ、故に其の象を黃離と爲す、夫れ黄は中色にして火の色に非ず、火にして黄なれば、則ち色土と同くして、性之れが爲に柔、其の用を得て、其の實に違ふ、人にして此くの如くなれば、主心之れに安んじ、衆志之れを戴く、天下の吉、孰れか是れより大ならん、故に元吉と云ふ、象傳中道を得ると云ふものは、二五皆中なりと雖も、離の性炎上、上卦の中は下卦の中に如かず、且二は位に當りて、五は位に當らざればなり、

九三日昃之離、不鼓缶而歌、則大耋之嗟、凶。○象傳曰、日昃之離、何可久也。

此の爻、下體の終りに居る、前明將に盡きんとして、後明當に繼ぐべきの時なり、故

に日昃の離と曰ふ、昃は日の中を過ぐるなり、人に在りては、則ち老いて將に死なんとするの時、故に大耋の象あり、人壽八十を耋と曰ふ、然れども晝夜壯老は常理なり、一息尙存すれば、此の志少しくも懈るべからず、若し人生幾何ぞと謂ひ、缶を鼓して歌ひ、喜樂を假りて日を永くし、或は大耋を以て嗟きを爲し、死期の將に至らんとするを畏れ、晝夜生死の道に通せざれば、則ち其の凶知るべきなり、震に變ずれば聲と爲し、互、兌を口と爲す、歌と嗟きとの象あり、象傳の意、笑歌嗟嘆皆久しくすべきの道に非ざるを謂ふなり、

九四、突如其來如。焚如。死如。棄如。○象傳曰：突如其來如，无所容也。

此の爻、上下の交にして、上卦の下に在り、離の性炎上、來とは來りて上るなり、突如其來如とは、下體の火、竈突の如くにして、炎上するなり、三の舊火既に四に上りて其の三に回ること能はず、四の新火又發す、五、中を得て尊に居れば、四の火又敢て其の五を犯さず、上下兩容るゝ所なく、即ち火四に止まるのみ、故に必ず焚如死如、灰と爲り、棄如に至りて後に止む、此の爻變ずれば、互卦坎と爲る、火水に入れば則ち滅して死す、上卦變ずれば艮と爲り、火滅して灰と爲りて、艮山の下に棄つるなり、

六五、出涕。沱若。戚嗟若。吉。○象傳曰：六五之吉，麗王公也。

此の爻、陰を以て尊位に居り、中にして正ならず、九四の陽に逼らる、故に危懼の勢あり、其の明德にして中に在るか故に、憂ふること深く、慮ること遠く、涕を出たして戚み、嗟くに至る、之を以て吉を得るなり、若し自ら其の位の尊きを恃み、泰然として懼れざれば、安んぞ能く其の吉を保たん、二五皆柔を以て剛に麗く、二の辭は安く、五の辭は危きものは、二は位を得、五は位を失へばなり、位を失へば則ち危く、危きを知れば則ち吉なり、離を目と爲す、涕を出すの象、二より五に至る、坎に似たり、水と爲し、雨となす、沱若の象、五は心位に當り、坎を加憂と爲し、心病と爲す、戚の象、兌を口と爲す、嗟若の象なり、象傳の意、王は五を指し、公は上九を指す、王と公と

り、夫れ明の人に於ける、猶火の木に於けるがごとく、火は木に宿して、能く木を焚き、明は人に本づきて、能く人を害す、之れを用うる如何に在るのみ、九四不中不正にして、剛氣燥暴、其の害此の如く、人、聰明才智を以て、氣の爲めに使はれ、其の禍を得ること酷烈なるものあり、戒めざるべけんや、象傳の意、三は炎上して反ること能はず、五は尊くして犯す可らず、上下皆容るゝ所なきを謂ふなり、

相附麗するを言ふなり。

上九王用出征有嘉折首獲匪其醜无咎。○象傳曰王用出征以正邦也。

此の爻卦上に居る、閭外の象、陽を以て陰に居る、剛妄りに施さず、乃ち將帥の賢なるものなり、王は五を指す、用は上九を用うるなり、五の上九に附くは、之れを用うるの象なり、震に變ずれば動と爲し、大塗と爲す、甲兵大塗の上に動くは、出征の象、有嘉とは、上九を嘉みするなり、折首とは、其の首魁を折り取るなり、六五の君、上九を用ゐて征伐を専らにし、上九能く王の懐る所に敵して、折首の動あり、故に王之れを嘉みするなり、獲ること其の醜に非すとは、執へ、獲る所、其の醜類に及ばざるなり、上九王命を奉じて出で、征す、濫りに殺さずして功を爲す、其の醜類を得ずと雖も、王亦何ぞ咎めん、故に无咎と云ふ、乾陽上に在るは首の象、離を上槁と爲す、首を折くの象、上爻卦の終りに居り、外に他畫なし、醜を獲ざるの象なり、象傳の意、征の言たる正なり、寇賊邦を亂るあれば之れを正す、豈武を贖すの謂ひならんや、上九深く此の意を體す、一たひ首を折きて、遂に已むことを謂ふなり。

下經



艮上下

上經は天地を首とし、下經は咸恒を首とす、天地に配し、夫婦の道を重んずるなり、雜卦傳に、咸、速也、恒、久也とあり、咸は速なりとは、婚姻以て速ならざる可らず、速かなれば則ち時に及ぶ、故に咸は少男少女を取る、恒は久なりとは、夫婦は以て久しからざる可らず、久しければ則ち偕老を得、故に恒は長男長女を取る、天地は萬物の本、夫婦は人倫の始めなり、天地二物なるが故に、二卦分れて天地の道と爲る、男女交合して夫婦と爲る、故に咸と恒と、皆二體合ふて夫婦の義と爲る、咸の少男少女相交るは、夫婦の始め、一時交感の情を論ずる所以、恒の長男長女相承くるものは、夫婦の終り、萬世家に處るの道を論ずる所以なり。

咸、亨利貞、取女吉。

此の卦、艮下、兌上にして、少女少男相感ずるの象なり、物の相感ずる、男女に如くはなく、而して少男少女復甚し、感ずれば則ち必ず通ず、故に亨るの理あり、然れども必ず正しきを得るに利し、一卦六爻、正應に非るなく、男を以て女に下る、禮に於て

又宜し、夫れ男女の交り、時に得るも未だ必ず情に得ず、情に得るも未だ必ず禮に得ず、故に通ずるもの未だ必ず正しからず、正しきもの未だ必ず通ぜず、惟咸に於て備はる、故に女を取るに吉と云ふなり。

彖傳曰。咸感也。柔上而剛下。二氣感應以相與。止而說。男下女。是以亨。利貞。取女吉也。天地感而萬物化生。聖人感人心。而天下和平。觀其所感。而天地萬物之情可見矣。

感ずるものは心なり、心なきものは感ずること能はず、故に咸の字、心を加へて感と爲す、感に心あるものは、亦咸く感ずること能はず、故に感の字、心を去りて咸と爲す、聖人咸を以て卦に名づけて、傳、感を以て之れを釋す、互に其の旨を明かにする所以なり、柔上にして剛下とは、柔は坤體なり、上は上爻なり、剛は乾體なり、下は三爻なり、剛柔位を易へて以て相感するが故なり、陽感じて陰應じ、陰感じて陽應ず、之を名づけて交感と曰ふ、二氣と言ひ、山澤と言はざるものは、山澤と言へば、則ち相與にする義を見ざればなり、内卦の艮、此に止りて、妄りに動かざれば、則ち其與にする所の者専らなり、外卦の兌、此に悦びて、他を慕はざれば、則ち其の與にする

所のもの篤し、夫止りて悦べば則ち亨り、男を以て女に下れば則ち貞女を取るの吉、蓋し此れを謂ふなり、感の道、唯男女のみ然るに非ず、天と地と相感じて、萬物是に於て化生す、天は艮男の象に取り、地は兌女の象に取る、化とは无きもの有り枯るゝもの榮ゆるを謂ふ、而して聖人の君位に居る、猶天のごとく、臣民は猶地のごとし、感ずるの機、聖人より操る、聖人以て天下臣民の心を感じることあれば、則ち人心亦之れに感じて和平せざることなし、和は乖かざるを謂ひ、平は均しくして和せざるなきを謂ふ、之れを要するに、天下の心、兌の悦ぶか如く、聖人の心、唯艮の止なり、聖人何ぞ心を其の間に容れんや、是れを聖人人心を感じるのである、所以の道と謂ふ、聖人の人心を感じるのであるを觀れば、則ち二氣相與にするの機、亦明かなり、天地心なくして自ら感ず、之れを天地の情と謂ふ、上經は乾を首とす、氣化の始めにして、品物流形と曰ふ、下經は咸を首とす、形化の始めにして、二氣感應と曰ふ、氣と形と固より未だ嘗て相離れざるなり、乾の彖傳性を言ひ、咸の彖傳に情を言ふ、復の彖傳に天地の心を言ひ、咸の彖傳に人心と曰ふ、易を學ぶ者、此に於て當に悟るべきなり。

象傳曰。山上有澤咸。君子以虛受人。

(二六二)

艮山地上に在るを謙と爲し、澤下に在りて澤水を受くるを以て虚と爲す、君子之れに法り、己れを捨て、人に従ひ、諸れを人に取りて善を爲すことを樂む、是れ亦男を以て女に下るの義なり、夫れ是くの如くにして以て人を感ずれば、人應ぜざることなくして、人の感ずるもの亦必ず通ずるなり、

初六咸其拇。○象傳曰。咸其拇。志在外也。

拇は足の將指なり、艮を指と爲す、下體の下に在り、故に拇と稱す、初六の拇に感ずるものは九四なり、咸の初に當り、感ずる所尙淺し、拇動くも雖も、足猶未だ移らざるがごとし、然れども分に於て屬する所あり、終に九四の妃と爲る、陰爻初に居り、本位に當らず、九四の應を得るを以て、又止りて未だ動かず、故に吉凶悔吝を著さず、男女相感ずるの情、年の少きものに如くはなし、故に象に拇と曰ひ、腓と曰ひ、股と曰ひ、憧々と曰ひ、晦と曰ひ、輔頰舌と曰ふ、蓋し男女の至情を以て象を立つるものなり、象傳の意、志外に在りとは、初と四と正應たれば、感ずる所淺しと雖も、其の拇の動くを見れば、則ち其の心の外卦九四に在ることを知るを謂ふなり、

六二咸其腓。凶。居吉。○象傳曰。雖凶居吉。順不害也。

腓は足の肚なり、蹠の上、膝の上に在り、股に隨ひて動く、故に二に象とる、六二の腓に感ずるものは九三なり、此の爻、遠く正應の五を俟つこと能はずして、近く比する所の三に感ず、腓の股に隨ひて動くが如く、其正應を失ふ、故に凶居て以て五を俟たず、必ず正應を得、故に吉なり、九五の悔なしと相應ず、象傳の意、此の爻、中に居て正を得、本凶の象なし、其の三に比するが故に凶を致すを恐るゝなり、咸に順ひて靜かに守れば、則ち害あらざるなり、

九三咸其股。執其隨。往吝。○象傳曰。咸其股。亦不處也。志在隨人。所執下也。

股は髀なり、下體の上に在り、二の象なり、互卦巽を股と爲す、九三の股に感ずるものは六二なり、執は固執なり、之れを係ぎ戀ふを謂ふ、隨は二を指す、卦に隨ひて動くものは二の腓なり、蓋し腓は股に隨ふものなり、此の爻、上爻と正應なるに、今正應を捨て、其の我れに従ふ者を戀ふ、故に進みて往けば、必ず上の爲めに鄙み棄てらる、吝、知るべきなり、象傳の意、艮の徳は止なるに、今其の股に感ずれば、則ち止

(二六三)

まること能はず、故に處らずと云ふ、隨人とは、己れに隨ふの人を謂ふ、下は己れの下に在る者を謂ふ、惟其の志、己れに隨ふの人を得るに在りて、其の正應を忘る、故に係戀する所の者は、己れが下に在る二爻なるを謂ふなり、

九四、貞吉、悔亡、憧々往來、朋從、爾思。○象傳曰、貞吉、悔亡、未感害也、憧々往來、未光大也。

卦中三と二と比し、五と上と比す、近く比するものありて、之れを亂るが爲めに、反りて其の正應を失ふ、唯此の爻九三九五の間に居り、終に繫る所なし、初六の應は本よりある所なり、故に之れに告げて曰はく、惟正靜を以て主と爲せば、則ち吉を得て悔亡ぶ可し、貞は不動の謂なり、易中悔亡と曰ふもの、此の爻より始まる、憧々は心を動かす貌、外に之くを往と稱し、内に之くを來と稱す、朋は同類なり、三五の二爻を指して言ふ、九四を戒むるの辭なるを以て、四を指して爾と爲す、卦の體たる、下の二偶は足に象どり、上の二偶は口に象どり、中の三陽は身に象どる、四は三陽の中に在りて、心の位なり、心の官は則ち思ふ、故に思ふの象あり、言ふことゝるは、九四若し憧々然として、其の思慮を上下の間に馳せ、往きて五に比し、五と二と應

じ、五と上と比するを以て、其の比應を率ゐて、爾に従はしめ、來りて三に比し、亦三と上と應じ、三と比するを以て、其の比應を率ゐて、爾に従はしめんと思ふときは、則ち爾の朋類亦多し、然るに究竟する所、爾の正應に於て、何ぞ涉らん、天下事物の感應、各一定の理あらざることなし、惟私意を以て紛擾するときは、理と合ふこと能はず、苟も廓然大公、自然に物來りて順應す、咸の能く感ずるは、虛に妙なるなり、此の爻變すれば、坎水流れて止まず、互卦巽を進退と爲し、不果と爲す、皆憧々往來の象なり、象傳の意、悔は害に生じ、害は感に生ず、貞なれば則ち其の自然に任ず、感且つ之れなし、何の害か之れ有らん、四陽を大と爲す、憧々として往來すれば、則ち其の四たる所以を失ふ、故に未だ光大ならずと云ふなり、

九五、咸其脢、无悔。○象傳曰、咸其脢、志末也。

脢は即ち喉中の梅核、三思臺と謂ひ、動きて飲食を迎へて嚙むものなり、他思あれば則ち噎ぶ、脢と頰舌と最も比近と爲す、脢は言ふこと能はず、必ず口に頼りて以て之れを宣ふ、舊解背肉と爲すは非なり、是れ心上に在るを以て、五の象と爲す、九五の脢に感ずるものは上六なり、咸の時、速に相應せんことを欲し、久しく俟つこ

と能はず、故に諸交應を捨て、比を取る、二三腓股を以て相應じ、五上脰と頰舌とを以て相感ず、然れども正應自から在り、故に告ぐるに變ずる勿れば則ち其の應を得るを以てす、六二居れば吉の意なり、象傳の意、未とは上を謂ふ、五の志上と相感ずるに在るを謂ふなり、

上六、咸其輔頰舌。○象傳曰、咸其輔頰舌、腭口説也。

輔は口輔なり、牙に近きの皮膚にして、牙と相依り、齒舌を輔くるものなるを以て、輔と曰ふ、頰は面の旁なり、輔は内に在り、頰は外に在り、舌動けば則ち輔應じて頰之れに従ふ、三者相須ちて事を用ふ、皆用るて言ふ所のものなり、兌を口舌と爲す、偶畫上に居る、輔頰舌の象と爲す、上六の輔頰舌に感ずるものは九五なり、近比を以て相繫ると雖も、其正應に非ず、僅に口舌を以て相與するのみ、復心實なし、然れども亦其の三を棄て五を睚するの實なきを以て、凶悔吝と言はざるなり、象傳の意、腭とは口を張り辭を聘するの貌、五上元と應に非ず、相感ずると雖も、口舌の末なりと云ふ意なり、



巽下

序卦傳に曰はく、夫婦之道、不可、以、不、久、也、故、受、之、以、恒、恒者久也と、夫婦は人合と雖も、實は天の定むる所、一たび之れと齊くすれば、終身改めず、昔人之れを永畢永訖と謂ふ、男を以て女に下るものは、正に久しきが爲めに計りて、襲るゝことを欲せざるなり、咸は少を以て情と爲し、恒は長を以て禮と爲す、恒は則ち其の咸たる所を恒にするなり、而して咸を反して恒と成す、恒は變せざるの謂ひに非ず、恒は天地に若くはなし、天地恒久、無常を以て常と爲す、小變じて大常なり、是の故に呼吸互に換りて、後に息に恒なり、寒暑互に換りて、後に歳に恒なり、造化人事物理、誠信往來して、後に能く久し、故に恒は固執して變せざるに非ず、咸に反する所以、天地の道、乾坤より盛んなるはなく、聖人の道、咸恒より盛んなるはなし、天地至誠息むことなく、咸は即ち至誠にして、恒は即ち息むなきなり、二卦至徳要道たる所以、下經に首として乾坤に配し、象傳天地聖人を以て、同じく之れを賛するなり、

恒、亨、无咎、利貞、利有攸往。

此の卦、震の長男外に居り、巽の長女内に居る、人道の常なり、故に恒と名づく、恒は不易の常道なり、其の常を得れば、亨通して咎なかるべし、然れども其の利固く其

の正しきを守るに在り、苟も正しからずして、其の常道を失へば、則ち亨ること能はずして、其の咎あるを免れず、往く攸あるに利しとは、成卦を以て言ふ、成卦は震巽なり、震巽は陰陽の始めなり、陰は巽より生じ、坤に至りて、極まり、陽は震より生じ、乾に至りて極まる、陰陽嗣續すること、環の端なきが如く、惟其の往きて息まざる、恒なる所以なり、其の人に在るや、長男長女にして夫婦となれば、去りて父母たるの日近し、父母は生む所の者、他日復夫婦と爲り、相生じ相嬪し、天地と其の悠久を同くす、此れ咸の恒に次ぎて、乾坤と分れ、下經に首たる所以なり、

彖傳曰。恒久也。剛上而柔下。雷風相與。巽而動。剛柔皆應。恒。恒。亨。无咎。利貞。久於其道也。天地之道。恒久而不已也。利有攸往。終則有始也。日月得天而能久照。四時變化而能久成。聖人久於其道。而天下化成。觀其所恒。而天地萬物之情可見矣。

恒の義常と訓ず、常に此の如きは、則ち久しきなり、剛、本と上るに宜しくして、上卦を震とす、柔、本と下るに宜くして、下卦を巽とす、上下の常なり、道、惟常あり、故に久しかるべし、柔上にして剛下なるが如き、唯之れを感に施すべく、之れを常に施す

可らず、震雷動きて上り、巽風入りて下る、互に相交接す、之れを相與と謂ふ、下巽にして上動き、動きて以て巽を倡ふ、巽以て動を承く、又六爻の剛畫柔畫相應せざるなし、以上皆恒の意なり、之れを守りて變ぜざれば、即ち是れ其の道に久しきなり、此の道は即ち天地の道なり、恒の往く攸有るに利しき所以は、是れなり、終れば則ち始めあれば、則ち終りなし、久しきこと之れに加ふるものあらず、夫の終れば則ち始めあるものは何そや、震巽は陰陽の始め、艮兌は陰陽の終り、咸恒相反して、終始見はる、震出巽入、往來推遷して、循環端なし、是れ天地變易の常道なり、日月天の行度を得、故に能く其の照すことを長久にし、日往き月來り、月往き日來り、四時新に變じ舊を化す、故に能く長く萬物を成就す、暑往き寒來り、寒往き暑來るなり、聖人の其の道に久しきや、豈其れ膠守して變通する攸なからんや、神にして之れを化し、民をして之れを宜くせしむ、人其の久しきを見て、其の爲す所以を知らず、之れを要するに、日月の久しく照し、四時の久く成し、聖人の化成する、皆易ふ可らざるものあり、其の恒なる所を觀るに在るなり、所の字、當に玩ぶべし、此れ終始循環の本なり、恒なる所は即ち感ずる所、恒なる所即ち感ずる所を知れば、即ち天地万

物の情照然として明かなり。

象傳曰。雷風恒。君子以立不易法。

震の性動きて起る、則ち上るに宜し、巽の性入りて伏す、則ち下るに宜し、二物各其の方に居りて易らず、其の人事に在るや、長男常に外に震動して、内に牽かるゝ所なく、長女常に内に巽順して、外に與する所なし、是れ天下常久の定理、即ち恒の象なり、君子之れに體して、以て不易の方を立つ、凡そ物理の易ふ可らざるものを方とす、君と爲りては仁に止まり、臣と爲りては敬に止まるの類の如し、惟立ちて常あり、始めて能く變に處することを得るなり。

初六、浚恒。貞凶。无攸利。○象傳曰。浚恒之凶。始求深也。

恒は夫婦室に居るの常なり、内卦巽女を婦と爲し、外卦震男を夫と爲す、故に爻辭内卦三爻は婦道を言ひ、外卦三爻は夫道を言ふ、初爻は巽の主にして、四爻は震の主、本と正應なり、然れども處ること位に當らず、驟かに合ふて恒を求むるは、恒の道に非ず、乃ち夫婦の相得ざるものなり、此の卦象に亨を言ふは、卦體を統べて言ひ、象に不吉多きは、爻位を折ちて言ふ、自ら相碍らず、浚は深なり、初爻地下に居り

巽の性善く入る、故に浚の象あり、初爻始め四爻と親を爲す、恒の時に非ずして、深く夫に求めて已まず、久く相昵合するものゝ如し、然るに四爻は震の性動きて決躁なれば、安んぞ能く其の求むる所に從はんや、相合はざること必せり、貞とは、初四應なれば、求むる所正しからざるに非ず、凶とは驟かにして求むるの深き、彼此相契合せざるなり、交情此くの如し、安んぞ利益する所あらん、初は陰にして陽位に居り、四は陽にして陰位に居る、夫婦皆不正にして、氣質の偏よる所あり、不善なる所以、常人に在りても、相知るの未だ深からずして、相求むるの激しきときは、祇に其の事を用うるの機を塞く所以、何の利か之れあらん、象傳の意、始は卦の初畫を謂ふ、猶婦夫の家に歸くの始めのごとし、始めて嫁して夫に求むるの深き、必ず柔を以て剛を凌ぎ、婦を以て夫を制す、夫其れ能く之れを容れんや、凶なること宜なり。

九二、悔亡。○象傳曰。九二悔亡。能久中也。

九二九三皆正に非ず、九二獨り其の中を得、故に悔亡ぶべし、剛は婦徳に非ずして、中は婦位を得、上五の柔に應じ、以て夫の及ばざる所を濟ふべし、故に悔亡ぶと曰

九三不恒其德。或承之羞。貞吝。○象傳曰。不恒其得。无所容也。

此の爻婦體、乃ち陽を以て陽に居り、肯て制を震に受けずと雖も、心實に自ら安んぜず、陽徳久く據る所に非ず、承は九二を謂ふ、九二九三と同一異體たり、然るに九二は剛を以て柔に居て、位中を得、終に其婦道を失はず、故に九三と伍を爲すことを羞づるなり、九三若し此れを以て貞と爲して變ずることを知らざれば、吝亦甚だしきなり、象傳同類尙以て羞ぢと爲すもの、亦何ぞ天地の間に容るゝ所あらんやとの意なり、

九四田无禽。○象傳曰。久非其位。安得禽也。

上卦三爻皆夫の道を言ふ、此の爻田と言ふものは、田獵は丈夫の事なればなり、禽は初爻を指す、初は九四の得んと欲する所なり、初の四に求むること甚だ深く、四は決躁の性を以て、未だ其の求むる所に副ふこと能はず、又處ること位に當らず、初の爲めに侮らる、四は動きて上り、初は入りて下る、上亢し、下沈む、四の初を得ること難し、故に田りに禽なきの象あり、田獵は震動馳騁の事なり、象傳の意、其の位

に非ずとは、柔に居ることを謂ふ、恒の卦に在りて、處る所其の位に非ず、之れを久く其の位に非ずと謂ふものは、久くすべきの位に非ざるを謂ふ、丈夫は剛を以て才ありとす、柔に居れば則ち才なし、安んぞ能く禽を得んや、

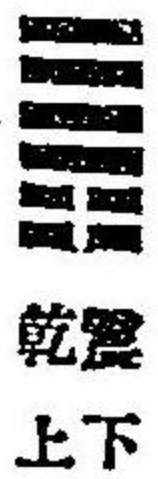
六五恒其德。貞。婦人。吉。夫子。凶。○象傳曰。婦人貞吉。從一而終也。夫子制義。從婦凶也。

二五中に居り相應ず、共に乖き忤ふことなし、故に二能く中に久くして、五も亦其の徳を恒にす、然るに此に貞にして變ぜざるは、婦人に在りて宜しきのみ、夫子に在りては則ち戻る、故に吉凶判るゝなり、爻を以て言へば、二は陽にして、五は陰、陰下りて陽に從ふ、是れ婦人の正なり、卦を以て言へば、則ち上震にして下巽、五下りて二に從ふは、則ち夫子の病なり、象傳の意、一に從ふとは、夫に從ふなり、夫子は剛果獨斷義を以て事を制するものなり、然るに反りて婦に從ふときは、恃りて凶なるを謂ふなり、

上六振恒。凶。○象傳曰。振恒在上。大无功也。

此の爻卦末に居り、陰を以て陰位に居る、夫道張らず、應爻の九三、亦其の徳を恒に

せず、己れの方なく之れを如何ともすることなし、故に振動揺落の象あり、其の凶宜べなり、象傳の意、夫の體、上に居り、婦の稟仰する所、然るに陰柔を以て之れに處る、豈能く成立することあらんや、其の大に功なき、亦宜なりとの義なり、



遯 乾上 兌下

序卦傳に曰はく、恒者久也、物不可以久居其所、故受之以遯、遯者退也、富むこと久しければ則ち怨を買ひ、位久しければ則ち危きを基ひす、盛名の下久く居り難く、得意の處再び往くこと勿れ、物理皆此くの如し、故に恒の卦に次ぐに遯を以てするなり、遯は退くなり、是れ夫婦の道を承けて言ふに非ず、故に物の字を加へて之れを別つ、雜卦傳に、大壯、則止、遯、則退也とあり、蓋し退くこと極まれば則ち止まるなり、蓋し咸恒は天地聖人の至徳、進退は士君子の大閑なれば、遯は咸恒に次ぎて、大壯に先だつなり、遯は猶住まるべくして住まらざるの名、字、豚に从ひ、走に从ふ、豚、人を見れば逸し去り、羊、人を見れば觸れ來る、故に遯は豚を取りて退くに象どり、大壯は羊を取りて進むに象ざるなり、遯の時に處る、往くに利し、凡そ事隠れて未だ見えざるあり、害至りて當に先きんずべきあり、遯は君子幾を見るの智なり、

遯、亨、小利、貞。

此の卦、二陰下に居り、四陽上に居る、陰を小人と爲す、勢即ち内に來る、陽を君子と爲す、勢即ち外に往く、故に名つけて遯と爲す、陽を主として言ふなり、遯は逃れ去るの名、良を門闕と爲す、卦に健徳あり、體に於て巽あり、巽を進退と爲す、君子門を出づ、進退逃去の象あり、遯の亨るは、徒らに世を避くるの謂ひに非ず、乃ち善く其の用を露はれざるに藏するものなり、世固より敵面して遯れ、人之れを知ることなきものなり、小利貞は、二陰を主として言ふ、凡そ陰に小と稱す、正しくして君子を害せざるに利きを謂ふなり、若し君子を害すれば、亦小人の利に非ず、蓋し深く之れを戒むるなり、

象傳曰、遯、亨、遯而亨也。剛當位而應、與時行也。小利貞、浸而長也。遯之時義大矣哉。

遯は亨るとは、其の善く遯るゝを以て亨ることを致すを言ふなり、剛は五を指す、當位とは、中正の位に當るを言ひ、應とは、下六二と應ずるなり、九五中正の徳ありて、六二能く之れに承順す、必ず遯る可らざるものに似たり、然るに陰進みて二に

居る、其の意、陽を侵さんと欲し、其の我れに應ずるに、狂る可らず、君子此の時に當り、其の身位に在りと雖も、遯の心を懷き、遯の術を講ず、此れ之れを時と行ふと謂ふ、浸は漸なり、陰道漸く長じ、勢ひ必ず陽を危くす、故に戒めを設け、其れをして正しきを守らしむ、此れを過ぐれば、則ち否と爲る、時義とは、即ち時と偕に行ふの義、時は天に在り、義は我れに在り、大なるかな、權を知りて、變に達する者に非れば、孰れか能く之れを知らん、

象傳曰。天下有山遯。君子以遠小人。不惡而嚴。

山は地の高峻なるもの、今將に天に逼らんとす、是れ陰長ずるなり、下より遙かに山を望む、天と連なるが如し、山の巔に登るに及びて、天愈高く、愈遠く、逃れ避けて去るに似たり、故に此の卦を名つけて遯と曰ふ、君子之れに體して、以て小人を御し、聲色に見はして、忿りを激せず、言遜ひて行危く、貌和して中剛、証らんと欲して、隙なく、玷を欲して、瑕なく、凜乎として、天の犯す可らざるが如くす、此れ其の之れを遠ざくるの道なり、君子は天の如く、小人は山の如く、天行上に在り、山を遠ざくるに、意あるに非ずして、山下に止まり、自ら近づくこと能はず、此れ小人を遠ざけ、

惡まらずして、嚴にするの象なり、

初六。遯尾厲。勿用有攸往。○象傳曰。遯尾之厲。不往何災也。

遯るゝもの皆外に向ふ、故に初を以て尾と爲す、四陽前に在りて、遯れ去り、二陰其の後を逐ふて、初陰最も後に在り、其の君子の後を逐ふを以て、故に遯尾と稱す、四陽尙盛んなり、初陰を以て四陽に逼る、未だ必ず敵せず、故に厲しと云ひ、陰の進むを戒しめ、之れをして畏懼する所ありて、敢て前進して、以て陽を消せざらしむるなり、若し能く初に止まりて進まざれば、則ち庶くは厲きを免るべし、故に又之れに申ねて、往く攸有るに用うることを勿れと曰ふ、陰を以て陽に逼るは、聖人の甚だ惡む所なり、象傳の意、初めて長ずるの陰を以て、上盛の陽に敵す、若し往くときは、即ち厲くして災あるを言ふなり、

六二。執之用黄牛之革。莫之勝說。○象傳曰。執用黄牛。固志也。

此れ遯の主爻なり、執るは之れを拘留するなり、之の字、六二を指す、六二を執ふるものは九三なり、其の故は、黄牛の革と曰ふを以て知るべし、良は本と坤の卦、上畫の變ずる所、坤を牛と爲す、二、中に居るを以て、黄牛と爲す、上畫變ずれば、是れ牛外

の皮變ずるなり故に革と爲す陰の勢漸く長む三と二と最も近し其の二を留めて進むこと勿らしめんことを欲す故に之れに教へて黄牛の革を用ひ之れを拘執して解脱すること能はざらしむ陰の長ずるを慮り其の上り征くことを止めんと欲するなり之れを勝けて説くこと莫しとす之れを脱するなきの意なり象傳の意其の守靜の志を堅くし之れをして止まりて進まざらしむるを謂ふなり

九三係遯有疾厲畜臣妾吉。○象傳曰係遯之厲有疾憊也畜臣妾吉不可大事也。

此の爻陽と雖も陰と同體にして下六二に比す故に牽繫する所ありて遯るゝこと速かならず陰の陽を侵すや疾生ずるの患あり遯れて速かならざるは危き之道なり然るに三にして陰に繋かるゝは固より不可なり若し之れをして黙して我が用を爲して自ら知らざらしむれば則ち可なり是の道や乃ち臣妾を畜ふの道九三之れを能くす亦以て吉を獲べし臣妾は下の二陰を謂ふ初は良男の下畫故に臣とす二は互巽の下畫故に妾とす象傳の意遯を繫くは則ち小人に昵する者自ら其の疾を去らずして困憊に至る所謂厲なり臣妾を畜へば吉とは是れ

能く小人を化するもの陰道方に長す未だ遯かに絶ち易からず若し之れを激して甚だしきときは勢ひ必ず變を招くに至る故に大事に可ならずと云ふなり

九四好遯君子吉小人否。○象傳曰君子好遯小人否也。

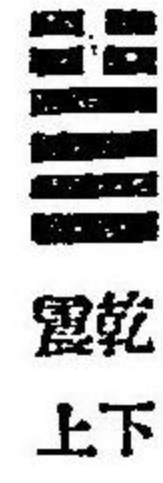
此れ陰陽を消するの時なり故に和好ありと雖も亦宜く避け去るへし九四乾剛にして陰侵すこと能はず故に能く遯るゝの義あり好めども能く遯る亦義を以て情を制するものなり唯君子幾を見ること明かにして禍を避くるの決すること此くの如し故に吉小人は則ち義を以て處すること能はず應する所に匿み私する所に牽かれ其の身を陷しいるゝに至りて後に已む其の否塞すること知るべし象傳の意君子は之れと和好すと雖も亦遯れて吉なる所以小人は則ち然ること能はず否なる所以を謂ふなり

九五嘉遯貞吉。○象傳曰嘉遯貞吉以正志也。

此の爻中正にして六二と應す故に嘉と曰ふ遯の時に當り二卦主と爲り實に陽を消するもの其の嘉美と雖も亦當に遯れ去るへし九五中正にして應する所に溺れず果して能く貞を守ること此くの如くなれば以て吉を得べし象傳の意志

を正しくすと其の跡小人と伍すと雖も心小人の群に亂れざるを謂ふなり、
上九肥遯无不利。○象傳曰。肥遯无不利无所疑也。

此の爻超然として外に居り、陰に累はされず、疾厲あることなし、故に肥と稱す、肥は饒裕の義なり、人心係著する所あれば、則ち跡能く世を遯ると雖も、心遯るゝこと能はず、惟有道の人、能く心に遯れて、迹に遯れず、故に出づ可ければ、則ち出づ、出づること祿を謀るに非ず、隠るべければ、則ち隠る、隠るゝこと名を沽るに非ず、利と名と皆之れを犯すことを得ず、此れ利しからざるなき所以なり、象傳の意、上九の如き、繫なく、應なく、其の遯るゝに當り、毫も疑慮することなきを謂ふなり、



乾上下

序卦傳に曰はく、遯者退也、物不可以終遯、故受之以大壯、と、遯は遯れ去るなり、壯は進みて盛んなるなり、物衰ふれば、則ち必ず盛んなり、消息相須つ、故に既に遯るれば、必ず壯なり、故に遯の卦に次ぐに大壯を以てするなり、遯は陽の退くなり、大壯は陽の進むなり、往くとして復らざるなし、大壯の遯に次ぐ所以なり、而して壯の時に居り、壯を用るざるは、易を學ぶの要なり、凡そ卦初二を少と爲し、三四を壯と爲し、五六を老となす、大壯は則ち過ぐ、大過大壯、易の貴ふ所に非ず、卦辭亨と言はずして利貞と言ふを見て知るべし、

大壯利貞。

陽を大と爲し、剛を壯と爲し、震を行と爲す、此の大なるもの、壯を以て之れを行ふ、大壯の象なり、四陽下に在り、二陰上に在り、陽長して四に至り、氣升りて外に動く、人の血氣方に壯なるが如し、故に之れを壯と謂ふ、利貞とは、大壯の道、真正に利しきを謂ふなり、

象傳曰。大壯大者壯也。剛以動。故壯。大壯利貞。大者正也。正大而天地之情可見矣。

此の卦、大壯と名づくるものは、陽長じて中を過ぎ、大なるもの、壯なるを以てなり、柔は壯なること能はず、剛は則ち壯なり、然れども剛にして動かざれば、亦以て其の壯を見るなし、此の卦、下剛にして上動く、故に壯とす、而して大壯の貴き所以のもの、尤も正しきに在り、壯は氣を以て言ひ、正は理を以て言ふなり、此の卦、雷、天上に在り、生物の心、盡く見はる、故に天地の情を見ると云ふなり、

初九壯于趾。貞凶。有孚。○象傳曰。壯于趾。其孚窮也。

此の爻陽剛乾體にして下に處り進むに鋭きものなり故に趾に壯なりと云ふ陽既に盛んなり宜く靜止して以て陰の漸く消するを待つべし征くときは危くして凶なり然るに初の壯にして往くものは人ありて己れに孚あるを待みてなり則ち四爻己れと應たれば將に同徳を牽連して以て陰に勝たんとするが故なり孚は四を指す九四六五坎體半ば見はる故に孚と稱す象傳窮とは征けば凶なるを謂ふ九四の孚前に牽引するありと雖も亦必ず困窮するを謂ふなり

九二貞吉。○象傳曰。九二貞吉。以中也。

此の爻陽剛を以て大壯の時に當ると雖も柔位に在りて中に居る故に剛柔中を得て必ず時に克ち潜かに二陰を跡なきに消す故に貞吉と云ふ其の壯を用ゐざるを以てなり象傳の意但剛を以て柔に居るのみならず其の下卦の中に居るを謂ふなり

九三小人用壯。君子用罔。貞厲。羝羊觸藩羸其角。○象傳曰。小人用壯。君子罔也。

此の爻乾體の終りに居り剛を以て陽に居り其の強勇を恃み大壯の事を行はんと欲す故に六五上六の小人に於ては則ち其の壯力を用ゐて以て之れに敵し九四の君子に於ては其の己れと同徳なることを知らず二陰と合體なるを以て亦并せて罔罟を用ゐて以て之れを羅す夫れ陰に敵するは則ち時尙未だ至らず力尙ほ未だ饒かならず而して陰勝つ可からず若し更に我れに鄰りするの九四と相嫌ふときは則ち大壯の時必ず四陽力を協せ方に克て陰に勝つべし奈何んぞ自ら其の同類を猜むことを爲さん故に此れを守りて變ぜざれば則ち危きの道なり其の象たる三歳の牡羊前に在る所の藩籬に觸れ其の角を經けて困むものゝ如し變じて兎と爲れば兎を羊と爲す藩は四なり震を竹葦と爲す故に藩と稱す九四一陽前に横たはる藩に觸れて角を羸むるの象九三九四の藩に觸れて九四九三の角を羸む其れ能く上りて陰に勝たんや九三前を喜びて上るを好む故に其の戒め此くの如し象傳の意小人に對して壯を用うるは猶言ふべし君子に對して罔を用うるは言ふ可からず藩に觸れて角を羸むるの宜べなるを言ふなり

九四貞吉。藩決不羸。壯于大輿之輹。○象傳曰：藩決不羸，尚往也。

(二八四)

此の爻大壯の主爻、陽進みて四に至り、君子道長ず、以て大に爲すこと有るべきの時なり、象の所謂る利貞は、此の爻を指すなり、藩決けて羸まらずとは、上文を承けて言ふ、決は開なり、三の前、四あり、猶藩あるなり、四の前、二陰あれば、則ち藩決するなり、陽を以て陰に觸るれば、則ち決し、陽を以て陽に觸るれば、則ち羸む、君子方に小人を攻めて、復自ら相矛盾すれば、則ち勢合はずして、功成らざるなり、三の志正しからざるに非ず、道則ち未だ盡きざるなり、其の小人を待つや、壯を以て之れを凌ぎ、其の上に據らんと欲し、其の君子を待つや、之れを網羅して、其の下に出でしむ、故に特に小人之れに叛くのみならずして、君子亦且つ之れを離る、進みて與する所なければ、則ち羸羊の羸角と爲る、四は壯の主と爲し、群陽を領し、以て二陰を決し、天下の事に任じて、天下の功あり、則ち聖人の貴ぶ所なり、輹は車下の縛なり、坤に變ずれば、大輿と爲す、四は則ち其の輹なり、輹壯なれば、則ち力以て事を承くるに足る、大輿の輹よりも壯なりとは、陽の才力、輹に視ぶれば、尤も壯なるを謂ふなり、他爻壯と言ひて、大を言はず、四は大壯成卦の主爻なり、故に大を以て之れを言

ふなり、

六五喪羊于易，无悔。○象傳曰：喪羊于易，位不當也。

此の爻剛に變ずれば、兌の羊たるを失ふ、陽長じて四に至り、進みて遇む可らず、六五柔中、自ら其の以て諸陽に當るに足らざるを揣り、跡を遯れて退く、羊の抵觸せずして自ら場を逃れ去るが如し、則ち剛に敵せず、亦剛の害せざる所なり、故に悔なし、象傳位當らずとは、四陽の前に在りて、必ず陽に勝たるゝを謂ふ、六を以て五に居るを謂ふに非ざるなり、

上六羝羊觸藩，不能退，不能遂，无攸利，艱則吉。○象傳曰：不能退，不能遂，不祥也。

此の卦、大象は兌、故に羊の象あり、下の四陽は羝羊なり、外卦震に體す、震を竹葦と爲す、上の二陰は藩なり、四陽進みて陰に逼る、羝羊藩に觸るゝの象あり、九三の羝羊藩に觸るゝと同じからず、蓋し全卦を合せて言ふなり、上六將に陽に逼られんとして、幸に六五之れが蔽を爲すあり、六五の藩已に先づ決す、上六猶自ら其の遠きを待みて、未だ肯て降伏せず、譬へば羝羊の藩に觸るゝが如く然り、總て之れを

(二八五)

抑へて退かしむる能はず、又背て之れを遂げて進ましむること能はず、羊の觸るゝ、必ず終に已まざれば、則ち藩又壞れざるものならず、此れ登上六の利ならんや、惟其の陽に抗するの艱を知り、變じて以て陽に従へば、則ち吉なり、象傳不祥とは、理勢を審かにせざるに由ることを謂ひ、咎不長也とは、其の艱みを知り、圖を改めて、陽に従へば、則ち吉、是れ其の殃長きに至らざるを謂ふなり、



離 坤上下

序卦傳に曰はく、物不可以終壯、故受之以晉、晉者進也、壯なれば、則ち光明盛大にして、事業乃ち興る、故に大壯の卦に次ぐに晉を以てするなり、雜卦傳に、晉晝也、明夷誅也とあり、晝とは、日、地上に出づるを謂ひ、誅也とは、明、地下に傷るゝを謂ふなり、此の卦、上明かに下順ひ、人臣明主に服事するの象あり、然れども初二未だ摧如愁如を免れず、九四に貳鼠の貞厲あるものは何ぞや、蓋し天下治ると雖も亂なき能はず、盛世と雖も小人なき能はず、聖人憂患して易を作る、故に晉明の世に於て、貳鼠の戒めを著はすなり、

晉、康侯用錫、馬蕃庶、晝日三接也。

晉の字、説文に晉に作る、日出で、萬物進むの義、日に从ひ、韋に从ふなり、此卦坤下離上、日、地上に出づ、故に晉と名づく、坤は臣道にして、君は日の象、下卦の坤、進みて離の日を瞻る、諸侯天子に朝するの象あり、離日進みて天中に麗き、下、坤土を照す、天子諸侯に接するの象あり、康侯とは民を安んずるの侯なり、坤を牝馬を爲す、中爻坎を美脊の馬と爲す、故に馬の象あり、錫とは下より上に錫ふなり、坤を衆と爲す、故に蕃庶の象あり、離日上に在るを晝日と爲す、坤の三爻下に在り、皆禮接する所、故に三接と云ふ、互體艮を手と爲す、相接するの象なり、

象傳曰、晉、進也、明出地上、順而麗乎大明、柔進而上行、是以康侯用錫、馬蕃庶、晝日三接也。

晉の義を進と爲す、明進みて上るを謂ふなり、卦、晉を名つけて、進と名つけざるものは、晉の義、特に進むのみに非ず、必ず明を以て進と爲すなり、明、地上に出るは、離を以て坤に乗るなり、順にして大明に麗くとは、坤を以て離に附くなり、柔進みて上行すとは、六五上進して尊位に居るを指すなり、下に坤順の康侯あり、上に柔中の明主あり、明良道合ひ、相得て益章かなり、是を以て康侯既に蕃庶の馬を上錫

ひ天子亦晝日下に接することをおしまざるなり、
象傳曰。明出地上。晉。君子以昭明德。

日、西、地下に入れば則ち暮れ、東、地上に出づれば則ち旦なり、其の始め地を出づる、
猶地形に蔽はれ、以て漸く中天に升る、則ち光り遍ねからざることもなく、逃隠畢く
達す、晋の象あり、君子此れを見て、性體の本と明かなること日に似たるも、物或は
之れを蔽ふことを悟り、地を以て人欲の私に譬へ、自ら明德を昭かにして、猶明の
地を出づるがごとく、蔽ふことあらしめず、君子は六五を指すなり、

初六。晉如。摧如。貞吉。罔孚。裕无咎。○象傳曰。晉如。摧如。獨行正也。裕无
咎。未受命也。

此の爻、四爻と應を爲して、志合はず、故に方に進みて即ち之を摧抑するものある
を慮る、摧は折なり、上互艮あり、進まんと欲して之れを止むるの象あり、貞とは其
の正道を守り、汲々をして進むことを求めざるなり、吉とは終に其の進むことを
遂ぐるなり、孚なしとは四を指す、三四五互坎、四中晝に居る、孚の象あり、初既に貞
を守り、四と合はず、故に四孚なし、裕とは四の孚なきを以て感みと爲さず、超然自

得して係累する所なきなり、咎なしとは身を失ふの咎なきなり、象傳の意、正を行
ふとは、義苟も合はず、獨り正を行ふを謂ひ、即ち貞の字を解す、未だ命を受けざる
なりとは、裕にして咎なきものは、未だ四の命を受けざるに由り、故に能く進退緯
々として餘裕あるを謂ふなり、

六二。晉如。愁如。貞吉。受茲介福。于其王母。○象傳曰。受茲介福。以中正
也。
九四君に近くして、下三爻升進の路に據る、乃ち大臣中鼯鼠の小人なり、五の陰柔
なるが爲に、二は五の不斷を愁ひ、四は邪僻なれば、二は四の害せられんを愁ふ、此
れ其の愁ふる所以なり、坎に變ずれば加愛と爲し、心病と爲す、又艮山の爲に阻て
らる、故に憂愁の象なり、貞は中正の徳なり、吉とは我れ吾が正しきを守れば、四に
拒まるゝも、終に閉づること能はざるなり、故に介福を王母に受く、吾は君位、陰を
以て尊に居る、王母の象なり、王母は婦人尊きに居るの名なり、象傳の意、六二の介
福を受くるは、其の中を履みて正を得るに由るを謂ふなり、

六三。衆允。悔亡。○象傳曰。衆允之志。上行也。

衆は坤の象、允は信なり、衆皆六三を信ずるなり、坤を順と爲す、故に信の象あり、初の摧如、二の愁如、皆四の故なり、三と四と近くして相得るが如くなれば、天下皆疑て鼫鼠の儔と爲す、然るに六三明に麗くを以て志と爲し、群陰を領袖して以て上五に従ひ、天下をして其の上に享くるの誠を信せしめ、相率ひ俱に進みて、而して後に悔亡ぶべし、象傳上行とは、四に睚せずして五に従はんことを欲するなり、上大明の君に麗くは、衆志の同じき所、六三下卦の上に居り、衆陰の長たり、上行の志を失はずして、同類をして共に信ぜしむ、悔亡ぶべきなり、

九四 晉如。鼫鼠貞厲。○象傳曰。鼫鼠貞厲位不當也。

此の爻、陽を以て陰に居る、鼠の象あり、故に鼠と稱す、鼫鼠は貪るに喩ふ、即ち四を指すなり、離に體して升らんと欲し、坎に體して降らんと欲す、不中不正にして、進みて高位を竊み、近く五に比し、三陰皆己れの下に在り、其の當に得べき所に非ず、之れを兼有せんと欲して衆聽かず、上明君を畏れ、下順臣を憚る、故に其の象此の如し、位に據りて得ることを求むと雖も、終に能くする所なきなり、若し貞固にして此れを守れば、其の危きこと知るべし、象傳位當らずとは、下の三陰方に六五と

徳を同くして、四不中不正を以て、其の間に介するを謂ふなり、

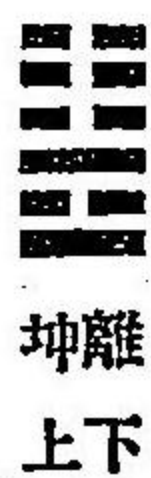
六五 悔亡。失得勿恤。往吉。无不利。○象傳曰。失得勿恤。往有慶也。

此の爻、柔を以て尊位に居り、自ら明德を昭かにするの主たり、下三陰皆己れに附かんと欲し、九四之れを阻つ、本と當に悔あるべし、同徳相孚とするを以て、其の勢必ず合ふ、故に亡ふることを得るなり、五は離體なり、離を火と爲す、火に定體なし、忽ち熾んにして忽ち滅す、失ふと得ると其の常の事なり、三陰四の爲めに間せらるゝは失なり、終に己れと合ふは得るなり、恤ふる勿れとは、必ず憂ひざるなり、互卦坎を加愛と爲す、恤ふるの象、上に之くを往と稱す、明地上に出で、升りて已まず、明々なる君、得失を以て意に介せず、蓋し豁達大度の主なり、彼の康侯六五の君を舍て、安くにか麗かんや、故に吉にして利しからざることをなし、象傳の意、往きて衆陰に麗かる、慶ありて特り悔亡ぶるのみならず、

上九 晉其角。維用伐邑。厲吉。无咎。貞吝。○象傳曰。維用伐邑。道未光也。

九四は威福を竊弄するの權臣と爲り、上九は兵權を掌握するの重臣と爲る、此の爻、離に體し、牛角剛にして上に在り、進みて觸るゝことを好むに象とる、故に角の

象あり、諸爻皆柔にして、與に觸るゝ所なし、觸るゝものは獨り四のみ、離を戈兵と爲す、震に變ずれば動とす、戈兵震動、用ゐて伐つゝの象、坤を邑と爲す、四、坤上に據り、下三爻を視るに、皆其の屬邑の如し、故に上より之れを伐ち、其の三陰を以て屬邑と爲すことを許さざるなり、下三陰を伐つに非ず、夫れ上下の交りを横隔するものは四にして、上九罪を鳴らし、之れを伐ち、以て三陰の途を開く、四、敢て之れと抗せんや、戦は危事に屬すを雖も、必ず勝ちて吉を得、且其の義咎なしと爲す、然れども上に大明の君あり、下に麗明の臣あれば、彼の貽鼠なるもの、貪ると雖も、得る所なく、終に身を載めて退くのみ、亦何ぞ伐つことを爲ん、故に貞吝と曰ふ、其の義正しと雖も、道は則ち吝、以て六五の君此れを事とする、攸なきを明かにするなり、失得恤ふること勿れと相應ず、象傳道未光也とは、吝の義を釋するなり、



離上
坤下

序卦傳に曰はく、晋者進也、進必有、所傷、故受之以明夷、夷者傷也、天下仕進の路より危きは莫し、進みて己まざれば必ず傷る、時に泰否あり、道に顯晦あり、時と道と違へば、聖賢と雖も免れず、晋の時に在りて、明主陽に當り、康侯其の寵を遂ぐるこ

とを得、明夷の時、暗主朝に臨み、衆正并びに其の傷を受く、故に象傳、商紂の時、文王箕子を以て之れに當つるなり、

明夷、利艱貞。

夷は傷なり、此卦、日地下に入り、其の明を掩ふて見えず、之れを傷るものあるが如し、故に明夷と曰ふ、夫れ明既に傷れば、則ち昏暗なり、暗主上に在り、凡そ下に在る者、宜く顯はに其の明を用ゐて、以て自ら傷るべからず、艱難委曲、以て其の貞を守るに在るを謂ふなり、

彖傳曰、明入地中、明夷、内文明而外柔順、以蒙大難、文王似之、利艱貞、晦其明也、内難而能正其志、箕子似之。

此の卦、内卦は離の文明にして、外卦は坤の柔順なり、二三四互坎にして難みの象あり、六二内卦の主と爲り、互坎外に在り、故に蒙と曰ふ、是れ六五の一爻を以て言ふなり、文王は明夷全卦の義を得、箕子は六五一爻の義を得、五體本と陽、今六を以て之れに居るは、陰中陽を藏す、是れ自ら其の明を晦ますなり、互坎内に在り、故に内難みて其の志を正くすと云ふ、即ち貞なり、其の明を晦まして、以て其の志を正

しくす、即ち難みて以て貞を運するなり、文王箕子大桀皆其の明を晦ます、然れども文王は外柔順、艱貞を期せずして自ら貞なるものなり、箕子の艱み、更に文王より甚だしく、其の生死より重きあり、文王の難は天下に關す、故に大と曰ふ、箕子の難は至親に在り、故に内と曰ふ、二聖の處する所、同じからずと雖も、然れども暗君に事ふる所以、均しく善を盡すものなり、

象傳曰、明入地中、明夷。君子以莅衆、用晦而明。

明にして傷に遇ふ、本と善事に非ず、君子之れを見て、皆之を用うることであり、即ち衆人の中に在りて、晦きを用ゐて明かにし、徒に察々せざるのみならず、智を屏け、聰を黜け、泊然として自ら冥漠の門に處り、天下の幾微幽隱、皆其の照中に入らざることなし、文王羨里に居て易を演ぶ、其の徳亦是くの如きのみ、莅は離の象、衆は坤の象、衆に莅むとは、離を以て坤を照すなり、晦きを用うるは坤の象、明は離の象、晦きを用ゐて明かなるは、坤を以て離を養ふなり、

初九、明夷于飛、垂其翼。君子于行、三日不食。有攸往、主人有言。○象傳曰、君子于行、義不食也。

此の卦、詳かに六爻を玩へば、皆商紂の時の事に合ふ、上六は紂なり、六五は箕子の奴なり、六四は微子の去るなり、九三は武王の牧野なり、六二は文王の羨里なり、初九は伯夷太公の海濱に居るなり、各爻未だ明かに言はずと雖も、義は則ち備る、初は四と應じ、皆明夷に遭ふて引き去るものなり、二は五と應じ、皆忠君愛國の志ありて、明夷の時と雖も、去るに忍びざるものなり、初二は上爻を去ること遠し、故に異姓の臣の象とす、四五は上を去ること近し、故に貴戚の臣の象とす、三上の若きは則ち兩つながら相傷ひ、武王と紂との事の如し、蓋し内外卦の末極に處れば、則ち必ず變ず、是れ明夷の終局なり、初は明にして剛、故に幾を見ること甚だ早くして、去ること甚だ決す、明夷の暗主上に在るを、以て見るに利しきの時に非ざれば、飄然として遠引し、懼れを懷きて行く、行くも敢て顯れず、鳥の飛びて下り、其の羽翼を垂るゝが如し、離を飛鳥と爲す、又艮に變ずれば、一陽中に在り、三は鳥身に象どり、初二四五は鳥翼に象どる、初は鳥翼にして、其の畫奇、又地下の位に處る、是れ鳥翼の傷み合ふて開かず、下りて地に垂るゝものなり、鳥の縮繳を避くるものは、高く飛ぶ、然るに此れは下に飛ぶものは、明夷上に在るを以て、之れを避くるもの、

下るに宜く、上るに宜しからざるなり。君子は則ち初九なり、陽を君子と爲す、幾を見て行く、即ち飛ぶの象なり、其の行くに于て、志行くに急なり、饑えて食ふに違わらず、離を日と爲す、日の象、又大腹と爲す、空腹食はざるの象なり、其の未だ去らざるに當りてや、其の翼を垂る、緩きの至りなり、其の去るに及びてや、三日食ふに違わらず、亟かなるの至りなり、是れ其の免れざるを懼るゝなり、往く攸ありとは、往きて二に就くなり、何を以て之れを知る、下に主人と稱するを以てなり、二は卦主なり、故に主人と稱す、即ち二老の文王に就くなり、言ありとは、其の去るに早きを訝るを謂ふなり、然れども去志をして決せず、其の傷の及ぶを待たしむれば、則ち去ること能はざるなり、象傳、横政の出づる所、横民の止まる所、居るに忍びず、義留まる可らざれば、幾を見て作つ、食はずして可なりとの意なり。

六二、明夷、夷于左股、用拯馬壯、吉。○象傳曰、六二之吉、順以則也。

此の爻、離日の中虚なるもの、夷すべきものに非ず、夷は其の外の明を滅するなり、三の陽を日の外明と爲す、坤體に近くして、其の掩蔽を受く、三の位、人身に在りて股と爲す、故に左股を夷ると曰ふ、拯は救なり、博く賢聖の人を求め、之れと力を勤

せ、始めて克く禍を轉じて福と爲す、故に用ゐて拯ふ、馬壯なれば吉と曰ふ、言ふことろは、用ゐて之れを拯ふに、惟馬の壯なるものを得れば、則ち吉なりと、則ち九三諸賢是れなり、九三陽剛にして前に在り、中爻震の初畫、乃ち馬足の馬とす、此の爻や、文王姜里の囚はれ、左股を夷るなり、太顛闕天の諸賢を用うるは、拯ふ馬の壯なり、象傳の意、順は柔を以て言ひ、則ち中を以て言ふなり、順にして以て、則あるなければ、馬壯なりと、離も、拯ふこと能はざるを謂ふなり。

九三、明夷于南狩、得其大首、不可疾、貞。○象傳曰、南狩之志、乃大得也。

此の爻、上と應ず、明を以て暗に尅ち、文王紂を討つ、事と爲す、離を火と爲して南方に居る、南の象、冬の獵を狩と名つく、内卦の終りに居るを以て、狩と稱す、離を戈兵と爲し、震に變ずれば、動とす、互卦坎を險とす、皆狩の象なり、火は三の陽を謂ふ、上畫を首と爲す、三上正應、上は三の首なり、故に大首と謂ふ、南に狩して、大首を得るとは、能く上六を得るを謂ふなり、疾す可らずとは、九三剛明と雖も、臣なり、上六昏暗と雖も、君なり、必ず其惡貫盈し、一日も安んずること能はずして、然る後に伐ちて之れを除かざることを得ず、天命未だ絶えず、人心尙在れば、則ち一日の間、猶

君臣たり、而して遠かに之れを伐つときは、則ち逆ふ、故に貞を貴ぶ、貞とは天に應じ人に順ひ、剛を逞くし、速ならんを欲するの心なきを謂ふなり、象傳大に得るなりとは、大首を得るなり、南狩の志、暴を除き、民を救ふことを主とす、時に乃ち大に得るなり、初に義と曰ひ、二に則と曰ひ、三に志と曰ひ、皆一字を以て、无窮の旨を蘊めり。

(二九八)

六四、入于左腹、獲明夷之心、于出門庭。○象傳曰、入于左腹、獲心意也。

此の爻、陰を以て陰に居り、行き遯るの象あり、明夷は紂を指す、明夷の心は紂の心なり、門庭を出づるは、遯れ去るなり、四と上と肺腑の親たれば、深く其の腹に入りて、其の明を傷るの心を得、必ず開悟す可らざるを知り、舍て、之れを去るなり、坤を腹と爲し、又黒と爲す、腹中は乃ち黒暗幽隱の地なり、醫書に心は左腹に在りと云ふ、四、坤下に在りて、明者と同體、故に左腹に入ると爲す、象傳の意、凡そ人の腹中の心事知り難し、今左腹に入る、已に其の心意を得、其の輔く可らざるを知る、此れ微子の去る所以なるを謂ふなり。

六五、箕子之明夷、利貞。○象傳曰、箕子之貞、明不可息也。

此の爻、柔中の徳あり、紂の能く當る所に非ず、故に之れを箕子に屬す、紂の時に當り、去る者は去り、死する者は死す、獨り箕子紂に囚へられ、武王の師入るに至り、囚始めて釋さる、則ち箕子は紂の世を終ふるなり、箕子處する所を觀れば、則ち紂の君たる亦知るべし、先儒言へるあり、天の命未だ絶えざれば、則ち君臣と爲り、當日命絶ゆれば、則ち獨夫と爲る、五は其れ天命未だ絶えざるの日、上は其れ天命既に絶ゆるの日か、諸爻明夷と言ふもの二義あり、上六の明かならずして晦きは、自ら其の明を夷ぶるものなり、初三四の明夷と言ふは、皆上六を指すなり、六二六五の明夷は、乃ち二五自ら其明ありて、上六に夷らるゝものなり、故に二に明夷と言ひ、之れに繼ぎて左股を夷ると曰ふ、五、専ら明夷を言はず、標して箕子の明夷と曰ふ、蓋し二五の明夷を受くるを主として言ふなり、利貞とは、宜しく箕子の貞固なるが如くなるべきを謂ふなり、即ち象傳明息む可らざるの意、息む可らずとは、明は晦ます可くして息む可らざるなり、箕子の如き者、紂の時に當り、佯狂して酒を飲み、目を失ひ、紂より之れを見れば、其の黨に入るが如し、而して天下後世之れを視れば、洞然其の心を知る、奴に終りて、其の明息む可らず、貞たる所以なり。

(二九九)

上六、不明晦。初登于天。後入于地。○象傳曰：初登于天。照四國也。後入于地。失則也。

(三〇〇)

此の爻、即ち明夷なり、明夷と曰はずして、明かならずして晦しと曰ふものは、己れの晦きを以て人の明を夷するものなり、此の爻、九三と應ず、三に明體ありて、上六之れを蔽ふ、則ち三の明、照すこと能はず、是を以て晦し、夫れ其の明を晦ますものは、始め晦くして終に明か、明かならずして晦きものは、強ひて明かにして實は晦し、初め天に登るとは、日、地上に在るなり、後に地に入るとは、日、地下に在るなり、五上を天と爲す、三の離明下より之れを照す、日、天に登るの象、然るに本卦、日、地下に在るを以て明夷とす、上六に至れば、則ち坤地の象成る、故に云ふなり、象傳四國を照すと、は、位を以て言ふ、坤を國と爲し、象となす、故に四國と曰ふ、上の位本と高し、故に初め天に登りて四國之れを望む、然るに上六の徳至りて昏く、後には地に入りて、君道大に其の準則を失ふを謂ふなり、



離上

序卦傳に曰はく、夷者傷也、傷于外者、必反于家、故受之以家人と、利を以て合ふ者は、

家人、利女貞。

窮禍患害に迫りて相乘つるなり、天を以て屬する者は、窮禍患害に迫りて相收む是を以て外に傷るゝ者は、必ず其の家に反る、故に明夷の卦に次ぐに家人を以てするなり、雜卦傳に、隣外也、家人内也とあり、隣は内より往きて外に在るものなり、家人は外より來りて内に主たるものなればなり、卦たる、巽を上にし、離を下にす、萬物異に齊ひ、離に相見る、人道は家に齊ひ、國と天下とに相見る、巽木を風と爲し、離火を明と爲す、火、木を得て生じ、風を得て熾んに、位相値ふて、性情復相得たり、故に其の象を家人と爲す、卦、二女を取るものは、男女は人道の先、夫婦は家を開るの本、朝廷邦國は婦人の事に非ず、室に居れば、則ち婦人を廢すること能はず、人唯女子養ひ難く、女子の賢なるもの得難し、故に此の卦、象を女の貞に取るなり、

此の卦、離下巽上にして、乃ち二女の卦なり、陰陽相比するを以て夫婦と爲す、相應ずるの義なし、二を内卦の主と爲し、三、二の上に居れば、則ち離女の夫と爲す、四を外卦の主と爲す、五、四の上に居れば、則ち巽女の夫と爲す、六畫卦を以て言へば、三四を人位と爲し、三畫卦を以て言へば、二五を人位と爲す、統べて之れを名づけて

家人と爲す、家人は女を以て奥の主を爲す、故に女の貞に利しと曰ひ、二四を主として言ふなり、離は中女にして二に位し、巽は長女にして四に位す、柔を以て柔に居り、婦徳協ふ、又長女上に位し、中女下に位す、少を以て長を凌がず、名分肅す、是れ皆正しきの象なり、

象傳曰、家人、女正位乎内、男正位乎外、男女正、天地之大義也。家人有嚴君焉、父母之謂也。父子兄弟、夫婦、而家道正。正家而天下定矣。

象辭唯女の貞を言ふものは、二體の主爻を以て言ふなり、象傳兼ねて男の正しきを言ふものは、卦中の四畫を通じて言ふなり、先づ女の正しきを稱するものは、家人の義、女を以て本とす、故に先づ女を説くなり、然るに又必ず男の正しきを稱するものは、女の由りて正しき所の本なればなり、凡そ卦畫下よりして上る、下を内とし、上を外とす、二三を以て言へば、則ち二は位を内に正し、三は位を外に正し、四五を以て言へば、則ち四は位を内に正し、五は位を外に正しくす、位を正しくするは、獨り名分を以て言ふのみに非ず、女は外政に與らざ、男は内職を親らせざるな

り家人の義、道二儀に均しく、惟人事のみならず、天尊く地卑く、天は地外を包み、地は天内に在り、男女位を正しくするに同じ、故に天地の大義なりと云ふ、男は五三に正し、五は六畫卦の天たり、三は三畫卦の天たり、女は四二に正し、四は三畫卦の地たり、二は六畫卦の地たり、故に天地の象を取る、男女にして子あれば、則ち又父母となる、父母は一家の主にして、家人の尊き、國に嚴君あるに同じ、父母尊嚴、内外齊肅、然る後父尊く子卑く、兄弟恭、夫婦、各其の道を盡くして、家道正く、一家の道を推して、以て天下に及ぶ可し、故に家正しければ、則ち天下定まるなり、

象傳曰、風自火出、家人。君子以言有物、而行有恒。

外の風内の火よりして出づるものあり、是れ其の家人ありて之れに居るなり、故に卦家人と名づく、人の家、必ず竈に火ありて後に突に風あり、君子此れを觀て、風化の本、家よりして出で、家の本、又身よりして出づることを知る、身より出づる所、惟言と行ひとなり、言行以て人を欺く可くして、以て家を欺く可らず、故に物あると恒あるとに非ざれば不可なり、物は事實を謂ふ、言の虚ならざるなり、孝を言へば實に能く孝、弟を言へば實に能く弟なるが如し、恒は常度なり、行の變せざるな

り、孝なれば則ち終身孝、弟なれば則ち終身弟なるが如きを謂ふなり。

初九、閑有家、悔亡。○象傳曰、閑有家、志未變也。

初上の兩爻、家を治むるの始終を以て言ふ、皆理を論ずるの辭なり、初上皆剛にして、二三四五を其の内に域す、物の匡郭あるに似たり、乃ち家道を以て其の家を絶團するの象、閑は闔なり、其の字、門に従ひ、木に従ふ、木を門に設くるは、防閑する所以なり、有家を閑るとは、之れを初に防閑すれば、則ち力を爲すこと易し、古語に所謂、子を教ふるは嬰孩婦を教ふるは初來と、是れなり、凡そ陽を以て陰に居り、陰を以て陽に居れば、乃ち悔あり、初本剛正にして亦悔を言ふものは、家は難くして天下は易く、之れを閑ること慎まざれば最も悔を致し易し、初より之れを閑れば悔乃ち亡ふべきなり、象傳志未だ變せずとは、家人の志意未だ變動せざるの時に在りて之れを防ぐを謂ふ、其の志の未だ流散變動せざるに先だちて之れを閑れば、則ち恩を傷はず、義を失はず、家に居るの善なり、是を以て悔亡ぶ、變じて後に治むれば、則ち傷ふ所多きなり。

六二、无攸遂、在中饋、貞吉。○象傳曰、六二之吉、順以巽也。

此の爻三に承け、正を以て相比す、且つ離に體し、代りて終るの義を明かにし、制外の事は、之れを三に委して遂ぐる所なく、酒食の議は、之れを己れに責めて中饋に在るあり、遂は専ら成すの義なり、象に女の貞に利しと曰ふものは、即ち此の爻之れに當る、象傳順にして巽とは、婦道を謹み守り、夫に事ふる所以、亦尊長に事ふる所以の道なるを謂ふなり。

九三、家人嗃嗃、悔厲吉、婦子嘻嘻、終吝。○象傳曰、家人嗃嗃、未失也。婦子嘻嘻、失家節也。

嗃々は又嫡々、又確々に作る、嗃は嚴酷の貌、又苦熱の意なり、嘻嘻々々又嬉々に作る、嘻嘻々々は歎懼の辭なり、此の爻離の上畫、剛を以て剛に居り、過剛にして中ならず、火の熱するが如く、家人其の嚴察に傷らる、之れを家人嗃々と謂ふ、若し其酷厲を悔ひ、寛嚴相濟すは、則ち家を治むるの吉道なり、婦は二を謂ひ、子は初を謂ふ、婦子其の嚴厲に堪へずして歎するときは、常に愁恨の聲を聞く、斯れ恩を賊ふの大なるもの故に、終に吝なり、二語對し看れば、九三の過剛に因り、之れを戒むることを知るべし、象傳の意、家を處するの道、當に威愛並び行ふべし、家人嗃々の時、之れを悔ゆ

れば、猶未だ甚だ失ふと爲さず、若し一意威を主として愛なく、婦たり子たる者をして怨み歎かしむるは、家を治むるの節を失ふに非ずして何ぞや、節とは過ぎざるの意を謂ふなり。

六四、富家大吉。○象傳曰：富家大吉，順在位也。

此の爻履む所其の位を得、上九五を承け、四五正しくして、家の人正しからざるなし、正しからざることをなければ、則ち和せざるなし、父子篤く、兄弟睦しく、夫婦和し、家の肥たるを以て天下の肥たるを造す、此れ富の徳なり、凡そ陽を實と爲し、陰を虚と爲す、故に小畜の九五富と稱し、泰の六五富まざると稱す、此れ陰爻にして富と稱するものは、乘承應皆陽にして、四翕せて之れを受け、且つ巽に體し、利に近づきて市ひすれば三倍すと爲す、皆富みの象なればなり、大は九五を指して言ふ、四、家を富ますの吉ありと雖も、然れども敢て自ら有せず、其の吉を以て之れを九五に歸するなり、象傳順とは柔正なり、位に在るものは、五の配なるを謂ふ、他の卦、二を以て五の配と爲す、此れ獨り四を以て五の配と爲す、故に諸卦四爻の辭、此れより善きものなし。

九五、王假有家。勿恤吉。○象傳曰：王假有家，交相愛也。

此の爻君位、故に王を以て言ふ、剛中正にして尊位に居る、乃ち天子の能く其の家を正すものなり、假は至なり、格と通ず、初九の有家を開るは、家道の初め、九五の有家に假るは、家道の成るなり、九五の身範既に端しく、又巽に體して善く入る、故に能く其の家を感格し、父父たり、子子たり、兄兄たり、弟弟たり、夫夫たり、婦婦たり、名其の正しきを得、其の家を正して天下定まる、故に恤ふることを待たずして吉なるなり、象傳の意、彼此皆徳ありて、交々其の徳を愛し、常人情欲の愛の如きに非ざるを謂ふなり。

上九、有孚威如終吉。○象傳曰：威如之吉，反身之謂也。

此の爻陽剛を以て卦の終りに居り、家道大成し、人皆之れを信ず、故に孚ありと曰ふ、坎に變ずれば信とす、孚あるの象、然れども人の信ずるを以て或は弛べず、身を律すること益嚴にして、凜然狎る可らず、故に威如と曰ふ、陽剛上に在りて、威嚴の象、家道成りて天下定まる、卦の終りに處るを以て、終吉と曰ふ、象傳身に反すると、は、身に反して自ら治むれば、則ち人之れを畏る、威を爲すに非ざるを謂ふなり。

周 易

序封傳に曰はく、家道窮、必乖、故受之以睽。々者乖也。世の循ひ難き所のものは禮義なり、溺れ易き所のものは情欲なり、禮義を以て情欲を糾すは、將に以て安きを爲さんとするなり、而して之れを責むるの過ぎて苦しく、之れを繩すの過ぎて急なる、孝子慈孫と雖も堪へざる所あり、故に家道窮まれば必ず乖くと云ひ、家人の卦に次ぐに睽を以てするなり、目視て明かならざるを睽と曰ふ、卦體離火上に在り、澤水下に應ず、其の性相反す、人各心あり、孚なれば則ち合ひ、疑へば則ち睽く、家人婦子より親しきはなくして、而して睽けば則ち見て以て悪人と爲し、鬼と爲し、寇と爲す、蓋し天下久く合ふの同なく、亦終に異なるの睽なし、卦體內悦び外明か、始め睽く所以は、二女同居すればなり、終り合ふものは、明かにして相悦ぶなり、卦睽きて象皆合ふ、易變じて窮らざる所以なり、

睽、小事吉。

睽は目相視ざるなり、卦上卦離に體し、下卦兌に體す、中爻互離兩目あり、九四の一爻之れが間を爲すを以て睽と名づく、睽は乖くなり、此の卦上卦の離は火にして

周

易

炎上し、下卦の澤は水たまりて下に動き、二體相違ふ、故に睽と曰ふ、睽の時、忿り嫉むの心を以て之れに迫る可らず、唯己甚しきことを爲さず、徐々之れを馴らし、之れを調へ、之れをして吾が轉移に就かしむべし、此れ睽を合するの善術なり、故に小事に吉と曰ふ、剛を大と爲し、柔を小と爲す、小事とは猶柔を以て事を爲すがごとし、大事は吉ならずして、小事は吉と謂ふに非ざるなり、

彖傳曰、睽、火動而上、澤動而下。二女同居、其志不同行。説而麗乎明。柔進而上行、得中而應乎剛。是以小事吉。天地睽、而其事同也。男女睽、而其志通也。萬物睽、而其事類也。睽之時用大矣哉。

此の卦離火動きて炎上し、兌澤動きて潤下す、兌の少女と、離の中女と、二女同居して、歸する所同じからず、二女幼きときは同じく處ると雖も、長ずるときは各夫の家あり、此れ人情の必然、志の同じく行はれざる所なり、但卦徳を以て言へば、内既に兌の説びありて、外又離の明に麗く、悦べば則ち人情拂らず、明かなれば則ち幾微坐して照すべし、皆能く睽を合するものなり、又卦體を以て之れを言へば、柔進みて上行し、尊位に居り、上卦の中を得て、九二の剛に應ず、是れ君柔にして臣の剛

に應ずるなり、柔能く剛に勝ち、弱能く強を制す、小心を以て柔道を行ふ、即ち小事に吉なるものなり、離は天に麗き、兌澤は地に附き、天地相睽くと雖も、造化の功を成すは其の事同じ、二五三上陰陽男女内外相睽くと雖も、男女別ありて其の志通ずるなり、然りと雖も陽の陰に應じ、陰の陽に應ずるは、猶常理と曰ふごとし、夫の天下の大群生の衆きが若き、聚散萬殊にして、其の事相類すべきものあり、或は陰を以て陰に應じ、陽を以て陽に應ずるが如き、彼此同徳、亦各其の類に従ふ、卦中に在りて四と初を應ずるが如き是れなり、夫れ是くの如くなれば、天下合ふ可らざるの睽なし、睽の時に、處して睽の用あり、睽の時用大なるものに非ずや、

象傳曰。上火下澤睽。君子以同而異。

離と兌と同じく坤に出で、一は炎上し、一は流下す、同じくして異なるの象なり、睽の卦、二女同居するは同じく、其の志行くことを同じくせざるは異なるなり、君子此の象を見、睽の以て已む可らざることを知り、其の俗を同じくして、其の志を異にす、中庸に所謂和して流せざるものは是れなり、

初九悔亡。喪馬勿逐。自復見惡人。无咎。○象傳曰。見惡人以辟咎也。

此の爻四爻と敵應す、敵すれば則ち睽と成る、宜しく悔あるへし、然れども自ら處ること正しきを得、外に求むることなく、四、實に我に睽くと雖も、我れ乖くに非ず、故に悔亡ふべし、互卦坎を亟心の馬とす、初、動きて下り、四、動きて上る、我れを捨て去る、馬を喪ふの象あり、然れども彼れと我れと同徳にして、他に應與なければ、姑く其の去るに任すと雖も、勢必ず自ら復る、四の約象、坎を盜と爲す、惡人の象、四剛にして不正、既に初と敵應たり、又二五と三上との應を梗隔す、此の卦の睽たる所以、惟此の一畫、故に之を惡人と謂ふ、二三四互離を目と爲す、初の外に在りて四に接す、乃ち惡人來り前みて我れに見らる、我れ往きて之れを見んと欲するに非ず、卦睽と名つく、目相視さるの象あり、今我か日常に之れを見て之れを絶たす、之れを疾むこと已甚しからず、故に咎を免るゝなり、象傳の意、惟避くるを以て避くるとせず、見るを以て避くると爲せば、則ち能く惡人を化して善人と爲すを謂ふなり、

九二遇主于巷。无咎。○象傳曰。遇主于巷。未失道也。

二五本と自ら正應なり、然れども睽の時に當り、事勢の格する所、或は正しく合ひ

難く、忽ち意外に相値ひ、偶然契合し、遂に一徳の交りを定むるものなり、主は五なり、五は上卦の主なるを以て主と曰ふ、巷は里中の道、互卦艮に變す、艮を徑路と爲す、巷の象、而して巷に遇ふものは、疑ふことあればなり、即ち四の寇たるを疑ふなり、然れども咎なき所以のものは、皆未だ相従ふの道を失はされはなり、故に象傳に未だ道を失はずと云ふなり、

六三見輿曳其牛掣其人天且劓无初有終。○象傳曰无初有終遇剛也。

此の爻、下卦の終りに居る配、上九に在りて九四に逼らる、九四は其の寇なり、未だ配に達せずして寇に噬まる、故に輿の曳かれ牛掣かるゝを見るの象あり、中爻坎離二體、離を目と爲す、故に能く見、坎を輿と爲し、曳と爲し、離を牛と爲す、六三の輿を曳くものは九四なり、輿既に曳かるれば、則ち牛、人手の控制を被むりて、前むことを得ざるが如し、掣と曰ふものは、輿之れを掣くなり、中爻を以て見れば、牛の車を引く、車、本と牛後にあり、今三四五の坎輿、稍離牛よりも進み、二三四の離牛、却て坎輿より却く、是れ輿曳かれて牛掣かれ、行かざるの象なり、四は三の己れに就か

んことを欲す、故に其の輿を曳きて、其の牛を掣く、三、柔順の徳を以て、和悦の極に處り、力能く之れを如何ともすることなし、然るに三は上の配なり、四、三を奪はんと欲するも、上肯て之れを容れんや、故に其の人天且劓の象あり、其の人は四を指す、四は人位たり、天は上を指す、上を天位と爲す、言ふことゝるは、上九天上より來りて、九四の鼻を割くなり、艮を鼻と爲す、四、離に體す、離は艮の下畫を變ずるもの、是れ鼻の下體具らず、又離を戈兵と爲す、戈兵を以て全く具らざるの鼻に施す、是れ劓の象なり、而して始め輿の曳かれ、牛の掣かるゝを見る、則ち四方に己れと難を爲して、己れ上に應ずることを得ず、故に初なし、繼ぎて四上の爲めに劓らるれば、則ち我れの寇たるもの除く、初め睽くと雖も、終に合ふことを得、故に終りあるなり、然る所以は、三、上本と正應なればなり、象傳の意、六三九四と鄰たり、位に處ると當らざるを謂ひ、剛に遇ふとは、上九に遇ふを謂ふ、陰陽正應、自ら終に睽くの理なきを謂ふなり、

九四睽孤遇元夫交孚厲无咎。○象傳曰交孚无咎志行也。

此の爻、初と敵應す、初九亦應なくして、特立し、同じく體下に處り、志を同じくする

ものなり、九四其の隣類に居て自ら託す、故に元夫に遇ふと云ふ、元夫は初を謂ふ、九四は剛を以て柔に居て不正なり、故に之れを悪人と謂ふ、初九は剛を以て剛に居て正を得たり、故に之れを元夫と謂ふ、元は善なり、惡の反なり、四は陰位、初は陽位、故に四亦初を以て夫とするなり、交孚とは、四其の孚信を以て初九と交はるを謂ふなり、四未だ初に應ぜざるの時に當り、三五往來の路を阻つれば則ち惡人なり、乃ち三五を捨て、事とせず、首を俛して以て初に求むれば則ち惡人に非ず、夫れ志し同じきものは相應し、道同じきものは相收む、二陽己に志同じく道同じ、即ち偶に非ざるも偶と爲す可らざらんや、厲ふけれども咎なしとは、未だ遇はざる時、位を失ひて孤立し、厲きを免かれず、遇へば則ち彼れ依る所を得、此れ助くる所を得、又何の咎あらん、象傳の意、窮して後に相遇ひ、同道相信じて、志願行はる可きを謂ふなり、

六五悔亡。厥宗噬膚。往何咎。○象傳曰。厥宗噬膚。往有慶也。

此の爻處ること位に當らず、宜しく悔あるべし、然るに中を得て剛に應ず、故に悔亡ぶるなり、厥宗は四を謂ふ、五と同體なるを以てなり、膚は六三を指す、三四五坎

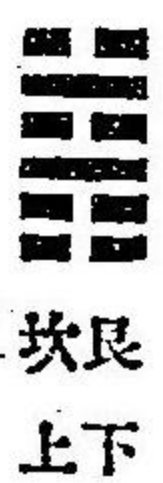
を豕と爲す、陰爻なるを以て膚に譬ふ、柔脆なるを言ふなり、二爻變ずれば噬嗑と爲る、故に膚を噬むの象あり、三を噬むものは四なり、五亦陰體、四三を噬みて五を噬まざるものは、五は尊位に居り、四の敢て噬む所に非ざるなり、六五の疑ひて二に適かざるものは、四の寇を爲すを疑ふなり、故に之れに告げて曰はく、四己に三を噬む、夫れ既に三を噬めば、則ち我れに寇するに暇あらず、我れ往きて二に従ふ、何の咎か之れあらん、凡そ上に之くものは往と稱す、此れ下に之くを以て往と稱するものは、火動きて上り、澤動きて下り、睽たる所以、若し下に往かざれば、則ち睽何に由て合ふことを得んや、象傳の意、往けば即ち陰陽相合ふの慶あるを謂ふなり、

上九睽孤。見豕負塗。載鬼一車。先張之弧。後說之弧。匪寇婚媾。往遇雨則吉。○象傳曰。遇雨之吉。羣疑亡也。

此の爻、炎上の極に處り、三は澤の盛なるに處る、睽の甚だしきなり、睽の甚だしきに處り、剛明の性を負む、剛變じて狼と爲り、明變じて察と爲る、故に應ありて下に在りと雖ども、亦自ら猜狠して以て孤に至る、豕の塗を負ふを見る以下、皆三を指

すなり、離を目と爲す、故に能く見る、中爻は坎、故三皆坎の象を取る、上三と應を爲して、三の四と比することを疑ふ、故に豕の塗を負ふが如きを見る、坎を豕と爲す、坎下陰畫水旁の土、六三是れなり、坎中陽畫地中の水なり、九四是れなり、水土相合ふを塗と爲す、豕、坎中に居るは塗を負ふの象、又鬼を一車に載するの若きを見る、坎を輿と爲す、故に車に象とる、又隱伏と爲す、故に鬼に象とる、三は坎輿の下畫、上四を輿中に載す、坎月の魄を鬼と爲す、一車は九四の一畫を指す、陽實の體、車中に充滿するなり、又先きには之れが弧を張り、後には之れが弧を説すか若きを見る、坎を弓と爲す、故に弧を張るは、其の張るを見るなり、則ち其の四に従ひて我れを射るを疑ふなり、兎を悦と爲し、毀折と爲す、故に弧を説すは、其の説すを見るなり、又其の四に許して我れを伺ふを疑ふなり、凡そ此れ豈皆實に有らんや、三と四と配たり、原と四に比するの心なし、上九剛明の過ちに由りて疑を生し、忽然として三は我が寇に非ず、乃ち我が媾婚なるを悟る、坎を盜と爲す、故に寇と稱す、三上正應、故に媾婚と稱す、往きて雨に遇へば則ち吉とは、上を主として言ふ、往と言ふものは下に往くなり、意、六五の往と同じ、雨も亦坎の象、上往きて三に求め、五を歴、四

を歴、四既に初に應じ、五既に二に應ず、三上の梗を爲さざれば、則ち陰陽和して雨と爲る、上是に於て其の應を得、故に吉なり、象傳亡とは失ひ去るなり、塗を負ひ、鬼を載せ、弧を張り、弧を説す等の群疑、釋然として亡失するを謂ふなり、



序卦傳に曰はく、睽者乖也、乖必有難、故受之以蹇、蹇者難也、屯蹇皆難みの義と爲す、但屯は始生の難、蹇は遇ふ所の難なり、乖けば必ず難みあり、人の情義乖離して、必ず相戕ふに至るが如し、故に睽の卦に次ぐに蹇を以てするなり、雜卦傳に、解緩也、蹇難也とあり、難解くれば則ち懈りを生じ、懈り極まれば則ち難みを生ず、此れ緩難相反するを謂ふなり、

蹇、利西南、不利東北、見大人、貞吉。

蹇の字、足に从ひ、寒に从ふ、跛なり、此の卦、坎上艮下、險ありて前に在り、止まりて進まず、跛者の行くに艱むが如し、故に名づけて蹇と曰ふ、西南は坤位にして平易の地、東北は艮位にして峻阻の地なり、西南に利しきは、土に就きて順なり、東北に利しからざるは、山に登りて逆なるなり、大人は九五を指す、九を大と爲し、五を人位

と爲す、九五剛健中正、身險中に處り、地を擇まずして安んず、撥亂反正の才ある者、故に大人と稱す、三より五に至る、離に體す、故に見と爲す、重んずる所、五三兩爻に在り、其の上下卦の主となりて、處る所皆其の正位を得、故に貞吉と曰ふなり。

彖傳曰、蹇難也。險在前也。見險而能止、知矣哉。蹇利西南、往得中也。不利東北、其道窮也。利見大人、往有功也。當位貞吉、以正邦也。蹇之時用大矣哉。

蹇は足進み難きの象、故に難なりと云ふ、何を以て難む、坎水の險前に在り、前進す可らざればなり、然れども艮止後に在り、險を知りて進まず、智孰れか之れに如かん、中爻に離あり、故に見と曰ふ、知矣哉とは、徒に其の能く止まるを贊するのみならず、實に其の變を觀時を俟つの意あるを取るなり、蹇は止まるを尙び、蹇を濟ふものは往くを尙ぶ、彖の西南に利しく、東北に利しからざるは、皆往くを言ふなり、聖人天下の蹇に當り、坐して之れを視る可らず、唯其の勢行く可らざれば則ち止まりて往かず、苟も機會乗ず可ければ、誰れか其の身を惜みて往かざらんや、西南に利しきは、九五を勉むるなり、乾畫五に往きて上卦の中に居る、坎險を以て畏る

可しと爲さず、其の身を以て入りて籌畫すれば、則ち將に險を出づるの望みあらんとす、彼の西南何の遠きことあらんや、東北に利しからざるは、九三を戒むるなり、九三止まりて進まざれば、則ち何れの時か險を出でん、故に其の道窮まると云ふ、其れ惟三五心を同じくし、共に濟ひて後に可なり、五を大人と爲し、三之れを見るに利し、三五同功、五尤も功多し、故に往きて功あるなり、重きこと往の字に在り、三五皆卦主にして、陽剛位に當り、其の他二四上の如き、亦皆位に當る、邦を正すの象なり、邦正しければ、則ち蹇に終らず、蹇の六爻、心を同じくして共に濟さるることなし、蹇を出づる所以なり、蹇の時に居て蹇を濟すの用あり、其の大此くの如し、故に極めて之れを贊するなり、

象傳曰、山上有水蹇。君子以反身脩德。

山の險阻なるは、上復水あり、曲折して艱阻多く、行く者之れに難む、蹇の象なり、君子之れに體して、以て自ら身に反し、其の德行を増修す、得ざるものあれば、皆反りて諸れを己れに求む、言忠信、行篤敬なれば、蠻貊の邦と雖も行はる、何の蹇か之れあらん、身に反するは、艮の象、徳を修むるは、坎の象なり、

初六往蹇來譽。○象傳曰：往蹇來譽，宜待時也。

初は蹇を濟ふの位に非ず、前に應援なく、往けば則ち險に近くして、蹇跛行き難し、往かずして來れば、則ち險を見て能く止まるの譽れあり、離に變ずれば明と爲す、故に能く幾を見て止まる、象傳所謂る知なり、象傳の意、既に往きて復還るに非ず、即ち往かずして之れを待つを謂ふなり。

六二王臣蹇蹇，匪躬之故。○象傳曰：王臣蹇蹇，終无尤也。

王は五を指す、六二五と應ず、故に王臣と稱す、諸爻皆蹇、往きて善く來る、六二艮體の中に在り、亦上進するものに非ず、外卦は坎王の大蹇なり、互卦亦坎臣の蹇なり、蹇々とは蹇に蹇むなり、卦、險止の二義を合せて蹇と名づく、上の蹇の字は是れ止の義、下の蹇の字は是れ險の義なり、二中正と雖も、陰柔の才を以て、蹇を濟ふの任に勝へざれば、蹇々たらざるを得ず、其の止まりて行かざるものは、蓋し時を審かにし、力を量り、以て其の可を俟つ、身の故を謀りて、禍を避くるに非ざるなり、象傳の意、世の身を全くし、妻子を保つ者の如きに非ず、故に尤めなしと云ふなり。

九三往蹇來反。○象傳曰：往蹇來反，內喜之也。

此の爻、最も坎に近し、往けば則ち蹇にして行き難し、故に往けば蹇と曰ふ、來とは來りて本爻に止まるなり、反は反りて内に向ひ、二に比するを言ふなり、諸爻の中、惟此の爻剛實の才ありて、蹇を濟ふべし、但五と比に非ず、應に非ず、惟反りて二に就けば、則ち與に同じく往きて蹇を濟ふべし、二本と忠貞の臣、固より剛明の才を得て、以て事を共にせんことを思ふ、三、止まることを知らず、險を冒して以て自ら危くすれば、則ち二何をか恃まん、此れ其の亟に反る所以なり、象傳の意、内とは二を指す、卦畫下よりして上る、二三相比し、二は内に居り、三は外に居る、反は喜辭なり、三、二の倚る所と爲る、故に内喜ぶと云ふなり。

六四往蹇來連。○象傳曰：往蹇來連，當位實也。

連とは三と五とを連ぬるを謂ふ、四陰虛にして應なし、蹇を濟ふに足らず、若し往くときは、祇に蹇を益すのみ、來りて本位に止まり、下の三に連り、上の五に合し、力を戮せて共に時艱を濟へば、則ち三の功は即ち四の功なり、三五の合、四に非ざれば能はず、象傳の意、陽を實と爲し、陰を虛と爲す、四は位に當ると雖も、陰虛、三五俱に位に當りて陽實なれば、四の之れに連なるを謂ふなり。

九五、大蹇朋來。○象傳曰：大蹇朋來，以中節也。

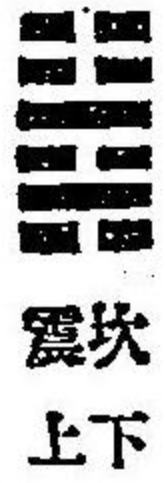
(三三三)

此の爻、陽の大を以て坎中に陷る、故に大蹇と云ふ、朋は三を指す、同徳の故なり、三既に來り反りて二に合し、以て五に應ずれば、則ち諸爻亦皆聯屬し、三に隨ひて來り、共に蹇を濟ふ、諸爻の來る、皆九三の來るに由る、故に但朋來ると云ふなり、象傳中節とは、此の機會を失へば、又更に力を着け難し、中節は先ならず、後ならず、尤も機宜に中るを謂ふなり、

上六、往蹇來碩、吉、利見大人。○象傳曰：往蹇來碩，志在內也。利見大人，以從貴也。

往は來に對するの稱、上往く所なし、來らざるを以て往と爲す、此の爻、蹇の極に居り、體猶坎に在り、苟も蹇を濟ふの術を思はず、強ひて蹇外に逃れんと欲すれば、則ち蹇解す可らず、亦惟蹇中に於て濟ふことを求めて後に可なり、則ち内外卦の主爻碩大に在るなり、大は陽を謂ふ、九三を指すなり、來碩とは、來りて本位に安んずれば、則ち碩大の應あるを謂ふ、大人は即ち九五なり、象辭大人は九三を主として言ひ、爻辭之れを上六に歸するものは、三上正應、上の見るに利しきは、即ち三に隨

ひて見るに利しきなり、象傳内とは九三を指し、外卦に對して言ふなり、貴は九五を指し、下賤に對して言ふなり、



坎下
震上

序卦傳に曰はく、蹇者難也、物不可以終難、故受之以解、解者緩也、蓋し險難解釋し、物情舒緩なるを以て解と爲す、然れども緩は難を解くの道なれば、蹇の卦に次ぐに解を以てするなり、蹇は艮を以て坎に錯り、東より北に行く、山上に水あり、東北に利しからざるなり、解は坎を以て震に錯り、北より東に轉ず、雷雨作りて西南に利しきなり、凡そ國家の難み、其の作るや、小人に由らざるなく、其の解くるや、君子に由らざるなし、人主東北を避け、西南に趨らんと欲すれば、君子を親しみ、小人を去るに在るのみ、

解利西南、无所往、其來復、吉、有攸往、夙吉。

解は判なり、刀を以て牛角を判するに从ふ、此の卦、坎下震上、雷上に動き、雨下に降れば、則ち鬱結するもの解す、西南は陰方、東北は陽方、坎を北方の卦と爲し、震を東方の卦と爲す、東北よりして西南に往けは、則ち陰陽相濟ふ、難の解くる所以なり、

(三三三)

蹇解象皆西南に利しと言ふ、而して象を取ること各異なり、蹇は艮の東北と坤の西南とを取りて暗に對す、故に西南に利しきの下に於て、之れに足して東北に利しからず、大人を見るに利しと云ふ、大人は坎の中爻を指す、東北を明かにして、坎を兼ねるを言はず、解の如きは、坎を下にし、震を上にする、一北一東、則ち坎の暗に對するものは、乃ち南方の離、震の暗に對するものは、乃ち西方の兌なり、西南に利しと言ひて、東北に利しからずと言はず、明かに是れ陰陽相濟ふの意を取る、故に下文往く所なし、其れ來り復りて吉と曰ふ、乃ち坎を主として言ふ、往く攸あり、夙くして吉とは、乃ち震を主として言ふ、亦未だ嘗て東北を以て不利と爲さず、蹇難方に解け、否結方に釋く、先づ人心を安んずるを以て務めと爲す、故に時當に無事なれば、則ち宜しく退きて其の靜を守るべし、來りて本位に復り、他に往かず、但坐して之れを鎮むるのみ、時に事あるに當れば、則ち惟速かに其の權を用ゐ、早きに及びて之れを圖り、滋蔓せしむることなくして可なり、夙は早朝、震の初陽は夙の象なり、

彖傳曰、解險以動、動而免乎險、解利西南、往得衆也、其來復吉、乃得

中也、有攸往、夙吉、往有功也、天地解而雷雨作、而百果草木皆甲拆、解之時大矣哉。

此の卦、坎險内に在り、震動外に在り、動かざれば則ち險を出づること能はず、動きて險の外に出づるは、解たる所以なり、西南に利しきは、往きて衆を得るなりとは、寛なれば則ち衆を得るなり、坤を衆と爲す、兌西離南、坤衆を中に拱す、故に衆を得ると謂ふ、其れ來り復りて吉とは、則ち坎西南に往かずして、九二來りて下卦の中に居るを以てなり、往く攸有り、夙くして吉とは、九四を主として言ふ、四は震の初畫、動きて初なり、故に夙と稱す、難を解くは速かなるを貴ぶ、時の既に至る、則ち應に機を發するが如くすべし、故に往きて功あり、天地解る以下、解の象なり、往きて功あるを承けて言ふ、卦畫下よりして上る、坎の北より順行して震の東に入り、生機漸く動き、雷雨交々作り、而して南、而して西、皆此れより往く、解たる所以、震を雷と爲し、坎を雨と爲す、天地の氣、冬にして閉塞し、立春以後、雨水驚蟄の節、閉塞する者解散すれば、則ち雨天に出で、雷地に出づ、作は興なり、雷雨の作る、險厄のもの亨り、否結のもの散ず、故に百果草木皆甲拆す、甲は孚なり、拆は則ち甲より分裂して

出づるなり、斯の時や、天地の間に盈つるもの、陽氣の發舒に非ざるなし、其れ大ならずや、

象傳曰、雷雨作、解。君子以赦過宥罪。

雷雨の作る、陰陽交感、和暢して緩散す、故に解と爲す、夫れ雷は天の威、雨は天の澤、威中に澤あるは、刑獄の赦宥なり、赦は之れを釋るし、宥は之を寛くするなり、過ちを赦すとは、咎災は肆赦するなり、罪を宥すとは、罪の疑はしきは惟れ軽くするなり、

初六、无咎。○象傳曰、剛柔之際、義无咎也。

蹇難方さに始めて解く、柔君上に在り、天下の最も慮るべきもの、小人に若くはなし、初三上是れなり、但坎險と雖も、陰柔にして下に居る、則ち惡未だ深からず、二に承くれば、則ち化して従ひ易し、解の時に當り、君子方に細故を滌ひ、之れと更始すれば、則ち咎なし、象傳の意、他卦は應を貴ぶ、唯解のみ應を貴ばず、解は則ち君子小人を分ち、之れをして羣を同じくせしめざるの時なり、故に初の咎なき、但二を承くるを取りて、四に應ずるを取らず、傳之れを明かにして、剛柔の際と曰ふ、剛は二

を謂ひ、柔は初を謂ふ、際とは兩爻相交接する處なり、義は猶理のごときなり、

九二、田獲三狐、得黃矢、貞吉。○象傳曰、九二貞吉、得中道也。

此の爻、剛中の徳を秉り、群奸をして皆我が籠絡の中に就かしめ、以て亂源を靖んず、故に田りに三狐を獲るの象あり、二は地位の上、故に田と云ふ、坎を狐と爲す、天下の難、必ず小人より始まる、故に天下の難を解かんと欲するものは、必ず小人を處することありて、然る後に可なり、九二剛中の徳ありて、能く之れを處す、故に田りに三狐を獲るの象あり、坎を弓と爲し、互離を矢と爲し、戈兵と爲す、坤に變ずれば、衆を致役すと爲し、應爻を震と爲す、衆人弓矢戈兵を持し、田獵するの象なり、凡そ物獲ざれば、則ち兩失し、獲れば、則ち兩得す、黃矢は狐を取る所以、狐を獲れば、則ち黃矢亦返る、故に黃矢を得るなり、黃矢は離の象、黃は中色、矢は直物、九二の徳、之れに似たり、陰の難を解く、猛烈を尙はず、惟潜に之れを服し、之れをして順從して、難を爲さざらしむ、此れを守りて變ぜざれば、則ち西南に利しきの意を失はず、所謂る其れ來り復りて吉とは、此れのみ、故に貞吉と曰ふ、象傳中道とは、九二中位に居て中道を得るを謂ふなり、

六三負且乘致寇至貞吝。○象傳曰：負且乘，亦可醜也。自我致戎，又誰咎也。

(三二八)

此の爻、上、四を承け、陰柔を以て之れに付き、因て其の有る所を竊む、坎に體するを以て盜とす、負ふの象なり、下、九二に乗りて、其の乗る所の車を有す、坎又輿と爲す、乗るの象なり、夫れ物を竊み、之れを負ふの人にして、君子の器に乗る、必ず起ちて之れを劫奪する者あり、故に寇の至るを致す、寇は上六を指す、上六三と敵應するを以て、兩心相猜むなり、故に貞固之れを守りて變ずることを知らざれば、則ち吝なり、象傳の意、上は則ち四を慢り、下は則ち二を暴す、醜づべきの甚だしきなり、我れは三を指す、戎を致すは則ち寇を致すなり、誰をか咎めんとは、我が咎にして人の咎に非ざるを謂ふなり。

九四解而拇，朋至斯孚。○象傳曰：解而拇，未當位也。

此の卦、惟二四の兩陽、解の責に任ずるものにして、三實に其の間に介す、二能く黃矢を以て之れを獲るも、猶四の之れと暱きを慮る、故に四に告げて曰はく、必ず汝の拇を解きて、朋と相孚なれば、則ち可なり、而は汝なり、拇は足の大指なり、震を足

と爲し、拇は足下に居る、三は四に比して其の下に居る、拇の象なり、朋は九二を謂ふ、二四同功、皆陽剛の徳あり、故に朋と曰ふ、九四震體の初にして、近君の位に居り、近比の小人を暱近して解かざれば、則ち君子の朋至ると雖も、彼れ必ず將に其の離間の術を肆にせんとす、其れ誰れか力を盡して天下の難を解かんや、象傳未だ位に當らずとは、四不幸にして三と比し、處る所未だ位に當らず、故に汝の拇を解くの戒めあるを謂ふなり。

六五君子維有解，吉有孚于小人。○象傳曰：君子有解，小人退也。

君子は二陽を指し、小人は三陰を指す、此の爻、三陰と本と朋なり、安んぞ能く陰を解かん、幸に二五の應たり、四五の比たり、皆陽剛の徳を負ふ、五必ず之れと相結託し、誠を推して委任すれば、則ち以て陰黨を解落するの謀を行ふこと有りて吉なり、夫れ正氣朝に盈つれば、則ち陰邪退きて聽き、王心既に一なれば、小人亦自ら感孚する所ありて、其の解の實を知るべし、故に小人に孚ありと曰ふ、象傳の意、君子方さに能く小人を解き、公明正大、其の心を服して退かしむるを謂ふなり。

上六公用射隼于高墉之上，獲之无不利。○象傳曰：公用射隼，以解悖

(三二九)

也。

此の爻亦三狐の一なり、初爻は微弱にして數ふるに足るなし、三を負乘と爲す、僅に位を竊むの流のみ、上に至りては則ち又變じて高飛の隼と爲る、蓋し小人の固帶盤根、驚悻にして去り難き者、象に往く收あり、夙く吉とは、正に此の爻を謂ふなり、公は九四を謂ふ、震を長子と爲す、公侯の象、互坎を弓とし、互離を矢とす、下卦に居り、下より上を射るの象なり、上、離に變ず、飛鳥と爲す、上を天位と爲す、鳥の飛びて天に戻るものなり、墉は墻なり、高墉は王宮の墻なり、離の矢、九四の手に發して、上六の翼に達するなり、隼の山林に棲むもの、人皆之れを射る、惟王宮高墉の上に棲むものは、則ち城狐社鼠の如く、憑依する所ありて、人敢て之れを射ず、初の一陰最下に在り、九二之れを解く、甚だ易し、上の一陰最上に在り、九四之れを解く、甚だ難し、故に卦終に於て後に能く之れを獲るなり、隼一たび獲て、陰柔の難盡く解く、何の利しからざることあらん、象傳の意、解の終りに至りて、未だ解けざるものは、悖亂の極なるもの、之れを射るは、之れを解く所以なるを謂ふなり、解けば則ち天下平かなり、夫れ解の道、亦其の甚だしきものを去るのみ、一切過ちを赦し罪を宥むるの意、俱に言外に於て見るべきなり。



長上下

序卦傳に曰はく、緩必有所失、故愛之以損と、難は一日にして解く可らず、必ず緩くして後に解くべし、然るに甚だ縱緩なれば、則ち必ず疎失あり、故に解の卦に次ぐに損を以てするなり、緩必有所失の句、深く玩味すべし、雜卦傳に、損益、盛衰之始也とあり、言ふこゝろは、上を損し、下を益すは、盛の始めなり、下を損し、上を益すは、衰の始めなりとなり、而して損の義二つあり、一は減少を以て義と爲す、縁を斷ち、事を省き、欲を寡くし、心を清くするの謂ひなり、一は虧敗を以て義と爲す、財を傷り、民を病ましめ、廉を毀ひ、節を喪ふの謂ひなり、能く欲を寡くし、心を清くすれば、自ら廉を毀ひ、節を喪ふに至らず、故に或は損を以て損し、或は損を以て益を得、或は益を以て益し、或は益を以て反て損す、是を以て聖人卦を設け、下を損し、上を益するを以て損と爲し、上を損し、下を益するを以て益と爲す、物は下を以て基と爲し、道は卑を以て本と爲す、惟下損す可らざるなり、

損、有孚、元吉、无咎、可貞、利有攸往、曷之用、一簋可用享。

易凡そ陽を有餘と爲し、陰を不足と爲す、故に損益二卦、皆陽を損し、陰を益するを主として言ふ、下を損して以て自ら益するは、君子以て自ら損すと爲す、自ら損して以て下を益すは、君子以て自ら益すと爲す、下に在るものは、民の象、上に在るものは君の象、民を損するは、乃ち國を損する所以、故に卦を設け名を命ず、戒めを寓する所至りて深し、夫の下を損し上を益するは、善物に非ず、而して勢損せざるを得ざるなり、聖人はに於て、説を作りて曰く、孚あり元吉と、蓋し君子に非ざれば、以て小人を治むることなく、小人に非ざれば、以て君子を養ふことなし、乃ち什一の税を歛む、已むを得るに非ざるなり、此の已むを得ざるの心、天下に著はれて、人皆之れを信ず、故に其の愛する所を割きて、以て其の信ずる所に趣く、元吉の慶を得る所以、是れのみ、然れども、民に取るの中、亦必ず定制ありて存す、故に又之れに告げて曰はく、上を損し、下を益し、民を厲ましむるの咎なく、中正の道をして、永久變ぜざらしむべし、庶はくは往く攸あるに利しからん、而して貞す可きの制既に定まる、是に於て更に已むことを得ざるものあらば、則ち將た何を用ゐん、則ち賦を常征の外に加へざることを得ず、然るときは幸に下二陽の在るあり、此の一分を

民に留むれば、亦藉りて以て少しく軍國の急を紓ふべし、只其の時に非ざれば、則ち取て軽く用ゐず、猶二簋の物を留めて、以て用享の需めに備ふるがごとし、享に用ゐるに非ざれば、豈此の二簋を濫用すべけんや、簋は稻梁を盛るもの、兎を食と爲す、初より五に至る、大象震に似たり、竹器と爲す、初二陽實、稻梁簋に盈つるの象と爲す、享祀宴享皆之れを享と謂ふ、蓋し國に大祭祀大賓客あれば、則ち之れを用ゐるを謂ふなり、大祀大役の如き、亦其の類なり、

象傳曰、損、損下益上、其道上行、損而有孚、元吉、无咎、可貞、利有攸往、曷之用、二簋可以享、二簋應有時、損剛益柔、有時、損益盈虛、與時偕行。

下を損し上を益すは、陽の有餘を殺ぎて以て陰の不足を補ふ、是れ上行を以て其の道と爲るものなり、下を以て上に奉ずるは理の當然、故に六三の損は損と爲さず、損して孚あり、是を以て元吉なり、一の而の字を加へて、意義分明なり、而して咎なく往くに利しきの理、貞す可きに備はる、故に詮釋を假らざるなり、二簋時あるに應ずとは、言ふは、下二簋を以て上に應ずるは、其の時あり、蓋し専ら享を用ゐるが爲めにして設く、然らざれば、軽く此の二簋を用ゐるを爲ることなきなり、故に

又重ねて其の理を言ひて曰はく、凡そ剛を損し柔を益す時あり、剛の過ぐるあれば、固より之れを損すべく、柔の過ぎて虚なれば、固より當に之れを益すべし、然るに彼れの剛を損し、此れの柔を益す、亦其の時に因る、其の時に非ざれば、則ち軽く損せず、夫れ惟之れを當に損すべきの時に損すれば、已むを得ざるの心、天下の諒知する所たらんのみ、時と偕に行ふは、二簋時あるに應ずと相應じ、此の一段、専ら象辭曷之用の二句を釋するなり、

象傳曰。山下有澤損。君子以懲忿窒欲。

下を深くしく高きを増すは損の象なり、君子損の象を觀て、以て己れを損す、人の最も制し難きものは、唯忿りと欲と、當に損すべきものも、亦唯忿りと欲となり、忿りを懲らすは、内卦を以て言ふ、乾體陽剛躁にして忿り多し、上六下りて兌説と爲れば、則ち其の忿り消えて熾んならず、即ち懲らすなり、欲を窒ぐは、外卦を以て言ふ、坤體陰柔媚ひて欲多し、九三上りて艮止と爲れば、則ち其の欲遏りて流れず、即ち窒ぐなり、此れ損の義、徳を修むるの要なり、

初九。已事遄往。无咎。酌損之。○象傳曰。已事遄往。尙合志也。

此の爻、六四と應ず、六四既に疾あり、初九速に往きて救はざれば、則ち疾治す可らず、速に行けば、則ち力を用ゐること省きて、効を收むること早し、故に咎なし、而して下民公に急なるに切なるも、人の上たるもの、亦當に酌量して之れを損すべし、象傳の意、尙は上と通じ、六四を謂ふ、四の志、其の疾を損せんと欲し、初、速に往きて之れに應ず、其の志の相合ふを謂ふなり、

九二。利貞。征凶。弗損益之。○象傳曰。九二利貞。中以爲志也。

貞は其の正を守るなり、往は其の正を守らずして、往きて上に媚ぶるなり、九二六五と應ず、六五は富を求むるものに非ず、故に戒むるに貞なれば、則ち利にして、征けば、則ち凶なるを以てす、是の時に當り、上の益を需むるや、甚だ勤む、下以て其の望みを虚しくす可らず、則ち將に何を以て之れを益さんとする、唯損せざるの益を以て之れを益するのみ、凡そ財を生ずるの道、財に在らずして、政事に在り、政事なければ、則ち財用足らず、其の政事を修めて、下の損、秋毫なく、上の益、丘山あり、是れを損せずして之れを益すと謂ふ、象傳中とは、二五相應じ、其の中を守り、徒らに自ら其の志を貞するのみならず、亦能く深く九五の志を喻ることを謂ふなり、

六三三人行則損一人。一人行則得其友。○象傳曰。一人行。三則疑也。

(三三六)

三本と乾の三陽、初九九二と同行のものなり、乃ち損して陰と爲りて以て上を益す、是れ三人行けば則ち一人を損するなり、九三上りて上と爲れば、則ち上六下りて三と爲る、是に於て剛柔偶ま合ひて相助く、是れ一人行けば則ち其の友を得るなり、三は人位、故に人を以て象を取る、互卦震を大塗と爲す、故に行の象あり、兌に變ず、朋友の象あり、故に友と曰ふ、象傳の意、地天泰の如き、内卦三畫俱に陽なれば、則ち陰なきに疑ひ、外卦三畫俱に陰なれば、則ち陽なきに疑ふを謂ふなり、

六四損其疾。使遄有喜。无咎。○象傳曰。損其疾。亦可喜也。

此の爻、變ずれば坎と爲る、坎を心病と爲す、疾の象なり、遄は即ち初爻遄往の遄なり、四疾ありと雖も、幸に初九と陰陽相應ず、初九下を損して遄に往き、其の疾を已むることを憚らず、故に四をして遄に喜びあらしむ、先きに疾みて後に平なれば、疾むと雖も害あらず、故に咎なきなり、象傳の意、疾なきは固より喜ぶべく、疾みて能く速に損すれば、則ち疾なきに復る、亦喜ぶべきを謂ふなり、

六五或益之。十朋之龜。弗克違。元吉。○象傳曰。六五元吉。自上祐也。

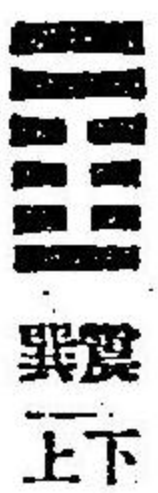
此の爻、益を受くるの主にして、益を受くるの地に非ず、益を受くるの主にして、益を受くるの地に居らざるは、益を求めざるものなり、益を求めずして、物自ら之れを益す、故に或と曰ふ、或とは我れ其の從て來る所を知らざるの辭なり、之れを損して上を益す、益五に及ぶに非ず、然れども上の有は五の有なり、五三の益を受け、其の正應に非ず、是れを或は之れを益すと謂ふ、十朋の龜は上九なり、二より上に至る、大象は離離は内柔に外剛、龜の象なり、龜の背を貝と爲し、兩貝を朋と爲す、十朋とは、其の獲る所の奢るを見るなり、違ふこと克はずとは、之れを避けんと欲するも聽かざるなり、其の避く可らざるを以て、其の求むるに非ざるを知る、故に元吉、此れ孚あるの效なり、象傳上とは上九を謂ふ、損は三を損して以て上に益すものなり、而して五其の益を受く、故に上より祐くと曰ふ、祐は猶助のごとし、

上九弗損益之。无咎。貞吉。利有攸往。得臣无家。○象傳曰。弗損益之大得志也。

富、四海を有つは、六五の固より然る所、上九は天子守藏の臣たるに過ぎず、損せずして之れを益すとは、上九必ず己れの有を損せずして、自ら六五を益することあり

(三三七)

るを謂ふ、九二にも亦損せずして之れを益すと曰ふ、五上の益を受けて、二より之れを得るに非ず、上三を取り、五を益す、我れより之れを出すに非ず、故に二爻皆辭を同じくす、然れども上九の君を益して咎なき所以のものは、其の道貞すべきを以ての故に、吉にして往く攸あるに利しきなり、往く攸あるに利しきは、三を主として言ふ、三、上に往きて益する攸あるに因りて言ふなり、臣を得て家なしとは、上九能く益を受くるの君に遇ふは、其の臣たる攸を得たりとす、故に盡く其の有る所を推して、以て之れに益し、敢て私に其の家を營まざるなり、象傳大は陽を謂ふ、即ち上九なり、上九君を益するを以て志と爲すと雖も、下を損するを以て志と爲さず、蓋し此に至りて、上九の志大に得るを言ふなり、



震上
巽下

序卦傳に曰はく、損而不已必益、故受之以益と、損して已まざれば必ず之れを益すことありて後に可なり、故に損の卦に次々に益を以てするなり、此の卦天地否より來る、乾君之れを施し、坤衆之れを承く、下を益するの象なり、上を損するは、損と謂はずして益と曰ふ、其の本を厚くすればなり、上を益するは、益と謂はずして損

と曰ふ、其の基を剝すればなり、聖人下を厚くすることを示す所以なり、

益利有攸往利涉大川

此の卦本と天地否にして、上卦初畫の陽を損し、下卦初畫の陰に益す、故に名づけて益と曰ふ、往く攸あるに利しきは、初四相易るを主として言ふ、凡そ内より外に之くを往と稱じ、外より内に之くを來と稱す、四先づ初に來りて、後に初往きて四に依るべし、爻に國を遷すを言ふは、則ち往く攸有るに利しきなり、大川を渉るに利しきは、震巽二體を以て言ふ、木道の行はるゝなり、卦に大川の象なし、唯全卦中虚なるを以て、舟して渉るべきに象とるなり、

彖傳曰、益損上益下、民說无疆、自上下下、其道大光、利有攸往、中正有慶、利涉大川、木道乃行、益動而巽、日進无疆、天施地生、其益无方、凡益之道、與時偕行。

此の卦上の剛を損し、下の柔に増す、下卦本と坤、坤を民と爲す、坤益を得、故に民說ふこと疆りなし、上より下に下るとは、陽上體の四より初に來りて、二三の陰に下るを謂ふなり、陽を大と爲し、成卦離の中虚に肖たり、故に大に光ると云ふ、中正は

二五相應するを指して言ふ、益の義、初四の往來に在りと雖も、實は九五の陽剛中正を以て益民の主と爲す、二は則ち五の益を承けて民を益するものなり、初既に往くに利しければ、二五相應するの志、是に於て大に得、故に中正にして慶ありと曰ふ、川を渉るは、木の道を用ゐるなり、故に木道乃ち行はると云ふ、益は動きて巽とは、上下二體を合せていふ、下動きて求むるあれば、上能く巽接す、則ち上の下を益するもの未だ窮まりあらず、故に日に進みて疆りなしと云ふ、乾、一陽を以て坤を益して震と爲り、坤、一陰を以て乾に應じて巽と爲る、上施しを布き、下發生す、凡そ人君下を益するの道、天の時に困り、地の利を相す、其の益方なし、震巽二卦時に於て春夏たり、正に天地施生、雷雨物を益するの時に當る、聖人此れに體す、故に時と借に行ふと云ふなり。

象傳曰。風雷益。君子以見善則遷。有過則改。

六子の卦、皆物に益あり、然るに必ず風雷は益と曰ふ者は、水火山澤、唯能く萬物を結ぶ聚め、之れを散じ、之れを動かし、然る後能く増長す、故に之れを風雷に歸す、君子此の象を取り、善を見ては、則ち之れに遷ること必ず風の速なるが如く、過ちあり

初九利。用爲大作。元吉。无咎。○象傳曰。元吉无咎。下不厚事也。

此の爻、乾より坤に施して成る所、震は生物の樞にして、下を益することを主とするものなり、初四の未だ易らざるに當り、上乾下坤にして、天地否の象あり、乾坤初めて交はりて益と爲れば、則ち大に作爲して、天下を久安長治の域に置かざる可らず、例へば税法を正しくして天下の生を厚くし、學校を建て、教化を盛んにして、以て天下の徳を正し、官を設け職を分ち、以て天下の治を經し、兵を布き險を設けて、以て天下の寧きを守るが如き、是れなり、陽を大と爲し、震を作と爲す、必ず元吉にして後に咎なきなり、象傳厚事は即ち爻辭の大作なり、下民自ら事する所に厚きこと能はず、陽剛上より來り、大作して元吉咎なきを謂ふなり。

六二或益之。十朋之龜。弗克違。永貞吉。王用享于帝。吉。○象傳曰。或益之。自外來也。

此の爻、初と比す、乃ち親民の實めに膺るものなり、或は之れに益すとは、四より初

を益するを謂ふ、初は二の民なり、初を益するは、即ち二を益する所以なり、故に之れに益すと曰ふ、四は二の應に非ず、故に或と曰ふ、大象離に背たり、故に龜と曰ふ、象を取ること損と同じ、十朋の龜は大寶なり、之れを以て民生の公用に供す、乃ち九五の主賜ふ所、何ぞ能く之れに違はん、豈唯違ふこと克はざるのみならんや、尤も當に永く之れを守るべし、是れ萬世の利にして、乃ち吉なり、王は五を指す、賢臣能く君の爲めに民を親むこと此の如し、王、之れを用ゐて、以て上帝を享すれば、則ち王並びに其の吉享を受く、獨り祭祀を以て言ふに非ず、二と五と中正にして相應ず、故に此に至る、帝は物を生ずるの主、益を興すの宗、震に出で、巽に齊ふものなり、二、震に居て巽に應ず、故に帝を享するの義を發す、象傳外より來るとは、或の字を釋するなり、

六三益之用凶事无咎有孚中行告公用圭○象傳曰益用凶事固有之也

此の爻居ること位に當らずして、應ずる所亦心を立つる恒なきの人、故に凶の象あり、之れに益すに凶事を用ゐると曰ふ、凶事如何してか益を得ると云へば、征伐

の如き凶事なり、然れども之れを用ゐて亂弱むべし、遷徙は凶事なり、然れども之れを用ゐて生厚くすべし、凶と雖も益を得るが故に咎なし、互體坎に變ず、孚の象、震を大塗と爲す、行の象、卦の中に在り、中行の象、公に告ぐるは四に告ぐるなり、四は五等諸侯の位たり、故に公と曰ふ、上卦本と乾圭の象あり、言ふは三、孚を致し、公に告げて曰はく、上の人庶幾くは圭を執りて來り、以て福を我が民に造せと、圭は公の用ゐる所、三、圭を用ゐるに非ず、象傳の意、人順の益を知りて、逆の益を知らざるを恐る、故に凶事を以て益することあるを謂ふなり、

六四中行告公從利用爲依遷國○象傳曰告公從以益志也

中行公に告ぐるものは三なり、之れに従ふものは四なり、今の六四は即ち向きの初六なり、今の初九は即ち向きの九四なり、向きの九四、既に三の請ひに従ひて、初に下れば、則ち向きの初六、亦遂に是れに因て四に進むことを得、初、本と坤體、坤を國と爲す、上より四に遷る、國を遷すの象、中爻互坤、國を遷して再び國を立つるの象、依は五に依るなり、四を以て五に依る、是れ柔を以て剛に附き、依る所を得、故に依りて國を遷すを爲すに用ゐるに利しと云ふ、象傳の意、公に告げて、公の之れに

從ふは、下を益するを以て志と爲るもの、九四下初九の爲めにするを贊するなり、九五有孚惠心。勿問元吉。有孚惠我德。○象傳曰。有孚惠心。勿問之矣。惠我德。大得志也。

周

此の爻四と比して坎の半體を得故に孚と曰ふ。惠心は下を益するの心なり。四下を益するを以て心とす。故に三之れに孚し、五亦之れに孚す。四の志下を惠むに在ることを知り、直ちに其の爲す所を聽るして問はず。故に問ふ勿れと云ふ。下益を受けて疆りなし、何の吉か之れに如かん。末句孚あるは、即ち六三孚あるなり。我れは五自ら言ふなり。四能く下を惠み、三の孚信する所と爲る。然れども四の惠は皆五の德、則ち五の能く四に信任するを以てなり。象傳の意、四三の告ぐるに従ひて、必ず請はず、五亦必ず問はず、四に於ては益志と曰ひ、五に於ては大に志を得と云ふ。四五皆下を益するを以て志と爲し、五惟四に任し、大に其の益するの志を得るを見るなり。

上九莫益之。或擊之。立心勿恒。凶。○象傳曰。莫益之。偏辭也。或擊之。自外來也。

易

此の爻處ること其の位に非ず、初四相易るに當り、上卦終に居り、頑然として動かず、是れ自ら其の陽實を封じて、肯て下を益せざるものなり。彼れ既に肯て人を益せざれば、則ち人或は將に來りて彼れを擊たんとす。互卦艮を手と爲し、大象離を戈兵と爲す、手に戈兵を持して擊つ象なり。之れを擊つ者多くして、其の從ひ來る所を知らず、故に或と曰ふ。利は人の同じく欲する所なり、欲を専らにして己れを益すれば、其の實大なり、欲の甚だしき、昏蔽して義理を忘るれば、則ち其の極、侵奪して仇怨を致す、夫れ凶禍を致す。此の如き所以のものは、上九の心を立つる恒なきを以てなり。巽を進退と爲し、不果と爲し、躁卦と爲す。正に心を立つる恒なくして利を好む者の常態なり。象傳偏とは己れに徇ひて人を益さざるを謂ふ。外より來るとは、之れを怨むもの一に非ざるを謂ふなり。

周

兌乾上下

序卦傳に曰はく、益而不己、必決。故受之以夬。夬者決也。既に溢るゝの餘に流れ、持滿の末に發す、益の極、必ず決するものなり。故に益の卦に次ぐに夬を以てするなり。雜卦傳に、姤遇也、柔遇剛也。夬決也、剛決柔也。君子道長、小人道憂也。とあり。剛柔の

易

間決すれば則ち遇はず、遇へば則ち決せず、決遇相反するを謂ふなり、此の卦、一陰將に盡きんとして未だ決せず、兌の上畫缺くるは、澤決して下きに就くの象あり、故に夬と名づく、天下の物成りて毀れざるなく、盈つれば則ち必ず虚しく、壯なれば則ち必ず衰ふ、盈滿壯盛は易の戒むる所なり、而して君子は消し易く、小人は退け難し、五陰の一陽を剝するは、其の進むこと甚だ勇み、五陽の一陰を決するは、其の退くこと甚だ難し、易を讀む者、戒めざる可らざるなり、

夬揚于王庭。孚號有厲。告自邑。不利即戎。利有攸往。

此の卦、衆陽上進して一陰を決去するの象、故に名づけて夬と曰ふ、高く擧がるを揚と曰ふ、五は君位、即ち王の居なり、上は五の前に在り、王の庭なり、故に王庭に揚ると云ふ、五上坎の半體を得たり、故に孚と曰ふ、卦爻中三の號の字、皆上六を指す、兌を口とす、故に號と稱す、一陰孤立して將に亡びんとす、故に號呼して援ひを五に求む、五は夬の主なり、苟も狎昵の故を以て、其の號呼を信じ、其の中心の狡を察せずして、之れを哀憐すれば、則ち危道あり、小人勢を失ひ、君子に向ひて哀憐を乞ふも、稍く其の志を得るに及びては、則ち君子を傾害し、餘力を遺さず、君子豈に其

の號呼に因りて、速に之れを信ずべけんや、厲ありとは、今危からずと雖も、將に漸く危からんとするなり、告ぐるは上六自ら告ぐるなり、兌口告ぐるの象あり、夬の卦、本と坤より變ず、坤を邑と爲す、陰消して將に盡きんとす、是れ邑削小して衆なきが如く、勢孤にして援絶ゆ、上六是に於て、其の同邑の人に告げて曰はく、此くの如き景象、豈戎に即く可けんや、蓋し陽と敵せざるを謂ふなり、乾兌皆金、兩金相敵す、戎の象あり、是れ九五上六の號を信せず、故に此に至るなり、而して往きて上進し、一決して純乾と爲るに宜し、故に往く攸あるに利しと云ふなり、

彖傳曰。夬決也。剛決柔也。健而說。決而和。揚于王庭。柔乘五剛也。孚號有厲。其危則光也。告自邑。不利即戎。所尚乃窮也。利有攸往。剛長乃終也。

夬の義を決とす、五陽を以て上の一陰を決するなり、健にして説ふは、二體を以て言ふ、健、說、相濟し、以て一陰を決し去るなり、陽進みて五に至り、僅に一陰を存す、尙未だ遽に之れを去らず、和の象なり、王庭に揚るとは、一柔を以て五剛の上に乗る、一陰微なりと雖も、說の極に居り、能く五陽を説はしめ、乗凌の勢あるを謂ふ、小八

の君子を凌ぐ、能く是に似たるの非を以て、人をして悦びて之れに向ひ、以て其の心術を變易せしむ、上六の九五に比近するは、此れ君側の悪人なり、九五能く其の危きを知り、其の號呼して援を求むるも、之れを孚信せざれば、則ち陽明陰の爲めに蔽はれずして、陽徳光る、故に其の危き乃ち光ると云ふ、坤邑削小せられ、徒役盡く散ず、上六獨り陽と抗すること能はず、故に戎に即くに利しからざるを以て、其の同邑に告ぐ、則ち一陰五陽の上に尙ばるゝもの、是に至りて勢ひ乃ち窮窘するなり、陽長じて五に至ると雖も、尙一陰あれば、當に決去すべし、則ち剛長するの終りなり、夫れ必ず往くに利しくして、後に終りあり、若し坐して機會を失へば、何ぞ死灰復然えざるを知らんや、此れ警切の辭なり、

象傳曰。澤上于天。夫君子以施祿及下。居德則忌。

兌澤の氣天に騰れば、則ち雨と爲りて下降す、和の至りなり、君子此の象を見て、祿を施して下に及ぶ、即ち膏澤民に下るの謂ひなり、又小人の物を害する者を去り、以て徳を天下に施すありと雖も、然れども苟も自ら其の徳に居り、功を衆に推されば、則ち未だ群陽に忌まるゝことを免れざるなり、

初九壯于前趾。往不勝爲咎。○象傳曰。不勝而往咎也。

此の卦、大壯と只一畫を争ふのみ、故に初と三と猶壯と曰ふ、初を趾と爲す、前趾は上卦の下、初と位を同じくするを謂ふ、即ち四を指すなり、初九乾體剛健、夬の初に居り、急に四陽大壯の位に進み、九五に近づきて、以て上六を決せんと欲す、蓋し少年の銳氣、邪を嫉むの心に勝へず、一決して、以て志を快くするに急なるもの、其の志咎むべきに非ず、然れども決して勝たざらしむれば、乃ち害を國家に貽す、故に往きて勝たざれば咎たることを告げ、其の必勝の算を得て、後に往かんことを欲するなり、

九二惕號。莫夜有戎。勿恤。○象傳曰。有戎勿恤。得中道也。

二を地位と爲し、互離を日と爲す、日、地下に在り、莫夜の象、離を戈兵と爲す、暮夜戈兵を見る、戎あるの象、上六其の三に應じて五に比するを待み、號びて己れを助けしむ、三は三と鄰たり、五と應たり、上六の號ぶを聞き、惕れざることを得んや、二唯中を守りて動かざれば、上必ず自ら窮す、何ぞ能く爲ん、故に憂恤すること勿れと云ふなり、象傳の意、中を得れば、則ち剛を恃まずして能く、惕れ、能く惕るれば、則ち

備へあり故に戎ありと雖も愛ひなきを謂ふなり。
九三壯于頄有凶。君子夬夬獨行遇雨若濡有愠无咎。○象傳曰。君子夬夬終无咎也。

周

頄は面の頰頰の間の骨なり此の爻乾の首故に頄に象とる而して上に應ず上は乃ち其の決せんと欲する所なり故に戒めて曰はく小人と處りて剛壯顔面に見はるゝは凶の道なり何んとなれば小人我れを疑ふ我れを疑へば則ち反りて之れを噬む禍必ず免れず君子誠に夬して又夬するの心あり則ち獨り行きて其の配と友たり和洽して雨を成し跡濡ふが如く衆陽且我れを愠る者有りと雖も終に必ず能く此の道を以て小人を夬去す何の咎か之れあらん是くの如くならずれば以て其の夬を濟すに足らざるなり獨は衆に違ひ自立するの辭なり此の爻變じて柔となれば則ち三四五上坎に肖たり雨の象其の適ま遇ひて本心に非ざるを以て遇と稱す本と濡ふに非ずして迹之れに類す故に若と稱す或は其の跡を觀て其の心を察せず故に愠らるゝありと雖も終に能く之れを夬去す壯にして凶あるものと異なるを謂ふなり。

易

九四臀无膚其行蹇起。羊悔亡。聞言不信。○象傳曰。其行蹇起位不當也。聞言不信聽不明也。

周

此の爻乾陽上行の衝に當り止まれば則ち其の前に安んぜず行けば則ち進まず猶臀の傷れて行くこと能はざるものゝごとし臀は坎の象次且は却行して進まざるなり羊は上六を指す兌を羊と爲すなり四を人位と爲し人羊の後に在りて行くの象蓋し羊を牽く者は之れを挽かず其の後を牽制し逸せんとすれば之れを止め止まらんとすれば之れを鞭うつ陽に之れに順ひて陰に之れを制す此れ羊を牽くの術正に小人を駕馭するの法なり上五の前に在り四其の後に在り其の進むこと羊を牽く者の羊に譲りて之れを先きにするが如し故に之れに告げて曰はく汝の陰を決すること若し能く此くの如くなれば則ち悔亡ぶべし若し兌體に繋り遲疑して断せず言を聞くと雖も信せざれば則ち悔終に亡びざるなり坎を耳痛と爲す故に言を聞きて信せざるの象あり象傳位當らずとは剛を以て柔に居るなり聰明ならずとは坎の耳塞がるなり。

易

九五覓陸夬夬中行无咎。○象傳曰。中行无咎中未光也。

莧は澤草、葉柔かにして根小、所謂る馬齒莧なり、莧は上六を指す、夫は三月の卦、莧生ずるの時、故に象を取る、陸は莧の生ずる地なり、九五變ずれば震と爲る、震を大塗と爲す、陸の象、陸は澤草の生ずる所に非ずして生ず、九五剛中の徳あれども、上六に盡せられ、其徳を保つこと能はず、幸に上の柔脆除き易きこと、猶莧のごとく、則ち急に之れを爰除し、再び計ることを俟たず、故に夫を以て又夫す、中行とは、五本と中に居り、正を得、上六に近く、陰陽相比すれば、則ち心事光明ならず、能く夫夫なれば、則ち其の中行の舊に復る、故に咎なきなり、象傳中未だ光らずとは、五の心比する所あり、義の不可なるを以て、之れを決すれば、中正の義を失はずして、咎なかるべしと雖も、中道に於て未だ光大を得ざるを謂ふなり、

上六无號終有凶。○象傳曰无號之凶終不可長也。

此の爻、正應の二を號呼す、九三惕號と稱する所以なり、今三且夫夫なれば、則ち正應號ぶ可らず、又其の近比の五を號呼す、是れ豕辭に稱する孚號なり、今五も亦夫々なれば、則ち比近號ぶ可らず、夫れ五陽上進して一陰を決せんとす、而して上六猶號呼するものは、將に死なんとするの鳴、盡くるに垂んとするの音なり、故に之

れを絶ちて曰はく、號ぶこと勿れ、爾等の凶ある、固より其の宜なり、且又三五を戒むるなり、曰はく必ず其の號ぶを憐む勿れ、彼の終に凶ある、免るゝ能はざるなり、象傳の意、其の長久なること能はざるを謂ふなり、



乾 上下

序卦傳に曰はく、夫者決也、決必有相遇、故受之以姤、姤者遇也、一陰上に分決すれば、忽ち復下に遇ふ、故に夫の卦に次ぐに姤を以てするなり、造化の理、一と二と奇と偶と、形の影に従ふが如く、天地男女事物皆然らざるなし、故に夫なれば則ち必ず姤なるものは天なり、姤は遇ふことを欲せずして避く可らざるの名なり、其の卦、二體を以て觀れば、亂剛巽柔、其の遇ふこと甚だ合へり、一體を以て觀れば、五陽上に極り、一陰下に來る、其の來る甚だ順なり、陰陽の情相得ずと爲さず、而して姤の一陰は、即ち坤の履霜、遯と爲り、否と爲り、觀剝且至る、故に陰の陽を害する、陽覺らず、聖人易を作りて、以て消長の幾を著はし、盛衰盈虛、能く造物と争ふに非ずして、時に因り保護するは、其の人に存することを見めすなり、

姤女壯勿用取女。

女の邂逅して男と遇ふを妬と爲す、卦乾より來る、一陰始めて下に生ず、期せずして遇ふの義あるを以て、妬と名づく、下卦巽を長女と爲す、一陰始めて生ず、遠に壯と稱するものは、將來を以て言ふなり、來りて信ふれば、勢ひ必ず壯に及ぶ、女壯なれば則ち男弱し、故に此くの如きの女を取るに用ゐる勿れと云ひ、之れを其の始めに絶つなり、

彖傳曰、**姤遇也。柔遇剛也。勿用取女。不可與長也。天地相遇。品物咸章也。剛遇中正。天下大行也。姤之時義大矣哉。**

夫も一陰なり、妬も亦一陰なり、夫に剛柔を決すとば、剛を主とするなり、姤にして柔を主とするものは、陰方に長ずればなり、巽女内に入りて主と爲る、妻と爲すべく、婦と爲すべし、然るに彖に女を取るに用ゐる勿れと云ふものは、蓋し此の女漸く將に壯ならんとし、陰長ずれば陽消す、故に之れを其の初めに杜ぐなり、姤は乾の末、坤の始め、天地相遇ふの象、四時に在りては、五月の卦にして、品物咸く章かざるの際なり、剛は二を指し、中正は五を指す、九五中正の徳を以て、上に尊臨し、九二は初六上進の衝に當り、力めて其の來るを遏め、二五同徳を以て相遇ふ、故に陰生

ずと雖も、未だ遠かに長ぜず、僅に初に止まるのみ、夫の二五皆九なるは、唯乾夫姤の三卦のみ、未だ得易からざるの時なり、君子の爲ることあらんとする、不可なる所なし、故に天下大に行はる、姤の時義大なるかなと云ふ、然れども此の時に處する者、宜しく豫め女壯の戒めを守るべし、治亂の機、實に此に繋るなり、

象傳曰、**天下有風。姤后以施命誥于四方。**

風、天の下を行く、物として遇はざるなし、姤の象なり、施すは乾の象、命は巽の象、四方に誥ぐるは、風吹號するの象なり、月令に、夏正の日を以て、命令を施し、四方に誥ぐるは、此に發す、正に復の關を閉づると相應するなり、

初六繫于金柅。貞吉。有攸往。見凶。羸豕孚蹢躅。○象傳曰、**繫于金柅。柔道牽也。**

柅は鑿の柄なり、羸豕は瘠せたる豕なり、蹢躅は靜かならざるなり、金は乾の象、二本と乾體、初は二の下に處り、二の爲めに尼められ、上進することを得ず、故に金柅に繋ぐの象あり、繫の字最も妙、激せず弛べざるの間に在り、之れに予ふるに恩を以てして、善を爲すの利を知らしめ、之れを董すに威を以てして、罪に遠ざかるの

心あらしむ、正に卦辭取る勿れの作用なり、初六貞にして二に繋り、更に上往せざれば、則ち吉若し更に往きて陽を消すれば、即ち凶の道なり、則ち初六を戒めて進まざらしむるの意なり、初二相比す、坎の半體を得たり、故に孚と稱す、初六九二と相孚して、四の應に従ふことを得ず、其の心の静かならざることを、瘖せたる豕の如く、暫らく之れを制すと雖も、常に蹢躅の心を懐く、是の如くなれば、則ち之れを繋ぐも、猶其の逸せんことを恐る、况んや之れを縦まゝにして往かしむるをや、巽を進退と爲し、躁卦と爲す、故に蹢躅の象あり、象傳率は連なり、初と二と連る、故に之れを繋ぎ、初をして遽に上進せしめざるを謂ふなり、

九二包有魚无咎不利賓。○象傳曰包有魚義不及賓也。

巽を魚と爲す、魚は初六なり、賓は九四なり、巽を白茅と爲す、中に在るを以て包と稱す、詩に白茅包之と云へる、是れなり、君子の小人を遇する、己れは樹立して定まらんことを要し、又包容を要す、小人天下を亂るものは、往々君子之れを激するなり、包に魚ありとは、小人を視て異類と爲さずして、直ちに兼容の量を以て、之れを包み、既に之れを近づけず、亦之れを激せず、容るゝ所無からしむるなり、夫れ初已

に四と正應なれば、則ち魚本と四の有なり、今二と初と遇ひ、遂に包みて之れを有す、則ち二の近比するもの、主と爲りて、四の正應なるもの、反りて賓と爲る、二の賓に先きだちて、此の魚を包むものは、蓋し此の魚腥穢賓客に供す可からざればなり、故に象傳義賓に及ばずと云ふ、義、此の魚を以て賓客に供す可らず、故に早く之れを包むを謂ふなり、

九三臀无膚其行赳赳厲无大咎。○象傳曰其行赳赳行未牽也。

巽を股と爲す、三、上に居る、故に臀と爲す、伏離見えす、故に膚なしと曰ふ、姤の三即ち夫の四なり、故に其の象同じ、此の卦一柔を以て五剛に遇ふ、則ち九三亦初と遇ふもの、然るに剛を以て剛に居る、是れ豈甘心して初と遇ふものならんや、初の陰其の下に伏するを以て、坐すれば則ち安からず、之れをして翩然として初に向はしめんと欲すれば、則ち行く又果さず、唯惕々として危ぶみ、陽徳を以て自ら持すれば、則ち陰邪亦能く之れを傷ることなし、故に大なる咎なし、大は陽を謂ふ、三初を去る尙遠し、故に其の象、此くの如し、象傳の意、三の却歩して行かず、肯て小人事を同じくせざるは、柔道と相牽連せずして、大咎なき所以を謂ふなり、

九四包无魚起凶。○象傳曰无魚之凶遠民也。

此の爻初六と應ず、象既に初六女の壯なるを慮り、女を取るに用ふる勿れの戒めあり、二、初の上にて在りて、其の往くを止め、初、遂に二に得らる、故に二の包中魚ありて、四の包中魚なし、魚なきは凶に非ず、二、元より凶を以て四に貽ることを欲せず、故に包みて之れを有つ、而して四猶悟らず、乃ち正應の理に據り、起ちて二と争はんとすれば、則ち凶の道なり、象傳の意、初の陰は四陽の民たり、四の魚なくして凶を致すものは、蓋し己れ民に遠きを以て、二と争はんと欲するを謂ふなり、

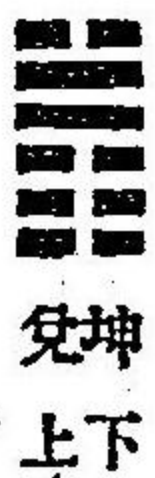
九五含章有隕自天。○象傳曰九五含章中正也。有隕自天志不舍命也。

九五は姤の主なり、初六の勢將に剝盡に至らんとするを知り、授くるに九二を以てす、九二の到る所は、初六の及ぶ所なり、杞は二を指す、巽は木なれば、杞の象を取る、瓜は下に在るの物、初を指す、瓜を包むとは、瓜の物たる、附く所を得て後に止む、附く所を得ざれば、則ち攀援して求め至らざるなし、喬木に遇へば、之れを抑へんと欲するも得べからず、故に授くるに杞を以てす、杞能く籠めて之れを有す、杞の

至る所、瓜の及ぶ所なり、此の爻離に變ず、文明章美の意あり、又中に居り、包含の意あり、夫れ陰を方に長せんとするに制する亦難し、乃ち決せずして之れを包む、故に章を含むと曰ふ、姤は乾より來る、天より隕つるあり、亦倚伏循環の理なり、善く之れを制して害を爲さしめざれば可なり、乾、離と爲りて、健にして明か、故に其の用に神なること、此のごとし、象傳の意、九五中に居り、正を得るの徳あり、能く章を含む所以なり、初の一陰、天より隕つるありと雖も、九五之れを氣運に委せず、必ず之れを挽回する所以を思ふ、此れを志命を捨てずと謂ふなり、

上九姤其角吝无咎。○象傳曰姤其角上窮吝也。

此の爻剛にして上に窮まり、角の象あり、夫の人と遇ふ所以のもの、角の如き、剛の過ぎて和せざるもの、吝の道なり、然れども、嚴勁剛介にして、輕肆放逸のものに異なり、故に吝なし、象傳の意、上りて窮まるが故に吝なるを謂ふ、夫の泄柳は門を閉ぢて納れず、段干木は垣を踰えて之れを避くるの類、皆此の角に姤ふものと謂ふべし、



坤上下

序卦傳に曰はく、姤者遇也、物相遇、而後聚、故受之以萃、萃者聚也、物相合ふときは、則ち群を成す、故に萃の卦に次ぐに姤を以てするなり、萃は聚まるなり、雜卦傳に、萃聚而升、不來也とあり、聚まるものは來りて、來らざるものは聚まらざるなり、卦たる、下順ひ上悦び、順にして悦ぶ、故に群處和集して忤はず、不虞に戒備して後に亂れず、君臣相悦びて後に治む可く、咨嗟憂懼して後に保つ可し、彖に孝享を言ふは、教ふる所以なり、象に戎器を言ふは、備ふる所以なり、六爻皆過ちを補ふの辭あり、其の道皆順にして悦ぶに本づく、家を有つ者、此れを知れば、則ち家用て輯らぎ、國を有つ者、此れを知れば、則ち國用て康し、此れ萃の義なり、

萃亨。王假有廟。利見大人。亨利貞。用大牲吉。利有攸往。

萃は草の聚まるなり、此の卦、上兌を悦と爲し、下坤を衆と爲す、説びて衆を得、萃聚の象聚の事たる、其の道必ず通ず、故に亨る、六爻一陰上に主と爲り、三陰順ひて二陽の下に聚まる、五を天子と爲し、上を宗廟と爲す、上爻又陰、故に廟の象あり、五陽を以て之れを承く、故に王有廟に假るの象あり、假は格なり、王者仁孝にして、其の精神祖先と感格す、但大廟に至ると云ふは淺し、大人は即ち王なり、萃の時に當り、

廟に假るの王者上に在りて、上、祖考の精神を萃め、下、天下の人心を萃め、天下の人則ち此の大人を見るに利しく、方に亨通を得るなり、此の卦、九五九四の二陽主と爲り、二なれば則ち分れ、衆陰萃まる所を知るなし、若し大人の五に従へば則ち貞、大人に非ざるの四に従へば則ち貞に非ず、大人を見るに利し、亨ると曰ふものは、其の五に萃まらんことを願ふなり、貞に利しとは、其の四に萃まるを戒むるなり、大牲を用ゐるは、王有廟に假るを承けて言ふ、大牲とは、下の三爻坤を指して言ふ、坤を牛と爲すが故なり、往く攸あるに利しは、大人を見るに利しきを承けて言ふ、下の三爻宜しく往きて九五に従ふべきを謂ふなり、此れ王者命を受けて興り、萬國の歡心を合せて、以て先王に事ふるの卦なり、

彖傳曰、萃聚也、順以說、剛中而應、故聚也。王假有廟、致孝享也。利見大人、亨聚以正也。用大牲吉、利有攸往、順天命也。觀其所聚、而天地萬物之情可見矣。

卦の萃と名づくるは、其の義を聚と爲す、坤は順にして兌は説ぶ、下順ひて上に奉じ、上説びて下に臨む、二五中に居り正を得、五は剛中を以て下に交はり、二は柔中

を以て上に應ず、内外君臣皆相聚會す、萃と名づくる所以なり、王有廟に假るは、王者祖考の神を萃めて、以て天下の人心を萃むるの道なり、孝を致すは志を盡すなり、享を致すは物を盡すなり、大人を見るに利し、亨るとは、下の三陰聚りて、上九四に隨ひ、以て九五の大人を見れば、則ち聚まる所、其の正を得るが故に亨るを謂ふなり、大牲を用ゐれば吉、往く攸あるに利しき、皆天命に順ふと謂ふものは、王者身天命に膺り、物を備へて以て其の先に事へ、天下の人、天命歸するあるを知る、故に敢て王者に背くことなく、天命に順ふを謂ふなり、王有廟に假るは、萃道の至りなり、祭祀の報は人心に本づく、人の祖に本づくは、猶萬物の天に本づくがごとし、故に天地萬物の情、相聚まらざるものなし、其の聚まる所を見て、天地萬物の情見るべきなり、則ち本を一つにするの謂なり、

象傳曰。澤上於地。萃。君子以除戎器。戒不虞。

地上に澤あるは水の聚まるなり、澤、地上にありと曰はずして、澤、地に上ると云ふものは、地に上れば則ち水方に聚まるの義と爲す、水聚まれば必ず決す、必ず之れを防ぐあり、水則ち瀦る、人聚まれば則ち亂る、必ず之れを制するあり、人則ち定ま

る、除は舊を去り新を取るの謂、戎器久しければ必ず敝る、除して之れを修むるは、不虞を戒むるなり、天下の患ひ多く虞らざる所に生ず、故に之れを戒む、象に廟に假ると言ひて、象に戎器を除すと云ふものは、盛聚の時に於て、其の衰散を防ぎ、至順の時に於て、其の不順を虞るなり、抑國の大事は祀と戎とに在り、此の兩者、萃道の至大なるものに非ずや、兌は西方、金にして、戎器の象、坤は平地にして、險阻の恃むべきなし、不虞の象なり、

初六有孚不終。乃亂乃萃。若號。一握爲笑。勿恤。往无咎。○象傳曰。乃亂乃萃。其志亂也。

孚ありて終らずとは、初の四に應ずること終らざるなり、大象坎に似たり、故に四を孚ありとす、五は萃の主なり、初、四に應ずと雖も、二陽に惑ひ、堅く決すること能はず、故に終らず、乃ち亂るとは、其の心を惑亂するなり、坤を迷亂と爲す、乃ち萃るとは、主とする所なくして、其の同類と群聚するなり、坤を衆と爲す、萃るの象、號ぶが若しとは、四、初に求むるの切、其の聲、號呼に似たるなり、兌を口と爲す、號の象、一握は四一たび初の手を握るなり、二より四に至る、互艮を手と爲す、一握の象、笑は

四初を得て笑ふなり、兌を説と爲す、笑ふの象、始め初に求めて得ず、故に號ぶ、繼ぎて初の手を握り、悦びて笑ふ、夫れ初の四に應じて終らざる所以のものは、其の主を疑ふの臣たるを意ふが故なり、然るに四五同徳、又兌體たり、四、五と悦び、人心を萃めて之れを五に效すもの、取て五と民を分つに非ず、故に之れに告げて曰はく、若し四汝を號びて、一たび汝の手を握り、以て笑ふことを爲さば、則ち汝身を失ひて四に従ふを以て憂ひとすること勿れ、蓋し四も亦純臣なり、四に依りて以て五に通ずれば、何の不可か之れあらん、往きて依れば咎なきこと必せり、象傳の意、初の正應を失ひて、群陰と萃まるは、志を亂ることを謂ふなり、

六二引吉。无咎。孚乃利用禴。○象傳曰。引吉无咎。中未變也。

此の爻五と正應たり、初六六三を引きて以て五に萃まれば、君臣の大義を得て吉なり、陰に比するも咎なきを謂ふなり、互艮を手と爲す、引くの象、孚あれば則ち禴を用ゐるに利しとは、二五相應するを以て象を取る、禴は春の祭りなり、此の爻變すれば坎と爲る、坎を耳と爲す、王者樂を作り、以て祖考に薦むるを謂ふなり、象傳の意、二中道を得、貞を守りて變ぜず、故に能く五と相孚し、初の孚ありて終へざる

が如くならざるを謂ふなり、

六三萃如嗟如。无攸利。往无咎。○象傳曰。往无咎。上巽也。

萃如は下二陰と萃まるなり、嗟如は自ら嗟くなり、三、二陰と下に聚まりて上に應なし、四に比すれば則ち五萃の主たるを以て、心に安んぜず、故に自ら嗟嘆するなり、本爻倒兌、兌口内に向ふ、自ら嗟くの象、中心惶惑定まらず、何の利しきこと之れあらん、然れども萃の時、大人を見るに利しきを以て正と爲す、尙往きて四に因り、以て五に萃まれば、則ち咎なし、若し但陰小を以て自ら安んじ、上に往きて、陽に求めざれば、則ち吝なり、象傳の意、三四五に連なりて巽と爲る、故に上巽と曰ふ、互體を以て明かに人に示すなり、

九四大吉。无咎。○象傳曰。大吉无咎。位不當也。

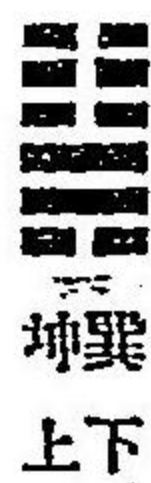
萃の時に當り、弱の必ず強に趨き、闇の必ず明に趨くは、勢なり、此の爻君に近くして、而して物を聚むるの嫌あり、咎の伏する所なり、故に必ず大吉にして、然る後に咎なし、何をか吉と謂ふ、兌に體して悦と爲す、三陰の順を率ゐて以て天子に媚ぶ、則ち以て其の大を全くして吉、且義に於て咎なきなり、否れば則ち強君上に在り、

威權甚だ逼る未だ禍を召さるものならず象傳當らずとは安からざるの意人心君に歸せずして臣に歸す故に安からざるを謂ふ伊尹周公の如き是れなり
九五萃有位无咎匪孚元永貞悔亡○象傳曰萃有位志未光也

此の爻陽を以て尊位に居り下の萃まる所と爲れば則ち其の當に萃まるべき所を萃むと爲す豈咎ならんや然るに五の孚する所のものは二のみ若し初四の應と爲り三四の比と爲れば則ち皆將に四に萃まりて我れに孚するものに非ず其れ惟九五元永貞の德に比するありて然る後に悔亡ぶべし比と萃と體段相似て實は同じからず比は獨り九五を以て主と爲す故に象に元永貞を言ふ萃は兩陽爻あり故に元永貞を五に言ふ元は即ち陽剛中正の德永貞は永く其の元德を守りて變ぜざるなり象傳の意比の九五は權分つ所なし故に顯比吉と曰ひ萃の九五は其の權旁落するを以て志未だ光らずと曰ふ萃比の異なる此れを以てなり
上六齋咨涕洟无咎○象傳曰齋咨涕洟未安上也

齋は持なり咨は傷嗟なり齋咨は猶懷傷と云ふがごとし免を口と爲す咨くの象鼻より出づるを涕と曰ひ目より出づるを洟と曰ふ免を澤と爲す涕洟の象此の

爻九五の上に在り象に王有廟に假るもの祭りの日樂みと哀みと相半ばす之れを享する必ず樂み樂み己に至れば必ず哀む死者に事ふること生者に事ふるが如く死者を思うて生を欲せざるが如し故に王有廟に至りて悽愴慘怛の象あり咎なしとは孝子の祭り之れを薦むるのみ敢て福を求むるの心なきが故なり象傳上に安んぜずとは王者富四海を有ちて還りて其の祖先を顧る己に見るを得可らず大牲を用ゐて以て祭ると雖も常に其の親の上に在る者を安んぜざるが如きを謂ふなり



巽上下

序卦傳に曰はく萃者聚也聚而上者謂之升故受之以升と萃は聚まるなり微を積みて聚まり聚まるものは必ず升る故に萃の卦に次ぐに升を以てするなり卦たる巽下坤上坤は順なり巽は入なり巽下よりして入り前坤に臨みて順木地中を出で土と相生ず入るの深くして達するの順發榮滋長し參天の材由りて起る所故に之れを升と謂ふ其の萃に反するものは何ぞと云ふに萃は坤下に居り群衆の象たり群衆の中より抜きて民の上に登る故に萃を倒まにして升となる萃の

時陽四五に居り、下に臨むの象あり、四、五の前に當りて、未だ光らず、倒下すれば則ち陽二三に居る、上升の象あり、萃に反する所以なり、

升元亨。開見大人。勿恤。南征吉。

升は進みて上るなり、内卦巽を木と爲す、一陰下に在り、木の根に象どる、二陽上に在り、木の幹に象どる、根より幹に達す、小よりして大、卑よりして高の象あり、大象に小を積みて高大と云ふものは是れなり、外卦坤の三陰上に在り、順ひて以て二陽の升るを受く、元は二陽の大を以て言ふ、坤は陰順、故に亨通の理あり、大人は二陽を指す、陽を大とし、二を人位と爲す、五と正應、故に六五用ゐて九二の大人を見る、用とは上より下を見るを言ふ、恤ふる勿れ、南征すれば吉とは、俱に九二を主として言ふ、九二既に五の應を得れば、則ち必ず憂恤せず、本卦大象は坎、故に憂恤の象あり、巽は東南、坤は西南、巽坤の中に離あり、九二二三を歴て以て坤に入れば、則ち其の行くこと南離を経過す、故に南征の象あり、離は文明の地、坤巽交々映ず、所謂る君明かに臣良、相得て益、章かなるなり、吉孰れか之れに如かん、故に吉と云ふなり、

彖傳曰。柔以時升。巽而順。剛中而應。是以大亨。用見大人。勿恤。有慶也。

南征吉。志行也。

柔、時を以て升るとは、下卦を指して言ふ、巽は陰柔の卦、故に柔と曰ふ、時を以てすとは、猶漸を以てすと云ふがごとし、大象の所謂る積なり、巽にして順とは、下巽にして上順なればなり、剛中にして應ずるとは、九二剛中の徳あり、六五之れが應たるを言ふなり、此くの如くなれば、則ち其の升るべきの時を得、之れを以て大に亨る、六五既に用ゐて九二の大人を見れば、則ち九二必ず憂恤せず、陰陽會合の慶あるなり、南離は則ち萬物相見るの時、巽の坤に求め、坤の巽に求むる、來りて此に會す、下に明德日に新たなるの臣あり、上に明に向ひて治むるの君あり、君臣道合ふ、九二の大人、必ず能く其の升を遂げて、其の志を行ふ、是を以て吉なり、慶ありて志行はるれば、即ち元に亨るなり、

象傳曰。地中生木。升。君子以順德。積小以高大。

巽を木と爲す、木の性は升る、然れども地中に生じて後に升るものは、坤徳の順を以て能く其の長を遂ぐるなり、故に木、地中に生ずと曰はずして、地中木を生ずと曰ふ、君子此の象を察し、其の徳の自然に順ふ、故に能く微小より之れを積みて高

大に至り、遠きに行くが邇きよりし、高きに登るが卑きよりし、其の序に順ひて進むなり、積とは下畫より始むるを謂ふ、初の柔は小なり、二三の剛は大なり、下より上に升るは高なり、順徳は坤地の象、小を積みて以て高大は巽木の象なり、

初六、允升、大吉。○象傳曰、允升、大吉、上合志也。

此の爻、巽の主、下に居る、猶木の根のごとし、而して地の氣を得て以て滋す、其の升る允なり、允升とは其の必ず能く升ることを信ずるなり、升る所以のものは巽なり、巽なる所以のものは初なり、梁と爲り、棟と爲る、此れより初まる、初六の小より升りて、九二九三の大と爲る、吉なる所以なり、象傳上は上卦を謂ふなり、

九二、孚乃利用禴、无咎。○象傳曰、九二之孚、有喜也。

此の卦、大象坎に肖たり、故に二に孚の象あり、二より四に至る、互體を兌と爲す、兌を祭祀と爲す、故に二四皆祭享の象を取る、辭、華の六二と同じくして、義を取り象を取る各別なり、彼れは二五相應するを兼ねて言ひ、此れは但本爻の五に應ずるを主として言ふ、五は君位に居て才弱く、二は臣位に居て質剛なり、剛柔未だ相合ふこと能はざるを疑ふ、唯孚誠中に在りて、禴を用るれば、鬼神と雖も將に降格せ

んとす、故に咎なきなり、象傳の意、九二に升を言はずと雖も、誠を積みて上に孚あれば、咎なきのみならずして、升進の喜びあるを謂ふなり、

九三、升、虚邑。○象傳曰、升、虚邑、无所疑也。

升は上進して下り來らざるものなり、下卦三爻、漸次にして升り、九三に至れば則ち將に坤に入らんとす、坤を邑と爲す、陰虚、故に虚邑と稱す、三の剛陽は其の才なり、正しくして巽なるものは其の徳なり、進みて坤に臨むものは其の時なり、此の三つの者を備ふ、孰れか之れを禦がん、故に空虚人なきの地に升るが如しと云ふなり、象傳の意、三、剛徳を以て進みて坤順に臨む、無人の境に入るが如く、疑ふ所なきを謂ふなり、

六四、王用亨于岐山、吉、无咎。○象傳曰、王用亨于岐山、順事也。

王は文王なり、此の爻、陰を以て陰に居る、勢已に君に近しと雖も、其の徳柔正、小心謹畏して臣節を失ふことなし、先君文王、天下を三分して、其の二を有ち、惟境内の山川を祭るに止まり、終に敢て分を越えて禋祀を修めざるものなり、此れ臣道の至純なるもの、吉にして又何の咎あらん、象傳の意、天下文王に歸するも、文王は唯

其の境内の岐山を祭り、柔順を以て事を爲すを謂ふ、六と四と皆陰、柔順の象なり、
六五、貞、吉、升、階。○象傳曰、貞、吉、升、階、大得志也。

此の爻、下九二に應ず、即ち象に剛中にして應ずと曰ふもの、貞の字、句と爲すべし、
陰柔にして君位に在るが故に、必ず貞固にして其の吉を得るなり、若し貞固なら
ざれば、則ち賢を信ずること篤からず、賢に任ずること終らず、何の吉か之れあら
ん、階に升るとは、九二を主として言ふ、坤を土と爲す、三偶畫地の下よりして高き
が如く、階の象あり、二の升りて五に至る、階に升るが如し、此れ人君賢臣を升進し、
與に天位を共にするの象なり、象傳、大は九二の剛を指す、二、五の應を得て、大に其
の升らんと欲するの志を遂ぐ、象に慶ありて志行はるゝもの、是れを謂ふなり、

上六、冥、升、利、于、不、息、之、貞。○象傳曰、冥、升、在、上、消、不、富、也。

此の爻、天の上に居り、杳冥の間、陰畫昏暗、升りて此に至る、猶升りて已まず、是れを
冥、升と謂ふ、夫れ人誰れか生れて死せざるものあらん、仕へて止まざるものあら
ん、乃ち生を求めて已まず、仕へを求めて已まず、鐘鳴り漏盡き、夜行きて休まざる
は罪人なり、升、上六に至る、升りて將に安くに行かん、亦惟不息の貞に施すを可と

す、不息の貞とは、求むれば則ち之れを得、舍つれば則ち之れを失ふもの、求め我れ
に在るものなり、之れを求むるに道あり、之れを得るに命あるは、求め外に在るも
の、不息の正しからざるものなり、一息尙存すれば、此の志少くも懈る可らず、吾れ
未だ其の止むを見ざるなり、象傳、消して富まざるとは、柔を消と爲し、剛實を富と爲
す、冥、升上に在りとは、柔畫の消して富まざるもの、上に在るを以てなり、此れ冥、升
なり、之れを以て道を求むれば、則ち可なり、之れを以て欲に従へば、則ち不可なる
を謂ふなり、



序卦傳に曰はく、升、而不、已、必、困、故、受、之、以、困、と、夫の大祿を受くる者は必ず大任を
荷ひ、大任を肩にする者は、必ず大怨を蒙る、故に升りて已まざれば、必ず困むこと
あり、故に升の卦に次々に困を以てするなり、雜卦傳に井、通、而、困、相、遇、也、となり、困
も井も皆剛柔相遇うて剛揜はる、然るに困は水の剛、下に在りて通せず、井は水の
剛、土を出で、通ずるを得るなり、此れ剛の通塞相反するものなり、困の字、木、口、内
に在り、木は陽の生氣なり、卦たる、互巽の木、中に在り、木、坎地を匿れば、則ち彫み、免

困亨。貞。大人吉。无咎。有言不信。

此の卦、二の一剛、初三二柔の爲めに掩はれ、四五の二剛、三上二柔の爲めに掩はれ、其の前後を蔽塞し、通達に由なし、故に名づけて困と曰ふ、又坎の流水を以て、兌の止水の下に在り、阻抑して通ぜず、亦困の象なり、而して亨ると曰ふものは、陽剛健體、未だ抑へて伸びざるものならず、然れども貞に非ざれば能はず、故に之れに繼ぎて貞と曰ふ、大人は二五を指す、陽を大と爲し、二五を人位と爲す、二五剛中、均しく大人の徳を負ふ、必ず將に同徳を以て相與せんとす、故に困に終らず、跡困むと雖も、道則ち亨る、吉にして又何の咎あらん、然らざれば唯吉を得ざるのみならず、困を免れざるなり、言ありとは上六を指す、兌を口舌と爲す、上は兌の主なり、故に

彖傳曰、困剛揜也、險以說、困而不失其所、亨、其唯君子乎、貞、大人吉、以剛中也、有言不信、尚口乃窮也。

此の卦、坎の一陽、二陰の中に陥り、兌の一陰、二陽の上を蔽ひ、剛爻盡く柔の爲めに掩はる、故に困と曰ふ、險にして悦ぶとは、二體を以て言ふ、内、險に居ると雖も、外能く悦ぶ、此れ困の爲めに困まざるものあるなり、故に困みて其の亨通する所を失はず、此れ君子に非ざれば能はず、貞、大人吉とは、二五の剛中なるを以てなり、剛なれば則ち撓みて困に折けず、中なれば則ち躁して其の困を重ねず、即ち君子たる所以なり、言あり信ぜずとは、小人の口を尙びて我れを愚弄せんと欲するもの、乃ち售る所なきに窮し、自ら困むを謂ふなり、聖人易を作りて人に教ふる、凡そ逆境に於て、必ず之れに處する所以の法を求めしむ、若し困みて之れを通するなければ、是れ徒に其の疾を知りて、薬を用ゐることを知らざるなり、是くの如くなれば、

則ち亦安んぞ易を用ゐることを爲さんや、
象傳曰。澤无水困。君子以致命遂志。

水澤下に在るは、水涸るゝの象、故に困と名づく、君子の其の時を得ざる、猶澤の水なきがごとし、命を致すとは危きを見て命を授くるの謂ひに非ず、致は猶委のごとし、人、其の命を信ぜざれば、則ち死生禍福營爲百端、貞に居るの志、何を以て自ら遂げん、今一たび之れを命に委すれば、則ち志我れに在り、我れ自ら之れを握る、天亦得て我れを制せざるを謂ふ、命を致すは坎陷の象、志を遂ぐるは兌悅の象なり、

初六、臀困于株木。入于幽谷。三歲不覿。○象傳曰。入于幽谷。幽不明也。

此の爻、困體の下に居る、故に臀と曰ふ、木、土に入るを根と曰ひ、土上に在るを株と曰ふ、株は木身枝なく葉なきの稱、二を指して言ふなり、坎は木に於て堅くして心多しと爲す、兌に變すれば毀折と爲す、初二を困めんと欲し、枝葉を落す、故に株木に象ざる、而して其の臀株木に傷らるゝを虞らず、臀既に困めば、則ち行くこと能はず、且復るの益なきを計り、迷暗妄動、身を擧げて幽谷の中に入り、三歳の久しきに至り、人猶得て之れを見ず、是れ先きに君子を困めんと欲し、其の據る所を失ひ

九二、困于酒食。朱紱方來。利用亨祀。征凶。无咎。○象傳曰。困于酒食。中有慶也。

酒は坎の象、食は兌の象、此の爻、二陰に掩はれ、姑く酒食を以て優游自ら養ふ、之れに處ること泰然、但酒食に困むのみ、所謂る困みて其の處る所を失はざるなり、紱は膝を蔽ふの服、章を以て之れを爲る、朱、紱は五を指す、天子は朱紱なればなり、九二、九五の來りて困を通ずるを待つ、故に朱紱方來と曰ふ、二より五に至る離に肖たり、離を朱と爲し、又牛と爲す、朱を章に施すの象あり、九五中正陽明の君、必ず九二中正陽明の臣を求む、二但當に家食奉祀して命を俟つべきのみ、必ず干め進みて困みを取らざるなり、征けば則ち其の守る所を變じ、時を相て動くこと能はず、既に自ら凶に陥り、志を降し、節を隕すの咎、亦免るゝこと能はざるなり、象傳の意、此の爻、中を得て五に應ず、君臣同徳、終に能く困を濟ふ、故に慶ありと云ふなり、

六三、困于石。據于蒺藜。入于其宮。不見其妻。凶。○象傳曰。入于其宮。不見其妻。不祥也。

此の爻、陰體を以て承乘皆陽、進めば即ち四に過めらる、石を戴くが如く、退きて二に據れば、則ち刺の上に坐するが如く、困の甚だしきものなり、然るに其の剛を犯すの志未だ已まず、傷ることありて進み、交りなくして求む、上六已に將に往かんとす、而して猶之れに合ひて助けを爲さんと欲す、其れ孰れか與に應ぜん、故に其の宮に入り、其の妻を見ずと曰ふ、凶焉れより甚だしきはなし、石は四を指す、兎を剛と爲す、石の象、蒺藜は二を指す、坎を叢棘と爲す、蒺藜の象あり、又坎を宮と爲し、互巽を入と爲す、故に其の宮に入るの象あり、三は陽位、上は陰位、三は坎男、上は兌女、上は三の妻に似たり、然れども兩柔相應せず、三離目ありて能く視ると雖も、上は離の外に處り、隔絶して見ることを得ず、故に其妻を見ざるの象あり、下三爻を合せて觀れば、初六坎下に在り、故に幽谷に入ると爲す、即ち坎初の坎宮に入るなり、巽に變ずれば、大過の棺槨と爲る、眞に所謂る死期將に至らんとするものなり、象傳剛に乗ると曰ふを見れば、則ち蒺藜の二たることを知る、蒺藜の二たることを

九四、來徐徐。困于金車。吝有終。○象傳曰。來徐徐。志在下也。雖不當位。有與也。

をすれば、則ち石の四たるを知る、祥は吉なり、不祥は則ち凶の義なり、
來とは上より下るなり、來徐徐とは、四より初に來るなり、徐徐たるものは、金車に困むが故なり、互卦巽を進退と爲し、不果と爲す、故に徐徐たり、金車は二を指す、坎を輿と爲す、九二乾金の中畫を得たり、故に金車と曰ふ、初六は四の配なりと雖も、實は九二を掩ふもの、四、初に應ぜんと欲して、二、之れを阻つ、四と二と同徳なれば、初の柔を以て剛を掩ふことを見るや、遲々として應ずるに果さず、靳縮の象なり、然れども、上、五に比し、志合ひ道同む、必ず能く相與にして終りあり、又何ぞ初を戀ふことを爲さん、故に終ありと曰ふ、象傳、志下に在りとは、志、初に在るを謂ふ、初既に四を掩ひ、四、幸に之れと應せされば、則ち四の處る所、亦位に當らざるを云ふなり、

九五、劓刖。困于赤紱。乃徐徐有說。利用祭祀。○象傳曰。劓刖。志未得也。乃徐徐有說。以中直也。利用祭祀。受福也。

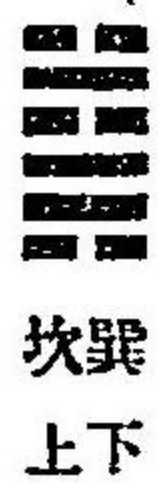
剝は鼻を割くの刑、剝は足を截つの刑なり、此の爻剛中正にして君位に居り、下九二と同徳相應ず、其の初三陰柔の爲めに掩はるゝを忿り、剝刑の刑を用ゐて、以て之れに加ふ、艮を鼻となす、九二下初六に連る、則ち艮下の一畫なし、是れ初の鼻を割くなり、震を足と爲す、九二上六三に連る、則ち震上の一畫なし、是れ之れが足を截つなり、小しく懲らして大に戒め、其れをして君子を掩はしむることを欲せざるなり、然るに初三陽を陷るゝの勢、未だ卒かに去らざれば、九五の困も亦甚だし、赤紱は九二を指す、赤紱は臣の紱なり、坎を赤と爲す、互體離を章と爲す、赤を章上に施す、赤紱の象、赤紱に困むとは、九二の爲めに困むを謂ふ、乃徐とは、來徐々の徐、即ち九四なり、説びありとは、四の説ふなり、免を悦と爲す、四亦陽徳、既に初に應ずるに果さず、徐々として行き、亦五を悦ばしむ、上之れに比して、以て二を拯ふなり、三陽心を同じくし共に濟ふ、二既に險難を脱するを得て、五亦其の焦勞を釋くことを得、斯の時や、以て祭祀するに利し、天地神祇亦陰に之れを祐く、心を寛にし、以て百福の來るを待つのみ、免を巫と爲す、故に祭祀と曰ふ、象傳、志未だ得ずとは、下坎二陰尙在るを謂ひ、中直とは、五に中直の徳あるを謂ふ、上卦の中に居り、九二の

陽剛と相應ずる、是れ其の直なり、君臣同徳なれば、即ち福を受くべきを謂ふなり、

上六困于葛藟于臲臲。曰動悔。有悔。征吉。○象傳曰。困于葛藟。未當也。動悔。有悔。吉行也。

臲臲は安からざる貌、此の爻柔を以て互體巽木の上を纏ふ、葛藟の象、五の上に居るは、臲臲の象、困、九五に至りて説びあれば、則ち困已に通じて、陰柔の陽剛を掩ふもの、皆已に除く、上六獨り免極に居る、乃ち小人媚悦して高位を取るもの、而して猶黨類を顧惜し、自ら割くこと能はず、是れ葛藟に困むなり、陽剛已に困を出で、君子用に向ひ、邪黨寒心するの時、上六の處る所、其の地に非ず、是れ併せて臲臲に困むなり、此に至りて、上六亦悔あり、曰はく、我れ向きに剛を掩ふが故に困む、今當に動きて改め悔ゆべしと、然れども徒らに之れを言ふのみ、未だ嘗て其の實行を見ず、此くの如くして其の悔を免れんことを望むも得んや、惟翻然として行き、遂れ、其の剛を掩ふものを變じて、以て陽を避くれば、則ち吉なり、動悔は言の虛、故に悔あり、征は事の實、故に吉なり、象傳未だ當らずとは、剛の上に居て剛を拵ふ、居る所未だ當らざるを謂ふ、徒に動悔と曰ふ、終に悔あることを免れず、吉を致すの道を

求めんと欲すれば、惟征行に在るを謂ふ、行とは柔の剛に變ずるを謂ふ、剛に變ずれば則ち剛を掩はざるなり、



序卦傳に曰はく、困乎上者必反下、故受之以井と、孔子曰はく、困の道、寒より暖に及び、暖より寒に及ぶなり、唯賢者獨り知りて言ひ難しと、困の六爻、皆上より下に來り、井と爲るの象あり、此れ上に困むもの、必ず下に反るなり、井に至りて後に上行し、水、坎に出づ、而して井は困に反すと雖も、然れども井の初め、猶困のこととし、下に遇うて後に上に反る、卦象往來順逆、困井の二卦より備るはなし、此の卦、巽木より坎、水を出だす、水は資生の初め、水の精を得て、水の情を盡すもの、木に如くはなし、百尺の木、高陸に生ずるも、其の枝を折れば、則ち津液出づ、根は黃泉に入りて、潤ひは數仞の巖に升る、所謂る水に巽りて水を上ぐるもの、天一升降の妙用なり、

井改邑不改井无喪无得往來井井汔至亦未繙井羸其瓶凶

汔は幾なり、近なり、繙は水を汲む索なり、羸は毀敗なり、瓶は水を汲む器なり、此の卦、巽木、下に入り、坎水を取りて上に至る、井を汲むの象、故に井と爲す、古へ邑を立

つる、必ず水泉の在る所を相す、水泉を得れば、則ち當に邑を改めて以て之れに就くべし、上卦坎の一陽中に在るは泉の象、二陰外に在り、陷と爲す、陷は井の象、坎は坤より來る、坤を邑となし、坎を井と爲す、坤變じて坎と爲る、邑を改めて井を改めざるの象、喪ふなく得るなしとは、汲むが爲めに喪ひて竭きず、汲まざるが爲めに盈たざるを謂ふ、是れ井の徳なり、往來井々とは、六書を合せて象を取る、上は往を謂ひ、下は來を謂ふ、剛、五に往きて、上體坎と爲れば、則ち井水の上に至るもの、柔、初に來りて、四より初に至るまで坎に肖るは、則ち井水の下に在るもの、是れ上下皆井なり、汔んと至るとは、水幾んと上に至りて、未だ井を出でざるなり、水、坎の中畫に至り、未だ坎の上畫に至らず、則ち汲みて未だ井口を出でず、亦未だ繙を井口に施さざるものと同じ、井の道、已に出づるを以て功と爲す、故に井は上六に至りて、始めて元吉なり、卦に巽あり、巽を繩と爲す、繙の象、其の瓶を羸る凶とは、二三を下に在るの井水とし、二より四に至る、離に肖て、外堅く内虚、缶瓶の象あり、二三の水已に實ちて、井に吸むの瓶に在り、而して下の一畫偶なるは、猶瓶の底傷損して水の漏るがごとし、則ち終に水を貯ふると能はず、故に凶、九二の褻敝漏る是れなり

象傳曰。巽乎水而上水井。井養而不窮也。改邑不改井。乃以剛中也。汔至亦未繙井。未有功也。羸其瓶。是以凶也。

巽は入なり、又木と爲す、木水下に入るに非ざれば、則ち水上に出でず、故に水に巽りて水を上ぐと云ふ、井は養ひて窮まらずとは、井の徳愈、汲みて愈、生じ、其の人を養ふこと窮まりなきを歎美するなり、此の句无喪无得往來井々の義を釋す、剛中とは、坤の邑變じて坎の井と爲れば、則ち剛畫中に居る、九五を指して言ふなり、井は水を汲みて幾んど井上に至らしむと雖も、未だ井を出でざれば、亦未だ井を繙せざると同じ、井は用を濟すを以て功と爲す、水出づれば用を爲す、未だ用ゐざれば、則ち何んの功あらん、故に未だ功あらざるなりと云ふ、瓶は水を上げて用を致す所以、瓶敗るれば、則ち水を汲むの用廢す、故に凶なるなり、

象傳曰。木上有水井。君子以勞民勸相。

木を以て水を承けて之れを上ぐるは、乃ち器を以て水を汲み、井より出すの象、井に養ふの道あり、君子此の象を見て、其の民を勞來し、各其の力を盡さしむ、坎を勞卦と爲す、民をして井を掘りて飲ましむるの類の如し、其の民を勸勉して、相助け

しむ、巽を命と爲す、同井相養はしむるの類の如し、

初六井泥不食。舊井无禽。○象傳曰。井泥不食。下也。舊井无禽。時舍也。

此の爻、陰柔にして水の下に在り、泥と爲す、故に食ふ可らず、凡そ食と曰ふものは、兌口なり、二三四互兌、初爻の外に在り、食はざるの象なり、井の泥にして食はれざるは、則ち是れ井の久しく浚濼せざるものなり、古人未だ浚へず未だ水を易へざるの井を以て舊と稱す、凡そ井の卑地に在るもの、禽鳥或は其の水を食ふ、今井泥にして食ふ可らざれば、則ち但人に棄てらるゝのみならず、禽鳥も亦之れを顧みず、故に舊井に禽なしと云ふ、象傳、下とは六畫の下に在るを謂ふ、井の上出するものは食ふ可きの水、其の下に在るものは、食ふ可らざるの泥なり、時に舍つとは、舍て、用ゐざるを謂ふなり、

九二井谷射鮒。甕敝漏。○象傳曰。井谷射鮒。无與也。

谿谷水を出だすときは、上より下に注ぐ、井は下を以て上に給するものなり、然るに此の爻上に應なし、谷中の水下に注ぐものに似たり、故に井谷と曰ふ、射は衝射なり、猶注と曰ふがごとし、互卦坎に變ず、弓を以て射るの象、初巽を魚と爲す、鮒の

象、此の水惟下に衝射して以て小魚を活すのみ、故に鮒に射ぐと云ふ、二より五に至る、離に肖たり、夔と爲す、二は剛にして實の象、水、夔中に實つ、互兌を毀折と爲す、敵るの象、下の陰爻、拆あるは、水、下に漏るの象、象傳、與にするなしとは、二五相應せざるを謂ふ、井は上出を以て功と爲す、二、下に在りて、上に應援なければ功を成すこと能はざるなり、

九三井渫不食、爲我心恻、可用汲。王明、並受其福。○象傳曰、井渫不食、行恻也。求王明、受福也。

渫とは汚れを停めざるの謂なり、此の爻、下卦の上^三に在りて、上に應あり、井泥射鮒等の時に異なり、然れども猶下體に在り、故に之れを浚へ、之れを渫くすと雖も、未だ人の爲めに食はれず、巽を潔齊と爲す、渫の象、卦中唯三と五と剛を以て剛に居り、食ふ可きの泉と爲す、五は上體に在りて、兌口の上^三に在り、三は下體に在りて、兌口の下^三に在り、故に五は食はれて、三は食はれず、我が心の惻みを爲すとは、正應の上六に代りて言ふ、坎を加憂と爲す、惻の象、用ゐて汲むべしとは、水を汲むを以て言ふと雖も、其の實即ち汲引の汲、上六三に應じて五に比す、故に長繩を以て三を

汲み、三をして五に知らしめんと欲す、三四五離に體し、明と爲す、賢者明王に知られ、大に其の道を行ふことを得れば、則ち君民上下並びに其の福を受けざるなし、猶井の食はれて人に益あるかごとし、故に王明かなれば並びに其の福を受くと曰ふ、象傳、行恻とは、例へば奇寶道に横たはりて收めざれば、則ち道を行くの人も皆之れを歎息するが如く、上六の惻むものは、私の爲めに非ざるを謂ふ、此れ賢を好むの公心なり、井一たび用ゐられて、則ち一邑其の福を受け、君子一たび用ゐられて、天下則ち其の福を受く、故に王の明を求めて福を受くと云ふなり、

六四井甃无咎。○象傳曰、井甃无咎、修井也。

井は泉の寄る所、故に三陽を泉と爲し、三陰を井と爲す、初六は最下、故に泥と曰ふ、上六は最上、故に收と曰ふ、六四其の間に居て正を失はず、故に甃と曰ふ、甃は瓦を以て井に壘するなり、井甃すれば則ち井旁の土崩れずして、井水汚壊せず、故に咎なし、象傳、井を修むとは、甃砌を修むることを謂ふなり、

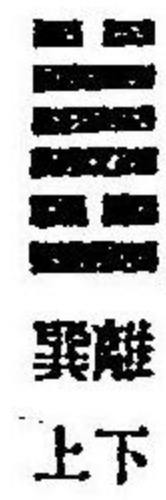
九五井冽寒泉食。○象傳曰、寒泉之食、中正也。

坎は正北方、寒とす、乃ち水の正性にして寒冷なるもの、冽は甘くして潔きなり、坤

に變ずれば甘とす、兌口の上に居る、食の象、三の井、渫已に食ふべしと雖も、尙養下に居る、故に之れを汲むに及ばず、五の養上に浮溢して、日に人に汲まるゝに如かず、五は井の道に於て至善なり、然るに吉を言はざるものは、未だ井口を出でざるを以てなり、象傳、中正とは、中正の道、動かずして物に及ぶの功あるを謂ふなり、

上六、井收、勿幕、有孚、元吉。○象傳曰、元吉在上、大成也。

此の爻、上にして井口なり、水、井口に至れば、瓶に在るの水なり、故に井收と曰ふ、收は梗を收むるの意なり、幕は覆なり、勿は禁止なり、幕ふ勿れとは、人々之れを汲みて、其の功用を薄くすべきを謂ふ、偶畫開きて塞らざるは、井口覆はざるの象、孚ありとは、其の出づる源ありて窮まらざるを謂ふ、上六五に比して三に應ず、兩爻坎に體す、中實孚あるの象、象に所謂る无喪、无得、往來井井なるものなり、井は上に出づるを以て功と爲す、故に上の徳、首として吉なり、象傳、大とは、五三の陽剛を指す、上六能く之れを汲みて上に至る、故に其の陽剛物を濟ふの功成るを謂ふなり、



序卦傳に曰はく、井道不可不革、故受之以革と、井の道は常の道なり、革は常の道を

革むるに非ず、其の常を壞るものを革むるなり、古禮に立秋に井を浚へ水を改むることあり、水を改むるは、即ち井道の革なり、故に井の卦に次々に革を以てするなり、雜卦傳に革、去故也、鼎、取新也とあり、革は火と金と相尅す、己日にして乃ち革むるは、故きを去るの事なり、鼎は木と火と相生ず、趾を顛まにして否を出すは、新を取るの事なり、此れ新故相反するを謂ふなり、革は非常の事、革より以來、天下明主の升るを望むこと久し、天明主を生じ、之れを困窮に置きて、以て井養の徳を成す、徳ありて然る後、以て故きを革むべし、命を革むる者、大徳あるに非れば、大事を擧ぐることに能はず、此の卦、五より以下、互卦を同人と爲す、君子天下の志を通ずる所以なり、二より以上、互卦を大過と爲す、君子獨立して懼れざる所以なり、中互卦を姤と爲す、王者命を施し四方に誥ぐる所以なり、離明下に在るは、人心協應の象なり、兌悅上に在るは、天心豫順の象なり、互乾中に居るは、上帝汝に臨むの象なり、是くの如くにして、以て湯武の事を行ふべきなり、

革、己日、乃孚、元亨利貞、悔亡。

革は獸皮の毛を去り、之れを更革するなり、故に舊きを改むるの義と爲す、兌を金

と爲し、離を火と爲す、火を以て鼓鑄して金を革むるなり、巳日とは、天に十日あり、甲より戊に至るを前五日と爲し、己より癸に至るを後五日と爲す、天下の事を變革する、輕遠なるべからず、乃ち能く人に孚信あるべし、故に十日を以て率と爲し、未だ中半に及ばざるの前に革むるは、巳に中半を過ぐるの後に革むるに如かず、則ち輕遠の失なし、元亨利貞と云ふものは、中爻三四五乾に體す、故に乾の四徳を備ふるなり、悔亡は即ち九四の悔亡ぶるなり、六爻惟九五最も善くして、象獨り九四を指して言ふものは、下の三爻方に故きを革めて新と爲さんと欲し、謹重輕く革めざるの意あり、上の三爻は、則ち故きもの巳に革まりて新と爲る、九四上下卦の交に當り、正に命を改むるの時、故に悔亡ぶるなり、

彖傳曰、革、水火相息、二女同居、其志不相得、曰、革、己日乃孚、革而信之、文明以說、大亨以正、革而當、其悔乃亡、天地革而四時成、湯武革命、順乎天而應乎人、革之時、大矣哉。

坎水離火は男女の道なり、其の用相勝ち相違ふ、此れ造物の權、其の滅息するに似て、其の生息を成すものなり、故に水、木を以て火を生じ、火、金を以て水を生ず、相息

するの道あり、澤と火とは則ち然らず、澤は女なり、火も亦女なり、二女同居して生息の理なし、二女同居すれば則ち睽く、睽かざる所以のものは、免、下らんと欲して離に遇ひ、離、上らんと欲して免に遇ふ、相違はんと欲すと雖も能はず、既に相得ず、又相違はざれば、則ち相攻むることなき能はず、攻めて己まざれば、必ず一勝あり、勝つもの斯に之れを革む、火は能く金を革む、離は免を革むるものなり、故に革と曰ふ、己は十日中半の後、此の時を待ちて革むれば、則ち謹審にして輕遠ならず、故に革めて人之れを信ず、内卦離を文明と爲す、則ち理を見ることが必ず盡す、外卦免を説と爲す、説べば則ち人情に拂るなくして、又乾の四徳を備ふ、大に亨れば、則ち通ぜざる所なく、利貞なれば、則ち正しからざる所なし、其の宜く革むべきものに因りて之れを革む、之れを革むるに時を以てす、故に其の至當を得て悔亡ぶるなり、革の道を推すときは、天地聖王皆然らざることなし、春夏を陽と爲して離に盡き、秋冬を陰と爲して免に起る、此れ天地革まりて四時成るの象なり、五を天爻と爲し、二を人爻と爲す、二五相應するは、天に順ひ人に應ずるの象なり、殷湯周武之れを用る、命を天に受く、故に世を易ふる、之れを革命と謂ふ、革めて其の可に當る、

之れを時と謂ふ、時の未だ至らざる、聖人先きんずることを欲せず、時の已に至る、聖人敢て後れず、故に之れを賛して、革の時大なるかなと曰ふなり、

象傳曰。澤中有火。革。君子以治歷明時。

澤は水を容るゝの處、澤中に火あれば、以て其の水を消乾す、水は火を熄するものなり、而して反りて澤中の火に熄せらる、其の常を改め變ずるなり、故に名づけて革と爲す、君子之れに法り、日月星辰歴る所を紀するの書を修め、以て四時の事を明かにす、歴は須く年々改革すべし、改革せざれば、則ち天度漸く差へばなり、易、乾より革に至る、四十有九、大衍の用なり、分ちて兩に象、どるは、天地革まるなり、之れを撰するに四を以てするは、四時成るなり、是れを以て革に至れば、即ち歴を治むることを言ふなり、

初九鞶用黃牛之革。○象傳曰。鞶用黃牛。不可以有爲也。

鞶は革を以て物を束ぬるなり、離を牝牛と爲す、離の爻、本坤より來る、黃牛の象、六二を指して言ふ、黃は中色、牛は順物、初剛外に在り、故に革と爲す、本と皮なり、毛を去れば革と爲す、此の爻陽剛、本と革むべきの才あり、然れども時猶初なり、事の初

めに動けば、即ち審に慎むの意なし、位を以てすれば、即ち下なり、上に應援なければ、則ち體勢の重きなし、故に六二中順の徳を以て自ら固め、妄りに動かざるべし、故に鞶むるに黃牛の革を用ゐると曰ふ、象傳の意、時は初に在り、位は下に在り、上に應援なければ、當に爲すことあるべからざるを謂ふなり、

六二已日乃革之。征吉。无咎。○象傳曰。已日革之。行有嘉也。

己日は十干の中なり、變革の離、卦中に在り、中半の義と爲す、二柔順中正を以て文明の主と爲り、上、剛陽の君に應ず、以て爲すことあるべきの時なり、又敢て輕遠せず、直ちに十干の半ばに至りて、革變の事を舉ぐ、此れを以て征行上進し、五に従へば、即ち吉にして、又何の咎あらん、象傳、行きて嘉ありとは、即ち征吉の謂、二五正應にして、革の道行はるゝを謂ふ、凡そ卦中嘉と言ふものは、皆二五相應ざるを謂ふなり、

九三征凶。貞厲。革言三就。有孚。○象傳曰。革言三就。又何之矣。

此の爻、位に當ると雖も中ならず、未だ以て革む可らず、時未だ至らざるなり、離の性炎上、震に變ずれば、躁動と爲す、故に戒むるに征行すれば、則ち凶を以てす、然れ

ども革の時に當り、故常に拘守して進まざるべけんや、若し貞固にして小人の諒を爲せば、則ち亦厲きを免れず、惟當に革むべきの言を審察し、再に至り、三に至り、此れを以て上り往けば、則ち己れ自ら信ずべくして、亦衆に信ぜらるべし、革言とは、改革の論を以て相審度するを謂ふなり、三就とは、猶三匝と言ふがごとし、三上正應、兗上を口と爲す、言の象、三、四と五とを歴て、革道始めて成る、上に至れば則ち三爻を開す、三就の象、孚ありとは、積坎中實の象なり、象傳の意、之れを衆論に替ふるに、三就に至り、曾て異辭なし、事至當なり、義當に進み革むべし、逃避する所なし、革めざるを欲するも得べからざるを謂ふなり、

九四悔亡。有孚改命。吉。○象傳曰。改命之吉。信志也。

此の爻、五に近く、乃ち湯武猶諸侯たるの時なり、水火の際にして、革の時に當り、剛を以て柔に居り、其の剛に任へず、天下を爲むるの志ありと雖も、顧慮の心なき能はず、然れども事勢已に窮まり、革めざる可からず、故に悔ありと雖も亡ぶべし、剛を以て柔に居り、其の徳を晦ますと雖も、天下已に其の志民を救ふに在ることを信ず、故に孚あり命を改む吉と曰ふ、命は歴數の命、即ち湯武命を革め、天に順ひて

人に應ずるなり、象傳、信志とは、即ち象傳、革めて之れを信ずるの信なり、

九五大人虎變。未占有孚。○象傳曰。大人虎變。其文炳也。

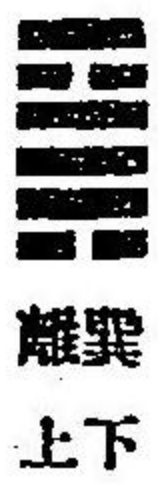
大人は九五を指す、九五剛中にして尊に居る、諸侯より升りて天子と爲る、天命已に新たなれば、即ち法律制度國勢人心一變して之れを更新せざることなし、虎は離の象、五より初に至る、大象離に肖たり、二は離の主爻にして、革の事を贊襄するもの、九五剛健中正を以て上に應じ、手を拱して成を受く、是れ内の文明外に見はるゝものなり、故に虎變と曰ふ、虎は西方の獸、兗は西方の卦、堯舜の揖讓は天下惟其の徳を見る、故に龍と曰ふ、湯武の征伐は則ち威ありて存す、故に虎と曰ふ、未だ占はずして孚ありとは、必ず之れを鬼神に問はずして、早く已に人に信ぜらるゝを謂ふなり、象傳、炳とは、火日の光明の如きを謂ふ、文炳を以て虎變を解するを見れば、虎は離の象を取ることを知るべし、

上六君子豹變。小人革面。往凶。居貞吉。○象傳曰。君子豹變。其文蔚也。

小人革面。順以從君也。

此の爻三と應ず、君子豹變とは、九三を指す、陽爻を君子と稱す、豹は虎に似て圖文、

三離に體するを以て亦文明の象あり、然れども三は乃ち離の外畫、主爻の二と同
じからず、故に但豹と稱す、虎は文ありて能く神、豹は文ありて神なること能はず、
此れ虎豹の別なり、虎變は文章の大なるもの、豹變は文章の小なるもの、上に命を
革め制を創むるの主あれば、則ち下に洪業を潤色するの臣あり、三の時に當り、革
言三たび就る、已に孚あり、此れ小人面を革むる所以なり、小人面を革むるは、本爻
を指して言ふ、陰爻を小人と稱す、外卦の上に居る、故に面と爲す、上、三と正應、兌説
上に見はる、面を包み内に向ふの象あり、斯の時、復何をか求めん、功成れば則ち事
損し、事損すれば則ち爲るなし、若し復往く所あれば則ち躁擾して凶、惟貞に居て
動かざれば則ち吉なり、變ずれば則ち應を失へばなり、象傳、蔚とは、豹小にして文
密なるを謂ふ、君は要を主とし、臣は詳を主とするの義なり、順にして以て君に従
へば則ち心の革まること知るべきなり、



離巽上下

序卦傳に曰はく、革物者莫若鼎、故受之以鼎と、鼎の用たる、物を革むる所以なり、腥
きを變じて熟と爲し、堅きを易へて柔と爲す、水火同處すべからず、能く相合うて

鼎元吉亨。

用を爲して相害せざらしむ是れ能く物を革むるなり、故に革の卦に次ぐに鼎を
以てするなり、此の卦、澤水上に在るは鼎に烹るの象あり、下巽は鼎足高長の象あ
り、上離は烹飪の炎熱に象とるなり、蓋し水火は民用に急なるもの、故に井鼎の爻
象多く相似たり、井は水木を合す、上下二井に似たり、鼎は火木を合す、上下二鼎に
似たり、井は水を以て主と爲し、下、井に象どりて、上、水に象とる、鼎は火を以て用と
爲す、下、鼎に象どりて、上、烹に象とる、井汲上に在り、故に坎、上に居て、上卦吉多し、鼎
烹亦上に在り、故に離、上に居て、上卦亦吉多し、二卦先後革に遇ふ、革言三たび就る、
故に井の三、養を修む、舊井變じて新井と爲る、鼎の三、耳革まる、舊鼎變じて新鼎と
爲る、革は命を革むるなり、鼎は器に命ずるなり、人君大寶を撫育するの象、故に二
卦皆象を乾金に取り、皆互卦乾あるなり、万事万物各困革あり、士君子、身を養ひ、徳
を養ひ、人を濟ひ、物を利す、皆井鼎あり、必ず困に遇ひて後に井通し、必ず故革まり
て後に鼎新たなり、往來屈伸、易道の自然、聖人卦を畫し象を設く、故に通ずるのみ、

鼎は三足兩耳にして、五味を和するの寶器、此の卦、巽木下に居り、離火上に居る、互